

四国中央市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年3月
愛媛県四国中央市

は じ め に

高齢者を取り巻く環境は、人口減少時代の到来や高齢化の進展等により大きく変化しており、少子化や高齢者世帯の増加に伴う家庭・地域における介護力低下、認知症高齢者の増加等に伴う介護ニーズの複雑・多様化、介護従業者の人材不足等の諸課題が顕在化する一方、「人生 100 年時代」とも言われる長寿社会を迎え、高齢者の価値観やライフスタイル等の多様化に併せた新しい形での社会参加や働き方が求められています。

介護保険制度は創設から 20 年が経過し、高齢者の生活を支えるために不可欠なものとして広く定着しているところですが、こうした状況を踏まえ、今後更なる少子高齢化の進展が予想される中、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年・団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を控え、大きな節目を迎えており、既に高齢化率が 30%を超え、市民の方の実に 3 人に 1 人が高齢者である本市においても中長期視点に立った様々な変化に対応した施策の構築・提供が急務とされているところです。

今回策定いたしました四国中央市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画は、こうした考え方のもと、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくり」を基本理念として従来同様引き継ぐこととし、これまでの取組みの一層の充実・強化、及びニーズに即応した柔軟な施策や支援体制の構築を位置付けるものであり、高齢者のみならず、全ての市民の方がそれぞれの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う地域共生社会の実現を目指し、具体的施策を推進してまいりますので、市民の皆様には一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に際し、熱心にご審議いただきました介護保険運営協議会委員の皆様、各種ニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様及び介護サービス事業者の皆様方に、厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

四国中央市長 **篠 原 実**

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 介護保険制度改正の経緯	2
3 計画の性格・位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 日常生活圏域	7
6 計画の策定方法と体制	8
第2章 四国中央市の高齢者を取り巻く状況.....	10
1 高齢者の状況	10
2 介護保険制度における高齢者の状況	15
3 高齢者福祉施策等の実施状況	22
4 アンケート調査（国基準調査）の結果概要	28
第3章 計画の理念.....	41
1 基本理念	41
2 基本目標	42
3 計画の体系	43
第4章 施策の展開.....	44
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	44
2 認知症施策の推進	49
3 介護予防の充実と市民による自主的活動への支援	52
4 安心して暮らすことのできる地域づくり	55
5 介護保険制度の円滑な運営・推進	60
第5章 介護保険事業等の今後の見込み.....	64
1 高齢者数と認定者数の推計	64
2 介護保険サービスの見込み量	66
3 給付費等の見込み	92
4 第8期介護保険料の算定	102
第6章 計画の推進.....	106
1 市民、地域、行政等の連携	106
2 市民意識の啓発と地域福祉の推進	106
3 保険者機能強化推進交付金等の活用	106
4 PDCAサイクルを通じた地域マネジメントの推進	107
資 料.....	108
四国中央市介護保険運営協議会委員名簿	108

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

わが国の総人口は約1億2,700万人で、平成21年をピークに10年連続で減少している状況にあります（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」）。一方、人口構造は、老年人口（65歳以上）が平成27年以降は年少人口（0～14歳）の2倍以上で推移し、世界でも1・2位を争う長寿の国となっています。そして、将来的には、令和7年（2025年）になると団塊の世代（1947年～49年生まれ）が後期高齢者層（75歳以上）に入り、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に人口構造の局面が変化し、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代（1971年～74年生まれ）が全て老年人口となり再び高齢者数が急速に増加するなど、人口構造の大きな変化が見込まれています。

本市においても、高齢化が急速に進展する中で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続け、令和7年（2025年）には高齢化率は34.3%となり、75歳以上の高齢者の割合も19.9%と急増するとともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれています。

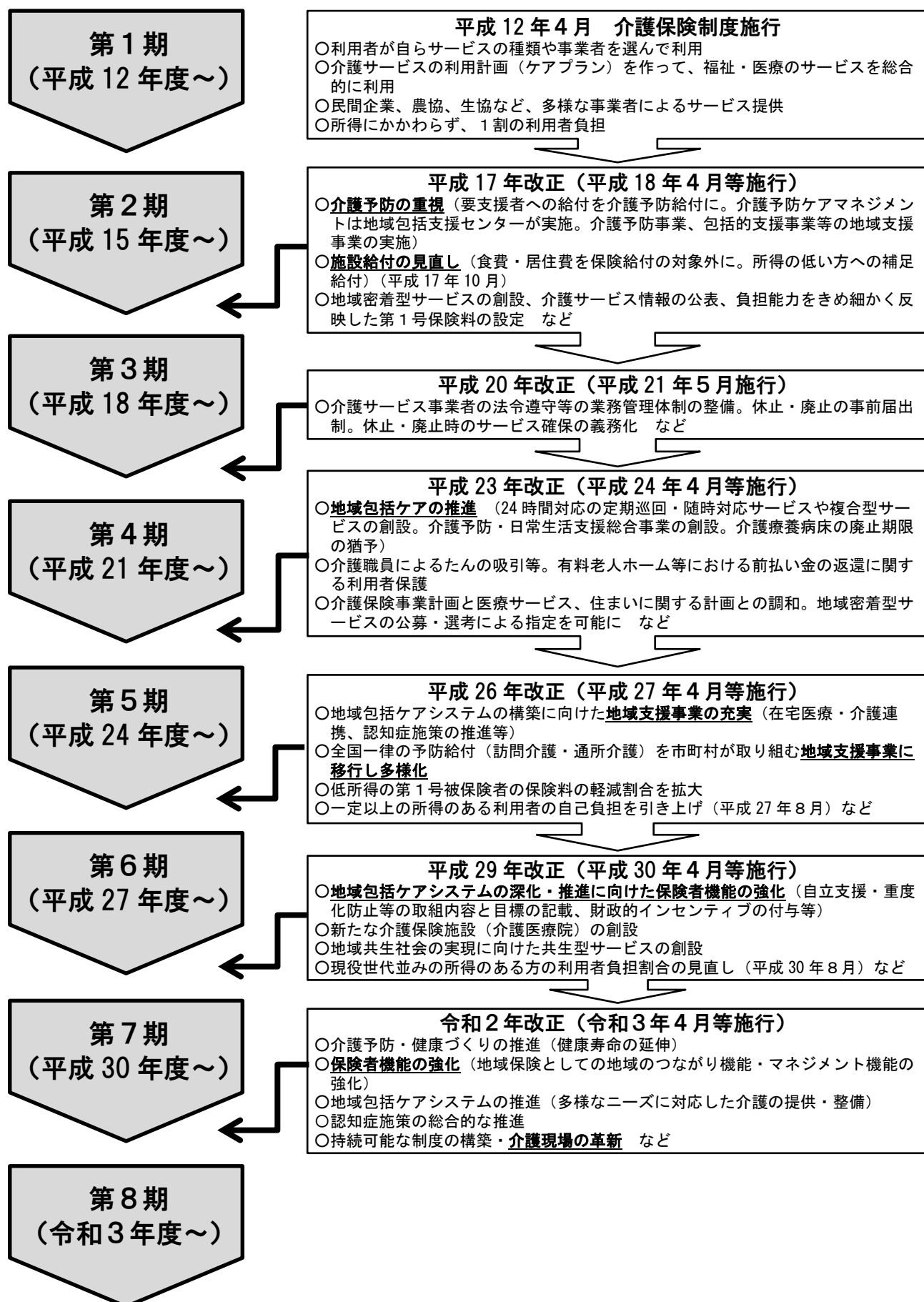
国は、これまで介護保険法の改正を断続的に行い、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療・介護・予防・住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進してきました。そして、平成29年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることが求められました。

加えて、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、防災や感染症対策についての周知啓発、災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築するなど、高齢者保健福祉や介護保険制度にかかるサービスや事業についても、新しい観点での見直しや工夫が必要となってきています。

本市では、これまでも令和7年（2025年）を見据え、『高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるまちづくり』を基本理念に掲げ、「地域包括ケアシステムの基盤整備」「生活の質の向上をめざした支援」に向け、介護予防事業の充実や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域包括支援センターを拠点としたケア体制づくり、介護給付等費用の適正化等に努めてきました。

本計画は、これまでの取組を引き継ぎながら、改めて令和7年（2025年）、そして令和22年（2040年）までの見通しを十分に検討した上で、本市における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る計画として策定するものです。

2 介護保険制度改正の経緯



第8期介護保険事業計画の策定に係る基本指針に関する事項は下記のとおりです。(社会保障審議会介護保険部会／第90回)

1. 第8期の基本指針の位置付け

- 都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。
- 基本指針では、以下の事項について定めることとされている。
 - ・介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ・市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
 - ・その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- 第8期（令和3年度～5年度）においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第8期計画に位置付けることが求められる。

2. 第8期計画において記載を充実する事項（案）

第8期の基本指針においては、以下についての記載の充実を検討している。

①2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定する。

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載する。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

②地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について

③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定する。
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載する。）
- ・看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえた在宅医療・介護連携の推進について
- ・国で示す指標を参考にした要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標
- ・データの利活用を進めることやそのための環境整備を含むPDCAサイクルに沿った推進

④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案する。

※住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載する。

⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載する。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載する。）
- ・教育等他の分野との連携に関する事項

⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策
- ・ポイント制度や有償ボランティアなど、総合事業等の担い手確保に関する取組の例示
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組

3 計画の性格・位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）及び介護保険法（第 117 条）に基づき、本市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るために定めるものです。このため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

《老人福祉法（抜粋）》

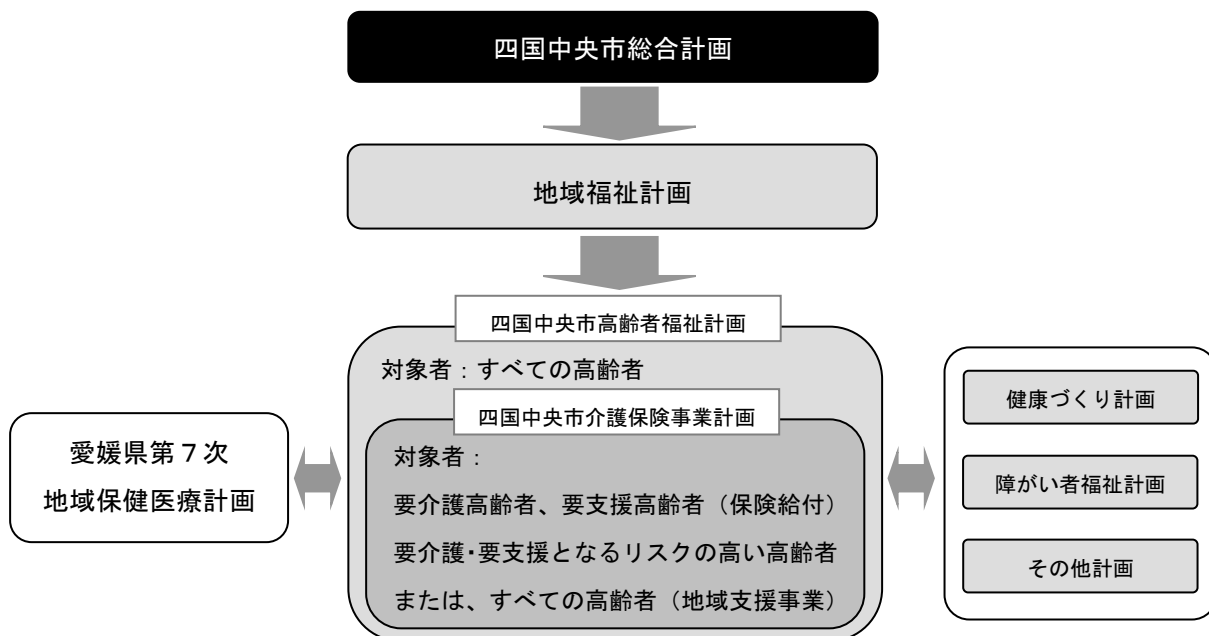
- 第20条の8第1項 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 第20条の8第7項 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

《介護保険法（抜粋）》

- 第117条第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 第117条第6項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

(2) 他の計画との関係

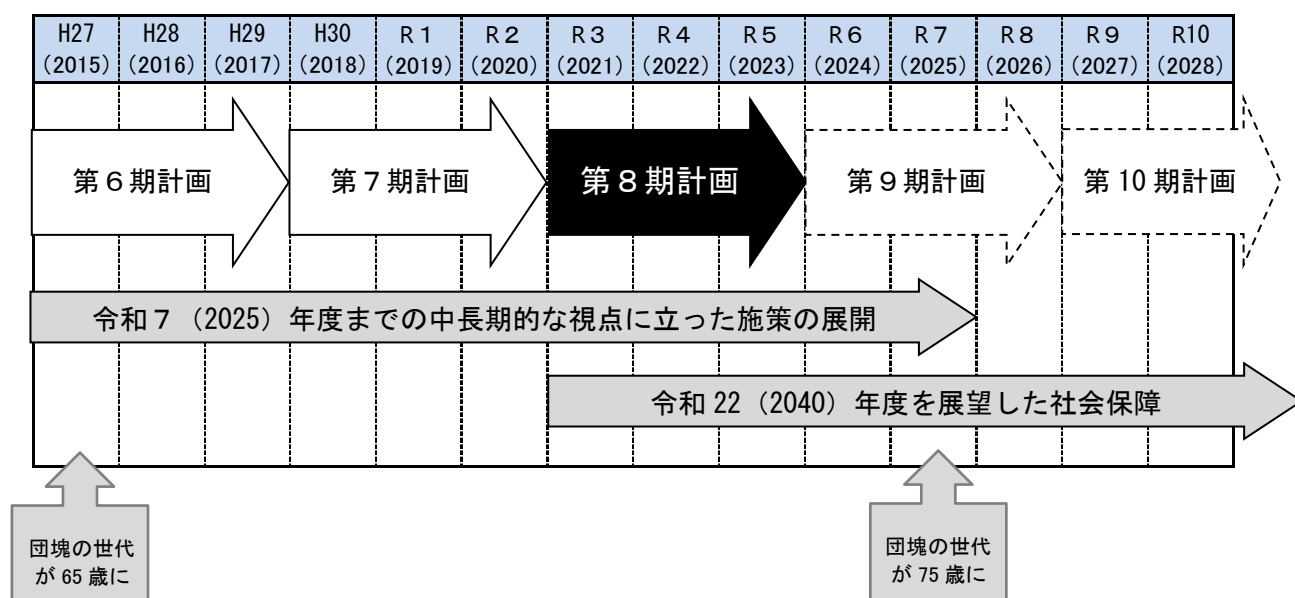
本計画は、国や県の基本的な指針や関連計画の内容を十分に踏まえるとともに、上位計画である「四国中央市総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」等との整合を図っています。



4 計画の期間

平成 30 年 3 月に策定した計画を見直し、計画期間を令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とした新たな計画を策定します。

なお、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据え、中長期的な視野に立った計画として策定します。



5 日常生活圏域

日常生活圏域については、前回までの計画と同様、合併前の旧市町村単位である4地域とします。

【日常生活圏域ごとの状況（令和2年9月末現在）】

		川之江	伊予三島	土居	新宮	
面積	km ²	70	185	87	79	
総人口	人	34,460	34,859	15,491	940	
高齢者人口	人	11,143	10,840	5,330	520	
	前期高齢者	人	5,481	5,226	2,678	188
	後期高齢者	人	5,662	5,614	2,652	332
高齢化率	%	32.3	31.1	34.4	55.3	
	前期高齢者割合	%	15.9	15.0	17.3	20.0
	後期高齢者割合	%	16.4	16.1	17.1	35.3
居宅サービス	訪問介護	箇所	8	16	4	1
	訪問入浴介護	箇所	0	1	0	0
	訪問看護	箇所	22	22	8	0
	訪問リハビリテーション	箇所	18	16	4	0
	通所介護	箇所	8	12	5	0
	通所リハビリテーション	箇所	3	7	1	0
	短期入所生活介護	箇所	6	5	2	0
	短期入所療養介護	箇所	2	3	2	0
	特定施設入居者生活介護	箇所	1	1	0	0
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所	2	1	0	0
	夜間対応型訪問介護	箇所	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	箇所	8	8	3	1
	認知症対応型通所介護	箇所	4	3	0	0
	小規模多機能型居宅介護	箇所	2	1	0	0
	認知症対応型共同生活介護	箇所	5	7	3	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	箇所	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所	1	2	1	0
	看護小規模多機能型居宅介護	箇所	0	0	0	0
施設サービス	介護老人福祉施設	箇所	2	2	1	0
	介護老人保健施設	箇所	1	2	1	0
	介護医療院	箇所	1	0	0	0
	介護療養型医療施設	箇所	0	1	1	0
居宅介護支援	箇所	11	16	3	1	

6 計画の策定方法と体制

(1) 四国中央市介護保険運営協議会

本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく学識経験者や保健・医療・福祉関係者、介護保険の被保険者等で構成された「四国中央市介護保険運営協議会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

【四国中央市介護保険運営協議会の開催状況】

回	開催日	開催場所	主な協議内容
1	令和2年6月15日	書面開催	・地域密着型サービス事業所の指定について
2	令和2年7月16日	市民交流棟 2階会議室	・第7期介護保険事業計画における施設等基盤整備進捗状況について ・第8期介護保険事業計画策定に係る今後のスケジュールについて
3	令和2年11月16日	保健センター 1階集団指導 検診室	・第8期介護保険事業計画策定に係る基本方針について ・第8期介護保険事業計画策定に係る各種調査結果の報告について ・第8期期間中における施設等基盤整備の具体的方向性について
4	令和3年1月28日	市民交流棟 2階会議室	・高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画(案)について ・第8期介護保険料について

(2) 行政機関内部の体制

市民に最も身近な自治体として、高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するため、関係部局との協議及び連絡調整を図りました。

(3) 各種調査の実施

本計画の策定にあたり、下記の調査を実施しました。

	国基準調査	市独自調査
サービスニーズの把握	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅の65歳以上対象（要介護者除く） 在宅介護実態調査 在宅の要支援・要介護認定者対象	居宅介護支援事業所等利用者実態調査 居宅介護支援事業所介護支援専門員対象 施設等入所待機者数調査 施設・居住系サービス事業所対象
供給量の把握		介護サービス事業所参入意向数調査 市内事業所等を有する法人対象 療養病床等転換意向調査 療養病床等を有する法人対象

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の方のご意見を募集するため、令和3年2月19日から令和3年3月4日までの期間においてパブリックコメントを実施しました。

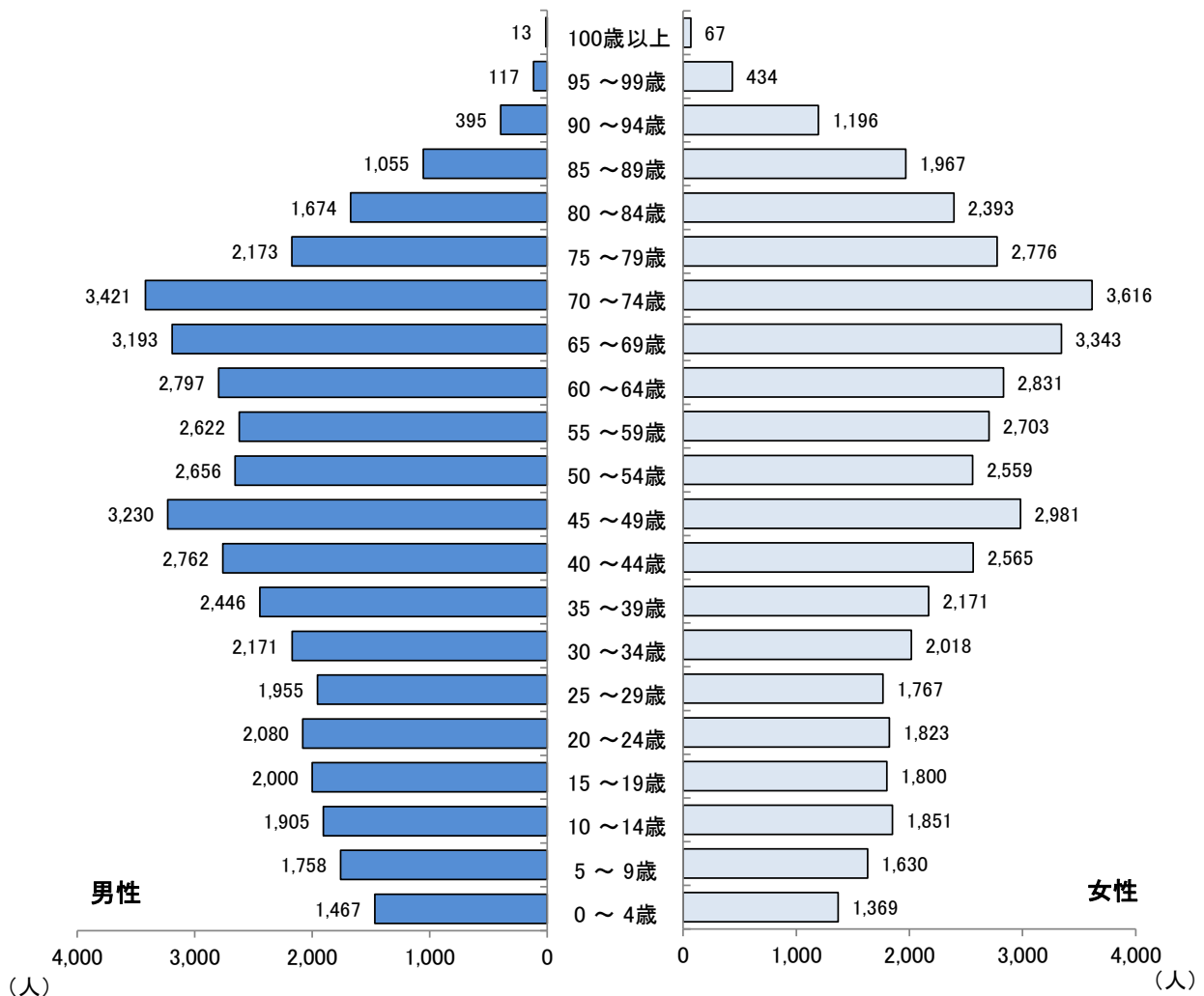
第2章 四国中央市の高齢者を取り巻く状況

1 高齢者の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の令和2年9月末現在の性別・年齢別人口（人口ピラミッド）は次のとおりです。
男女ともに65～74歳と、その子世代にあたる45～49歳の人口が多くなっています。

【人口ピラミッド 令和2年9月末現在】



【資料】住民基本台帳（令和2年9月末現在）

(2) 人口の推移

本市の令和2年の9月末現在の総人口は85,750人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向で推移しています。また、高齢化率は上昇しており、令和2年では32.5%となっています。

高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の割合は、平成24年以降、後期高齢者が過半数を占めています。

【総人口と年齢区分別人口の推移】

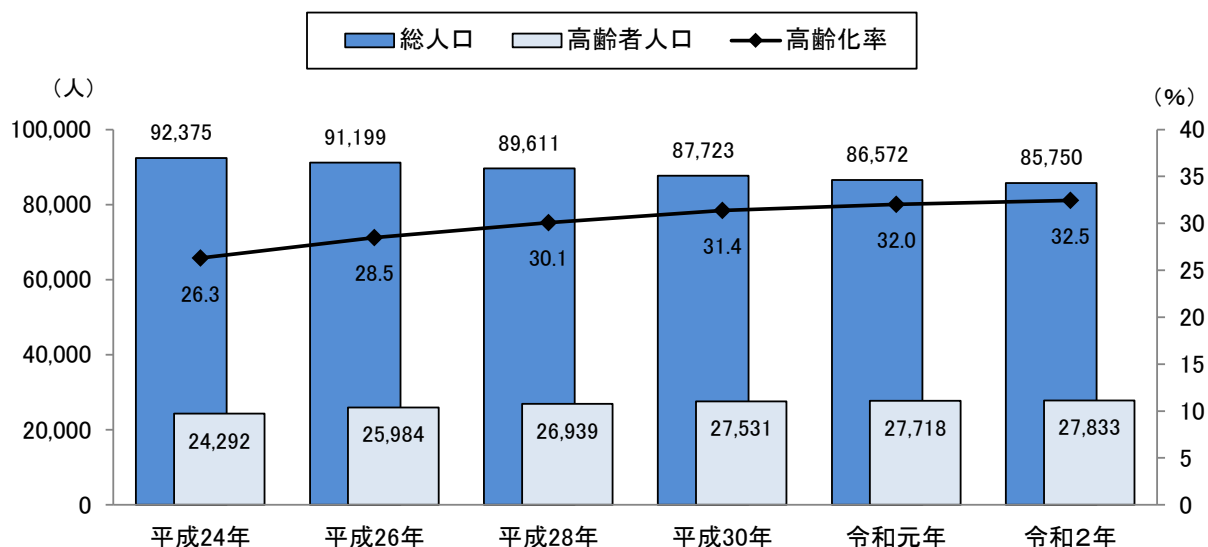
(人)

区分	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	92,375	91,199	89,611	87,723	86,572	85,750
年少人口 (0～14歳)	11,793	11,397	10,988	10,509	10,193	9,980
生産年齢人口 (15～64歳)	56,290	53,818	51,684	49,683	48,661	47,937
高齢者人口 (65歳以上)	24,292	25,984	26,939	27,531	27,718	27,833
前期高齢者 (65～75歳未満)	11,250	12,528	13,124	13,429	13,499	13,573
後期高齢者 (75歳以上)	13,042	13,456	13,815	14,102	14,219	14,260
高齢化率	26.3%	28.5%	30.1%	31.4%	32.0%	32.5%
前期高齢者 (65～75歳未満)	46.3%	48.2%	48.7%	48.8%	48.7%	48.8%
後期高齢者 (75歳以上)	53.7%	51.8%	51.3%	51.2%	51.3%	51.2%

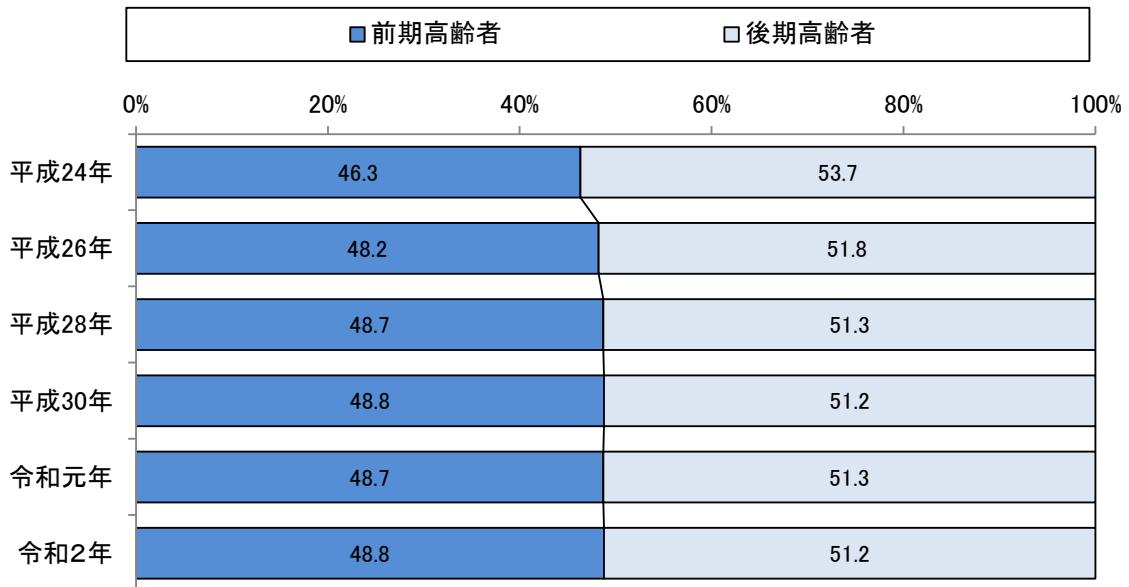
※前期高齢者、後期高齢者の割合は、高齢者人口に対する割合

【資料】住民基本台帳（各年9月末現在）

【総人口と高齢者人口の推移】



【前期・後期高齢者割合の推移】



※前期高齢者、後期高齢者の割合は、高齢者人口に対する割合

【資料】住民基本台帳（各年9月末現在）

（３）高齢者のいる世帯の推移

平成27年の一般世帯数は34,900世帯で、平成22年までは増加傾向でしたが、平成27年にはやや減少しています。一方、高齢者のいる世帯数は年々増加傾向にあり、平成27年には16,577世帯となっています。また、一般世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は平成2年の34.0%から13.5ポイント大きく上昇し、47.5%となっています。

また、その構成割合をみると、ひとり暮らし高齢者は4.9%から11.9%へと7.0ポイント上昇し、高齢者夫婦のみ世帯についても7.2%から14.5%と約2倍増加しています。

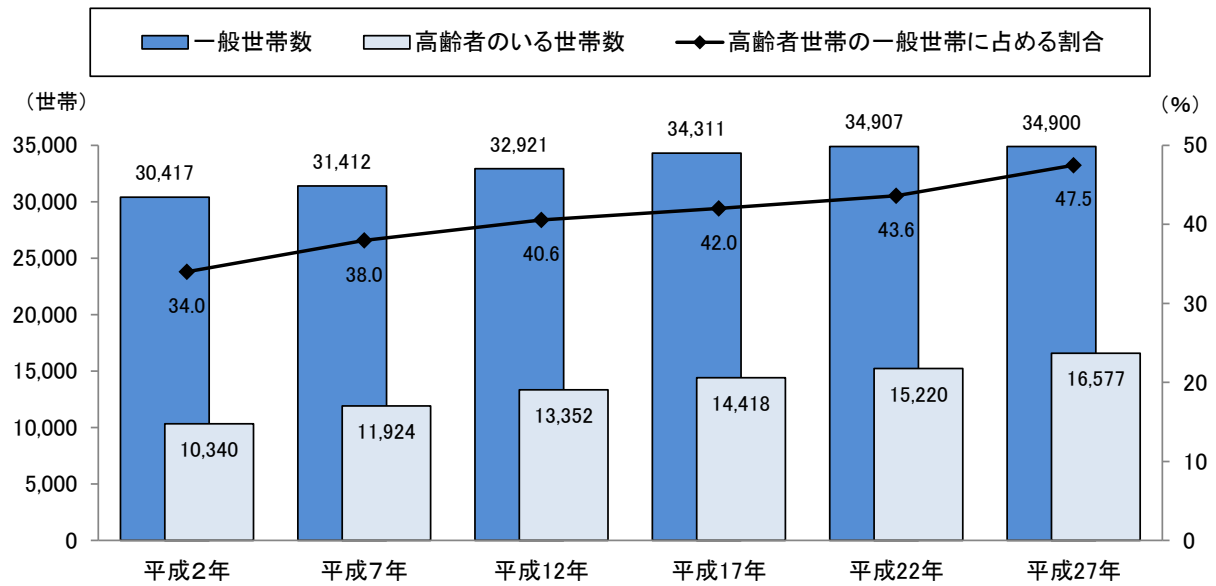
【高齢者のいる世帯数の推移】

（世帯）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	30,417	31,412	32,921	34,311	34,907	34,900
高齢者のいる世帯数	10,340	11,924	13,352	14,418	15,220	16,577
（一般世帯比）	34.0%	38.0%	40.6%	42.0%	43.6%	47.5%
ひとり暮らし高齢者世帯数	1,501	1,972	2,483	3,066	3,527	4,161
（一般世帯比）	4.9%	6.3%	7.5%	8.9%	10.1%	11.9%
高齢者夫婦のみ世帯	2,197	2,747	3,747	4,206	4,512	5,066
（一般世帯比）	7.2%	8.7%	11.4%	12.3%	12.9%	14.5%
同居世帯	6,642	7,205	7,122	7,146	7,181	7,350
（一般世帯比）	21.8%	22.9%	21.6%	20.8%	20.6%	21.1%

【資料】国勢調査

【高齢者のいる世帯の構成比の推移】



【資料】国勢調査

(4) 高齢者のいる世帯の住まいの状況

平成27年の高齢者のいる世帯の住まいの状況をみると、高齢者のいる世帯では88.5%が持ち家となっています。一般世帯数における持ち家の構成比と比較すると、17.9ポイント高くなっています。

【高齢者のいる世帯の住まいの状況（平成27年）】

(世帯)

	持ち家	公営の借家	民営の借家	その他	計
一般世帯数	24,644	1,845	6,362	2,049	34,900
(構成比)	70.6%	5.3%	18.2%	5.9%	100.0%
高齢者のいる世帯数	14,664	886	888	139	16,577
(構成比)	88.5%	5.3%	5.4%	0.8%	100.0%

【資料】国勢調査

(5) 高齢者の就業状況

平成 27 年の高齢者の就業者数は 5,565 人で、就業者全体の 1 割程度を占めています。

産業別にみると、本市全体では、就業者の 58.5%、また、65 歳以上の就業者の 56.6% が第 3 次産業に従事しています。

業種別にみると、農業、林業の全就業人口 1,520 人のうち、65 歳以上の就業者が 959 人となっており、63.1% を高齢者が占めています。

【高齢者の就業状況（平成 27 年）】

(人)

産業	業種	全就業人口		65歳以上就業人口		
		人数	全就業人口に占める割合	人数	65歳以上就業人口に占める割合	業種別全就業人口に占める65歳以上就業人口の割合
総数		42, 091	100. 0%	5, 565	100. 0%	
第1次	農業， 林業	1, 520	3. 6%	959	17. 2%	63. 1%
	漁業	126	0. 3%	63	1. 1%	50. 0%
第2次	鉱業， 採石業， 砂利採取業	9	0. 02%	－	－	－
	建設業	2, 676	6. 4%	434	7. 8%	16. 2%
	製造業	13, 054	31. 0%	958	17. 2%	7. 3%
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	166	0. 4%	11	0. 2%	6. 6%
	情報通信業	135	0. 3%	5	0. 1%	3. 7%
	運輸業， 郵便業	2, 792	6. 6%	244	4. 4%	8. 7%
	卸売業， 小売業	5, 557	13. 2%	941	16. 9%	16. 9%
	金融業， 保険業	719	1. 7%	61	1. 1%	8. 5%
	不動産業， 物品賃貸業	339	0. 8%	88	1. 6%	26. 0%
	学術研究， 専門・技術サービス業	602	1. 4%	105	1. 9%	17. 4%
	宿泊業， 飲食サービス業	1, 525	3. 6%	274	4. 9%	18. 0%
	生活関連サービス業， 娯楽業	1, 092	2. 6%	235	4. 2%	21. 5%
	教育， 学習支援業	1, 257	3. 0%	77	1. 4%	6. 1%
	医療， 福祉	5, 068	12. 0%	281	5. 0%	5. 5%
	複合サービス事業	438	1. 0%	21	0. 4%	4. 8%
	サービス業（他に分類されないもの）	1, 720	4. 1%	382	6. 9%	22. 2%
	公務（他に分類されるものを除く）	1, 028	2. 4%	40	0. 7%	3. 9%
	分類不能の産業	2, 268	5. 4%	386	6. 9%	17. 0%

【資料】国勢調査

2 介護保険制度における高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加しており、令和2年では6,454人となっています。

また、第1号被保険者認定率については、平成26年以降、22%台で推移しており、令和2年では22.8%となっています。

要支援・要介護度別にみると、最も増加が大きいのは要介護3で、平成26年から令和2年にかけて、217人増加しています。

本市の調整済み認定率をみると、県平均や全国平均より高く、県内他市との比較においても最も高くなっています。

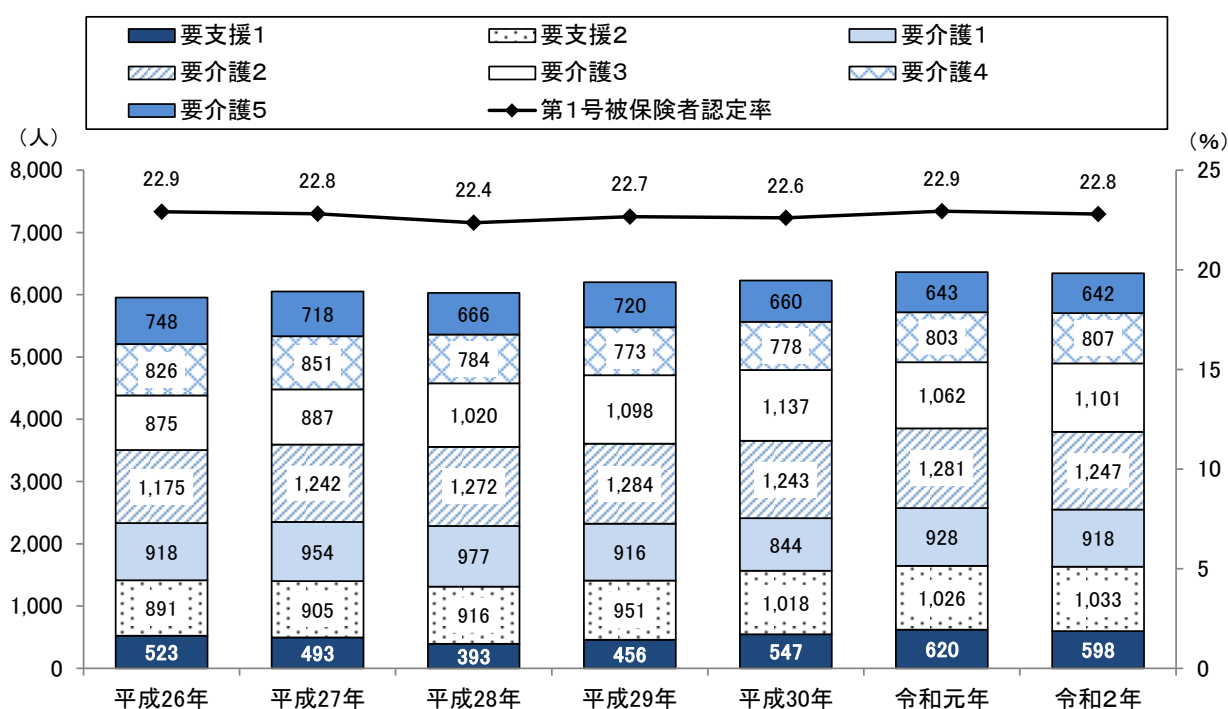
【要支援・要介護認定者数及び第1号被保険者認定率の推移】

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
第1号被保険者数	25,996	26,515	26,949	27,348	27,548	27,727	27,845
認定者数	6,089	6,177	6,161	6,327	6,346	6,472	6,454
要支援1	529	501	402	460	554	623	605
要支援2	899	918	934	970	1,033	1,041	1,049
要介護1	937	970	992	928	864	939	926
要介護2	1,208	1,271	1,301	1,313	1,262	1,313	1,278
要介護3	902	911	1,047	1,119	1,163	1,081	1,119
要介護4	846	867	804	799	796	817	823
要介護5	768	739	681	738	674	658	654
うち第1号被保険者	5,956	6,050	6,028	6,198	6,227	6,363	6,346
要支援1	523	493	393	456	547	620	598
要支援2	891	905	916	951	1,018	1,026	1,033
要介護1	918	954	977	916	844	928	918
要介護2	1,175	1,242	1,272	1,284	1,243	1,281	1,247
要介護3	875	887	1,020	1,098	1,137	1,062	1,101
要介護4	826	851	784	773	778	803	807
要介護5	748	718	666	720	660	643	642
第1号被保険者認定率	22.9%	22.8%	22.4%	22.7%	22.6%	22.9%	22.8%

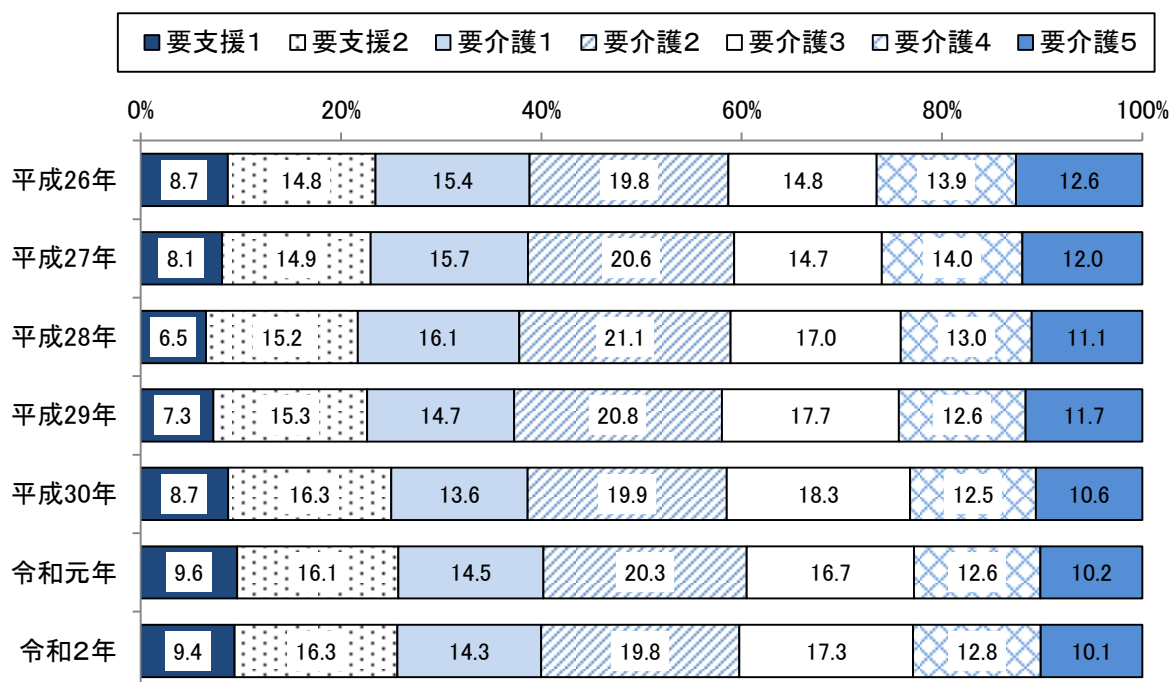
【資料】介護保険事業状況報告（9月末現在）

【要支援・要介護認定者数及び第1号被保険者認定率の推移】



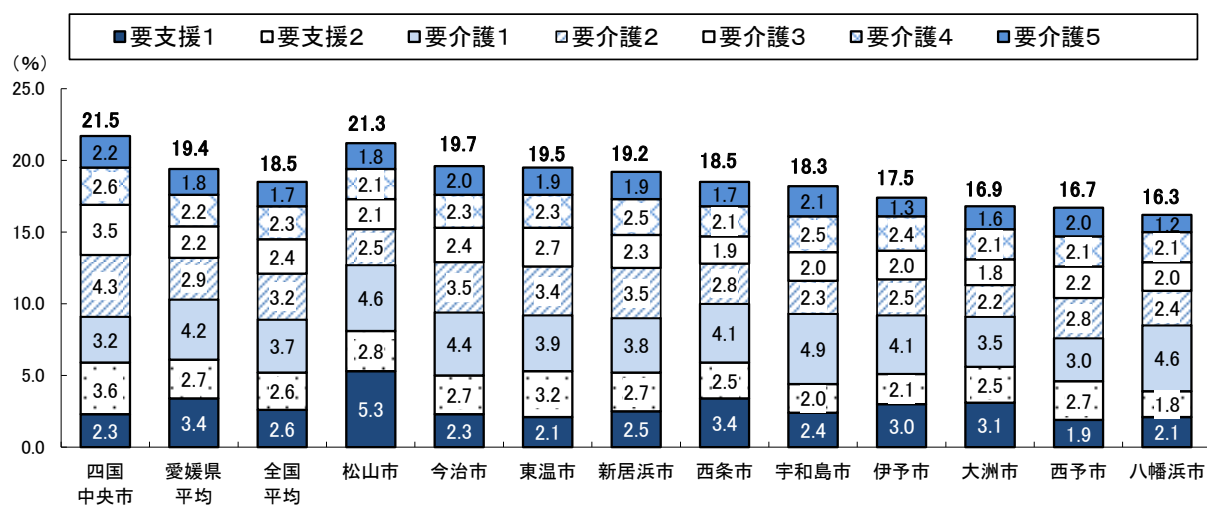
【資料】介護保険事業状況報告（9月末現在）

【要支援・要介護度別割合の推移】



【資料】介護保険事業状況報告（9月末現在）

【全国、県及び県内他市との比較 調整済み認定率（令和元年現在）】



【資料】介護保険事業状況報告、総務省：住民基本台帳人口・世帯数

※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率

(2) 介護保険サービス受給者数の推移

要支援・要介護認定者数が増加傾向にあることに伴い、介護保険サービス受給者数も増加傾向となっています。特に、地域密着型サービスは平成26年から令和2年にかけて倍以上の人数となっており、令和2年では923人となっています。

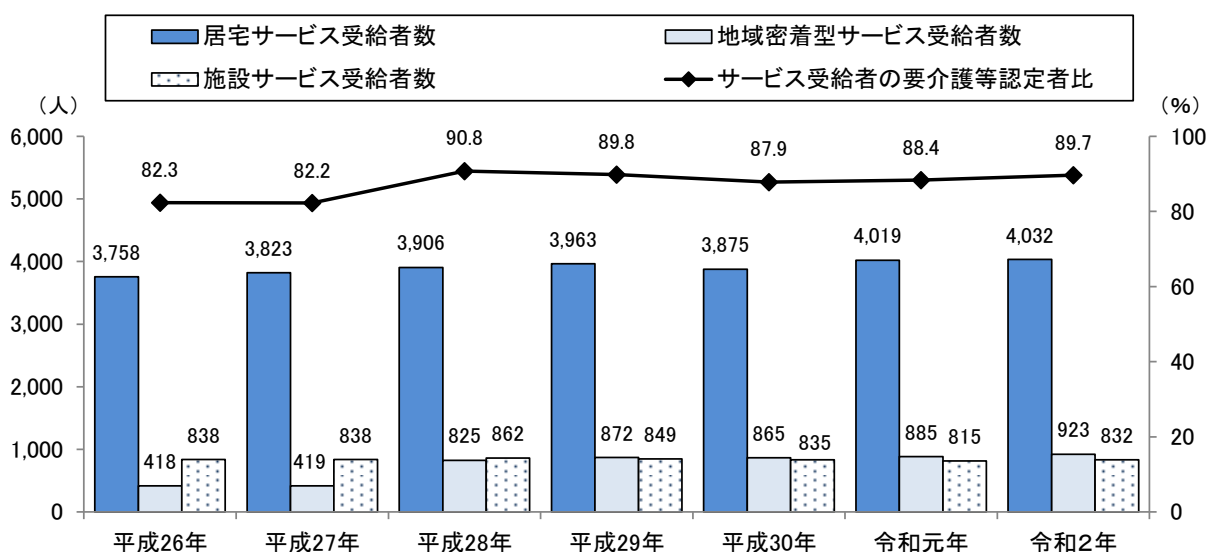
要支援・要介護認定者に対するサービス利用者の割合は、平成26年の82.3%から令和2年には89.7%と増加しており、認定を受けているがサービスを利用していないサービス未利用者は10.3%となっています。

【介護保険サービス受給者数の推移】

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
居宅サービス	3,758	3,823	3,906	3,963	3,875	4,019	4,032
高齢者人口比	14.5%	14.4%	14.5%	14.5%	14.1%	14.5%	14.5%
要介護等認定者比	61.7%	61.9%	63.4%	62.6%	61.1%	62.1%	62.5%
地域密着型サービス	418	419	825	872	865	885	923
高齢者人口比	1.6%	1.6%	3.1%	3.2%	3.1%	3.2%	3.3%
要介護等認定者比	6.9%	6.8%	13.4%	13.8%	13.6%	13.7%	14.3%
施設サービス	838	838	862	849	835	815	832
高齢者人口比	3.2%	3.2%	3.2%	3.1%	3.0%	2.9%	3.0%
要介護等認定者比	13.8%	13.6%	14.0%	13.4%	13.2%	12.6%	12.9%
サービス受給者計	5,014	5,080	5,593	5,684	5,575	5,719	5,787
高齢者人口比	19.3%	19.2%	20.8%	20.8%	20.2%	20.6%	20.8%
要介護等認定者比	82.3%	82.2%	90.8%	89.8%	87.9%	88.4%	89.7%

【資料】介護保険事業状況報告（9月末現在）



(3) 介護保険給付費の推移

介護給付費については、全体として計画値をやや下回っているものの、平成 30 年度から令和元年度にかけて、ほとんどのサービスで増加しており、中でも定期巡回・随時対応型訪問介護看護は大きく増加しています。

一方、予防給付費においては、介護予防居宅療養管理指導等のサービスで想定を上回る要支援者の利用があり、介護予防サービスの実績値は計画値を大きく上回っています。

地域支援事業費は、平成 30 年度から令和元年度にかけて 1.04 倍の増加、標準給付費は 1.02 倍の増加となっています。一方、対計画比についてみると、令和元年度では、地域支援事業費は 81.2%、標準給付費は 92.4%と 100%を下回っています。

【介護給付費の推移と対計画比】

(千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
(1) 居宅サービス	4,256,478	3,919,039	92.1%	4,363,093	3,972,659	91.1%
訪問介護	656,901	569,106	86.6%	679,326	575,010	84.6%
訪問入浴介護	23,024	23,174	100.7%	23,034	22,308	96.8%
訪問看護	128,131	105,131	82.0%	130,514	98,166	75.2%
訪問リハビリテーション	62,936	45,952	73.0%	67,928	48,992	72.1%
居宅療養管理指導	18,640	22,383	120.1%	19,661	22,761	115.8%
通所介護	1,459,835	1,314,193	90.0%	1,505,441	1,326,968	88.1%
通所リハビリテーション	830,440	796,959	96.0%	842,985	803,999	95.4%
短期入所生活介護	529,352	529,338	100.0%	539,004	561,853	104.2%
短期入所療養介護	132,004	109,018	82.6%	137,653	98,795	71.8%
福祉用具貸与	257,593	255,073	99.0%	258,464	260,821	100.9%
特定福祉用具購入費	9,668	6,537	67.6%	9,969	6,753	67.7%
住宅改修費	28,707	17,611	61.3%	29,814	23,815	79.9%
特定施設入居者生活介護	119,247	124,564	104.5%	119,300	122,418	102.6%
(2) 地域密着型サービス	1,861,231	1,685,176	90.5%	1,990,647	1,754,738	88.1%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	244,300	248,401	101.7%	255,065	347,790	136.4%
夜間対応型訪問介護	163,710	58,888	36.0%	176,552	0	0.0%
地域密着型通所介護	404,760	373,945	92.4%	413,180	376,822	91.2%
認知症対応型通所介護	120,135	89,434	74.4%	124,020	93,629	75.5%
小規模多機能型居宅介護	91,707	94,866	103.4%	127,607	100,455	78.7%
認知症対応型共同生活介護	544,502	520,628	95.6%	569,027	529,799	93.1%
地域密着型特定入居者生活介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	292,117	299,014	102.4%	325,196	306,243	94.2%
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0.0%	0	0	0.0%
(3) 施設サービス	2,763,504	2,640,032	95.5%	2,775,230	2,642,171	95.2%
介護老人福祉施設	1,162,749	1,189,951	102.3%	1,163,270	1,199,149	103.1%
介護老人保健施設	1,128,973	1,063,522	94.2%	1,335,360	1,060,856	79.4%
介護医療院	68,120	0	0.0%	136,239	0	0.0%
介護療養型医療施設	403,662	386,559	95.8%	140,361	382,166	272.3%
(4) 居宅介護支援	514,051	523,302	101.8%	526,472	541,269	102.8%
介護給付費計	9,395,264	8,767,549	93.3%	9,655,442	8,910,837	92.3%

【資料】介護保険事業状況報告

【予防給付費の推移と対計画比】

(千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
(1) 介護予防サービス	147,785	219,274	148.4%	155,629	258,470	166.1%
介護予防訪問入浴介護	389	0	0.0%	390	0	0.0%
介護予防訪問看護	4,468	4,904	109.8%	5,148	6,148	119.4%
介護予防訪問リハビリテーション	5,667	4,312	76.1%	6,164	6,141	99.6%
介護予防居宅療養管理指導	358	511	142.7%	358	809	226.0%
介護予防通所リハビリテーション	99,585	172,508	173.2%	104,484	202,235	193.6%
介護予防短期入所生活介護	1333	826	62.0%	1,779	1,088	61.2%
介護予防短期入所療養介護	681	0	0.0%	749	29	3.9%
介護予防福祉用具貸与	17,642	18,625	105.6%	17,758	21,666	122.0%
特定介護予防福祉用具購入費	1,508	2,174	144.2%	1,508	2,416	160.2%
介護予防住宅改修費	14,714	12,111	82.3%	15,851	15,339	96.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,440	3,303	229.4%	1,440	2,599	180.5%
(2) 地域密着型介護予防サービス	9,286	4,934	53.1%	13,467	5,512	40.9%
介護予防認知症対応型通所介護	517	0	0.0%	518	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,621	2,812	42.5%	8,651	2,646	30.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,148	2,122	98.8%	4,298	2,866	66.7%
(3) 介護予防支援	46,650	35,352	75.8%	47,625	40,976	86.0%
予防給付費計	203,721	259,560	127.4%	216,721	304,958	140.7%

【資料】介護保険事業状況報告

【地域支援事業費の推移と対計画比】

(千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
地域支援事業費	434,699	373,832	86.0%	481,099	390,453	81.2%
介護予防・日常生活支援総合事業費	250,873	220,731	88.0%	280,783	237,773	84.7%
包括的支援事業・任意事業費	183,826	153,101	83.3%	200,316	152,680	76.2%

【資料】介護保険事業状況報告

【標準給付費の推移と対計画比】

(千円)

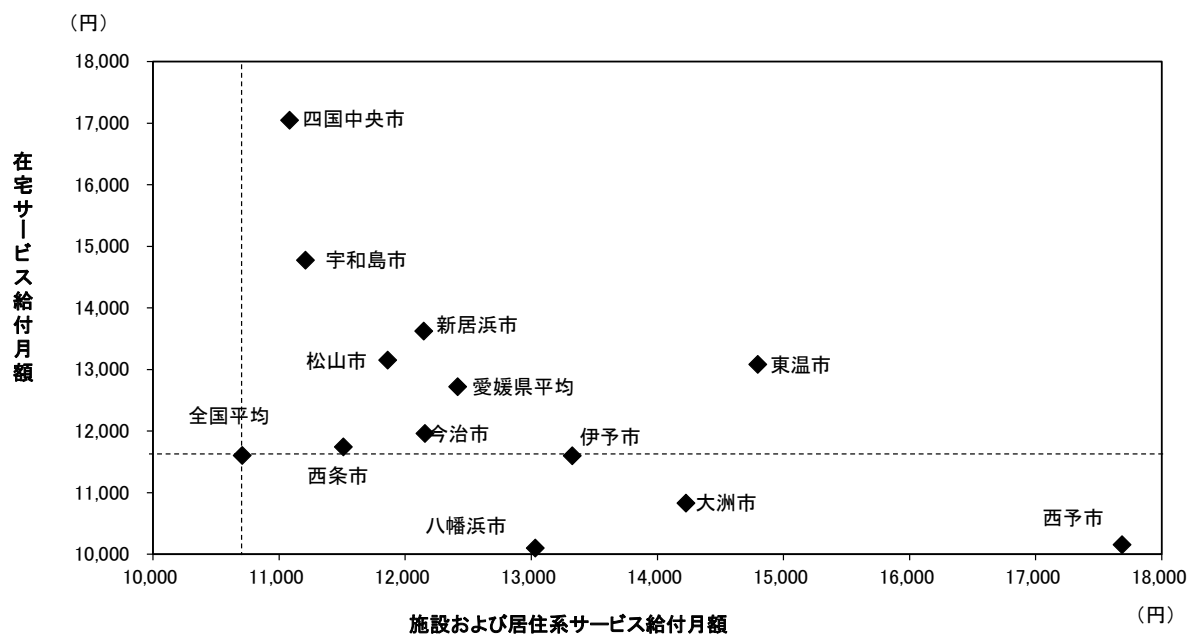
	平成30年度			令和元年度		
	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比
総給付費	9,594,380	9,027,178	94.1%	9,983,940	9,215,838	92.3%
特定入所者介護サービス費等給付額	294,800	271,758	92.2%	298,800	269,180	90.1%
高額介護サービス費等給付額	200,700	197,468	98.4%	215,700	203,702	94.4%
高額医療合算介護サービス費等給付額	23,100	25,162	108.9%	23,400	30,892	132.0%
算定対象審査支払手数料	12,198	11,638	95.4%	12,502	12,063	96.5%
標準給付費	10,125,178	9,533,204	94.2%	10,534,342	9,731,675	92.4%

【資料】介護保険事業状況報告

(4) 介護保険給付費の特徴

本市の介護保険給付の特徴として、在宅サービスの給付月額が全国、県、県内他市を上回っており、最も高くなっています。一方、施設および居住系サービスの給付月額については、全国平均は上回っているものの、県平均を下回っており、県内他市と比較しても、最も低くなっています。

【第1号被保険者1人当たり給付月額（在宅サービス・施設及び居住系サービス）】



(円)

	施設・居住系サービス	在宅サービス
四国中央市	11,082	17,050
東温市	14,795	13,083
西予市	17,685	10,156
伊予市	13,324	11,599
大洲市	14,226	10,832
西条市	11,509	11,746
新居浜市	12,146	13,624
八幡浜市	13,031	10,102
宇和島市	11,208	14,774
今治市	12,156	11,960
松山市	11,862	13,152
愛媛県平均	12,415	12,720
全国平均	10,708	11,607

資料：介護保険事業状況報告（令和2年7月サービス提供分まで）

3 高齢者福祉施策等の実施状況

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 地域包括支援センターの運営の充実

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、センターの3職種と理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、薬剤師等が中心となって多職種協働による地域ケア個別会議を開催し高齢者の自立に資するケアマネジメントを検討するなかで、ネットワークの構築が進んでいます。
- 「権利擁護連絡会議」では、行政、各関係機関が縦割りではなく、横断的に協力し合えるような権利擁護の支援体制づくりに取り組んでいます。
- 「地域ケア個別会議」では、平成30年度から多職種が協働して行う自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議を定期開催し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見に向けて取り組んでいます。これまで実施してきた地域づくりのための地域ケア個別会議も相談に応じ随時開催しています。
- 「介護予防連絡会議」では、地域課題に関するテーマでの研修会を居宅介護支援事業所連絡会議と一体開催し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携・資質向上を支援しています。
- 高齢者の増加や課題の複雑化・多様化に対応するため、地域包括支援センターの総合相談機能の充実と自立支援に資するケアマネジメントの実践力を向上させていくことが求められます。
- 団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、現役世代の減少が見込まれる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進においては、地域における連携拠点として、地域包括支援センターの役割や機能をさらに強化及び多職種ネットワークづくりの推進が必要です。

② 在宅医療・介護連携の推進

- 「在宅医療介護連携調整会議（年6回）」「多職種合同グループワーク（年2回）」（医師会主催）への参加・協力や、訪問看護ステーションとの連絡会を通し、多職種がお互いの役割について理解を深め、課題解決に向けて連携を図っています。
- 「入退院時支援ワーキンググループ会議」を中心に「地域生活連携シート」の一部変更や「四国中央市入退院支援の手引き」を作成し、周知・活用を進めており、入退院時の医療・介護関係者間の情報共有の円滑化のための手順・ツールが整っています。
- 相談窓口である「在宅医療連携拠点センター」の周知、及び医療・介護関係者からの相談対応を行い、相談内容は「在宅医療介護連携調整会議」で報告し、地域課題がないか検討しています。
- 医療・介護関係者を対象とした講演会とグループワークを組み合わせた形式の研修会を毎年2～3回開催しました。様々なテーマや講師による講演会とグループワークを行うことで顔の見える関係づくりができています。

- 市外隣接医療機関への入退院者も多く、所在市町村と入退院支援の取組について情報共有・連携が必要です。

③ 見守り支援体制の充実

- 民生児童委員や見守り推進員がひとり暮らし高齢者等の見守りを行っていますが、担い手不足の課題があります。
- 配食サービスについては、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に弁当を配達し手渡しすることで、安否確認や異常時の早期発見につながっています。
- 緊急通報サービスについては、緊急時の対応、月1回のお元気コールでの安否確認や健康相談を行うことで、安心して生活を送れるよう支援しています。
- 福祉電話貸与事業については、固定電話または携帯電話がなく住民税非課税のひとり暮らし高齢者に電話の貸し出しを行い、外部との連絡を取ることで、孤独を感じることなく支援者との連絡がいつでも取れる体制を整えています。
- 徘徊高齢者位置検索サービスについては、認知症の方が機器を持ち出すことが難しいことから利用が少なくなっています。

④ 権利擁護の推進

- 高齢者の権利擁護に関わる地域組織、警察、保健・医療・福祉の関係機関とのネットワーク会議を開催することで、高齢者の権利擁護支援を円滑に行えるよう顔の見える関係づくりを目指し、連携に努めています。
- 高齢者福祉に関する地域の事業所や専門職へ向けて、虐待防止のための理解を深めることにより実践現場における権利擁護意識の向上及び関係機関職員の資質向上を目的とした高齢者虐待防止研修会を開催しています。
- 令和2年2月に「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。
- 令和2年4月より成年後見制度利用促進に係る「中核機関」を設置し運営しています。中核機関においては、権利擁護支援に関する相談や制度の普及啓発活動、地域連携ネットワークの構築に向けた検討を実施しています。

⑤ 防災体制の強化

- 「四国中央市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時における救援・避難体制の構築をするため、関係部署と連携し、避難行動要支援者個別計画策定及び福祉避難所指定の拡充に向けた準備を進めています。

⑥ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 新たに創設された「重層的支援体制整備事業」も含めて、関係部署との連携を図り、支援体制の構築に向け検討を進めています。

(2) 認知症施策の推進

① 理解を深めるための普及・啓発の推進

- 2年に1回「認知症みんなで支えていきマップ」を見直し、本人・家族への支援が円滑かつ適切な時期に行えるような情報提供を行っています。
- 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症の人やその家族の理解者である認知症サポーターの養成に努めています。令和元年度末には第7期の目標に達し、12,780人の認知症サポーターが誕生しており、令和2年度末には13,000人を超える見込みです。
- 認知症サポーターが自ら地域等で活動できる場を広げるため、認知症サポーターステップアップ講座を開催しており、年々受講者が増えています。認知症サポーターの活動としては、「認知症高齢者探そや体験」や「ロバ隊長みんなで作ろうプロジェクト」への参加等があげられます。
- 認知症の早期発見等のため、もの忘れチェック体験等を定期的に行っています。
- 本人や家族が気軽に認知症について医師に相談できる機会として、もの忘れ相談を開催しています。
- 認知症にやさしい地域づくり講演会では、愛媛県作業療法士会と協力して地域で取り組める認知症予防体操「えひめカンカン体操」の普及・啓発に取り組んでいます。

【認知症サポーター養成講座等の第7期目標値と実績値】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
認知症サポーター養成講座受講者数	500人	1,178人	700人	1,376人	800人	720人
認知症サポーターステップアップ講座受講者数	20人	18人	25人	24人	30人	37人

② 適時・適切な医療・介護等の提供

- 認知症地域支援推進員を中心に、平成29年度から認知症の地域支援に携わる専門職による「四国中央市認知症地域支援ねっとわーく会議」を立ち上げ、定期的に行っています。
- 認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援チームを平成30年1月に設置し活動しています。認知症サポート医と専門の研修を受講した3名の職員がチーム員となり、受診拒否・受診中断・認知症による症状が強く対応に困っているなどのケースに集中的に関わり、受診やサービス利用につなげています。

③ 認知症の人の介護者への支援

- 「四国中央市認知症地域支援ねっとわーく会議」に参加した専門職が主となり、家族の介護負担軽減のための新たな社会資源として認知症カフェ等を3か所立ち上げ運営を支援しており、認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集える場が増えています。

④ 若年性認知症への対応

○若年性認知症について、認知症サポーター養成講座等により相談窓口の普及啓発に努めていますが、現状では地域包括支援センターへの相談はほとんどない状況です。

⑤ 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

○行方不明高齢者を早期に発見・保護するためのネットワーク「認知症高齢者みんなで探そや！ネットワーク」のリーフレットを作成し、事業の周知や情報配信の協力機関、協力市民（メール配信登録者）の拡充に努めています。取組の効果として、行方不明者発生時の情報配信件数は年々減少傾向にあり、情報配信に至るまでに地域住民による早期保護が実現できていると考えられます。

（３）介護予防の充実と市民による自主的活動への支援

① 介護予防施策の充実

- 介護予防教室は、開催方法を単発型とコース型に細分化、また開催場所も増やした結果、多くの市民の受講を促すことができ、広く介護予防の必要性を啓発し効果が得られました。
- 住民主体の通いの場の数 は年々増加しており、令和２年３月末現在で 78 サークルとなっています。体操開始前と開始３か月後の体力測定結果では約６割の方に体力の維持・向上が見られるほか、「気持ち明るくなった」等の生活意欲の改善がみられました。
- 地域のリハビリ専門職が集まり、リハ職連絡会を定期開催し、情報共有や顔の見える関係づくりを構築しています。
- 介護予防・生活支援サービス事業については、従来の介護保険における介護予防サービスのほかに通所型サービスＡ型（基準緩和・短時間サービス）を実施していますが、より多様な形態のサービス創設が必要となっています。
- 平成 28 年度から社会福祉協議会へ生活支援体制整備事業を委託し、生活支援コーディネーターが既存の社会資源・地域課題の整理、ニーズ調査等を実施し、平成 29 年度に設立した３地区の第２層協議体を平成 30 年度には市内全体 20 か所（地区社協単位）に設置しています。

【貯筋体操の第７期目標値と実績値】

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値
通いの場 （貯筋体操サークル）	実施 箇所数	70 か所	71 か所	80 か所	78 か所	90 か所	80 か所
	参加者 数	1, 200 人	1, 257 人	1, 350 人	1, 275 人	1, 500 人	1, 300 人

② 生活支援サービスの充実

- 高齢者の外出支援として、バス組合乗車券の購入費を半額助成しています。
- 新宮町に住んでいる方で 65 歳以上または 60 歳以上の身体障がい（下肢不自由）者を対象に、新宮診療所まで往復の送迎サービスを提供しています。
- ひとり暮らし高齢者等の、日常生活を営む上で必要な軽作業を対象として、シルバー人材センターに作業を依頼し、在宅生活への支援を行う軽度生活援助事業を実施しています。
- 70 歳以上の高齢者等へ、はり、きゅう及びマッサージの施術を受けたときの費用の一部を助成するはり、きゅう及びマッサージ施術費助成事業を実施しています。
- 冠婚葬祭等の家庭事情により、在宅高齢者を一時的に老人ホームに預かる高齢者短期宿泊事業を実施しています。
- 在宅で家族を介護している介護者及び介護に興味のある方を対象に、介護に関する研修会や交流会を開催し、家族で介護する際の疑問等の解決や、介護者同士の交流の場の提供を行っています。
- 在宅で要介護 4・5 の家族を介護している介護者に対し、慰労金及び介護用品引換券を支給し、経済的負担の軽減と生活環境の改善を図っています。

③ 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- 高齢者の社会参加を促すための実施組織として、老人クラブへの支援を行っています。が、会員数の減少が続いています。
- 幅広く高齢者就業者の供給ノウハウを持つシルバー人材センターへ、補助金交付による財政支援を行っています。
- 長年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するために敬老事業を実施しています。
- 高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、老人福祉センター等で大正琴教室や健康体操教室等の各種教室を行っています。

（４）高齢者の住みよい環境づくり

① 養護老人ホーム

- 市内には共楽園と敬寿園の 2 か所があり、敬寿園については平成 29 年 4 月 1 日に民間移譲を行い、20 床で運営を開始し、2 年をかけて 50 床とすることができました。

【養護老人ホームの入所者数】

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共楽園	入所者数	43 人	47 人	50 人
敬寿園	入所者数	48 人	50 人	50 人

② 高齢者生活福祉センター

- 高齢者生活福祉センターは、新宮地域の高齢者福祉の拠点であり、居住事業として、60 歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯であって、高齢等のため自宅で生活することに不安のある方に、一定期間住居を提供し、居住機能と地域での交流機能を総合的に活用し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援しています。

4 アンケート調査（国基準調査）の結果概要

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

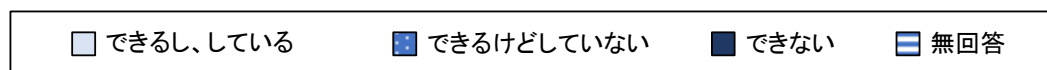
調 査 対 象	65 歳以上の四国中央市在住の高齢者（要介護 1 ～ 5 の認定者を除く）
実 施 期 間	令和 2 年 6 月 26 日～ 7 月 17 日
調 査 方 法	郵送による配布・回収
配 布 数	3,200 人
有効回収数（率）	2,135 人（65.7%）

① からだを動かすことについて

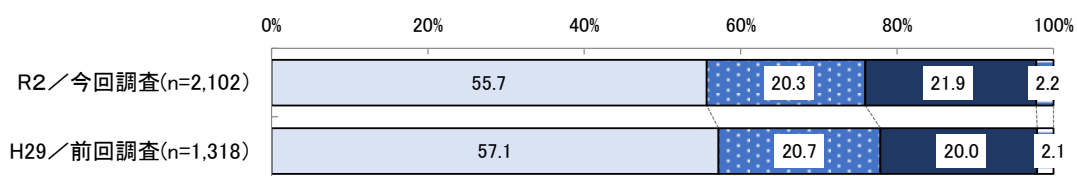
ア) 運動器の機能について

運動器の機能のうち、「できない」の割合は、『階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか』(21.9%)、『椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか』(15.4%)、『15 分位続けて歩いていますか』(12.7%) の順で高くなっています。

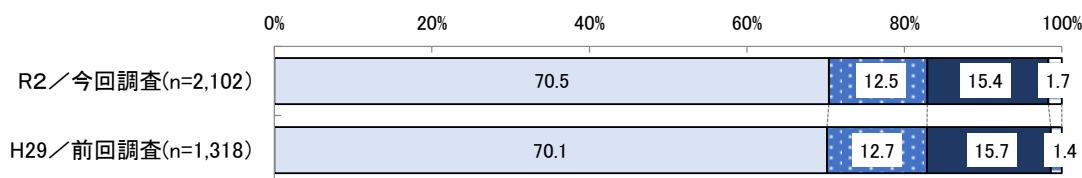
【運動器の機能について】



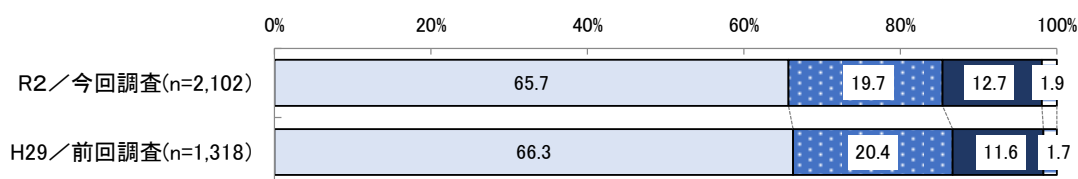
・階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか



・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか



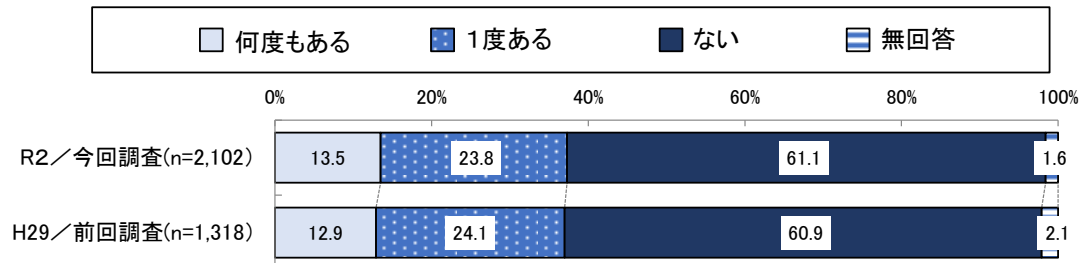
・15分位続けて歩いていますか



イ) 転倒について

過去1年間において、1度以上転倒経験がある人は、約4割を占めています。

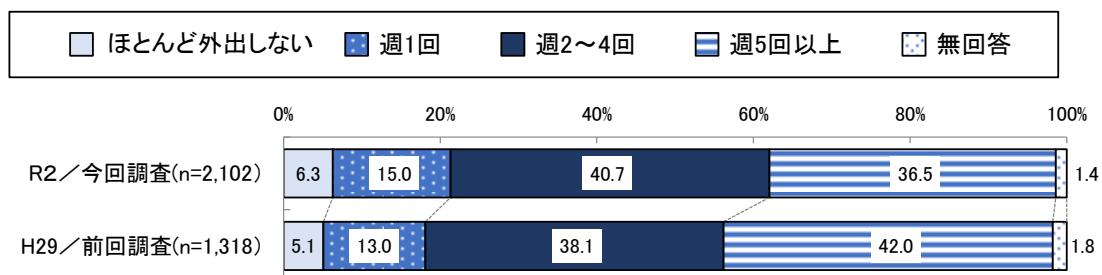
【過去1年間における転倒経験の有無】



② 閉じこもり傾向について

1週間当たりの外出回数については、「ほとんど外出しない」は6.3%を占め、「週に2～4回」が約4割を占めています。

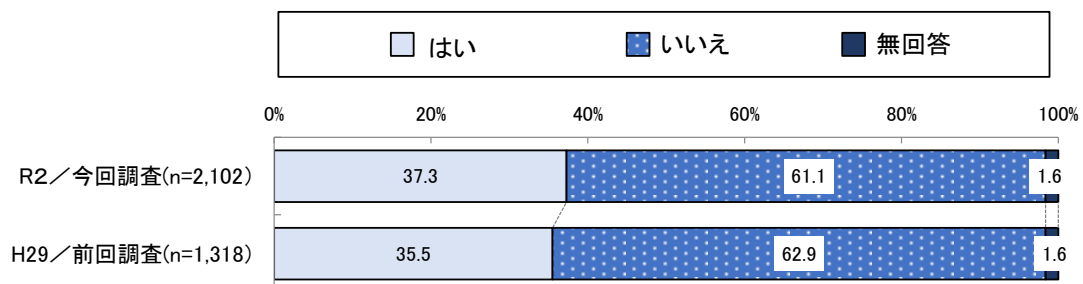
【1週間当たりの外出回数について】



③ 食べることについて

半年前に比べて固いものが食べにくくなったかについては、37.3%が「はい」と回答しています。

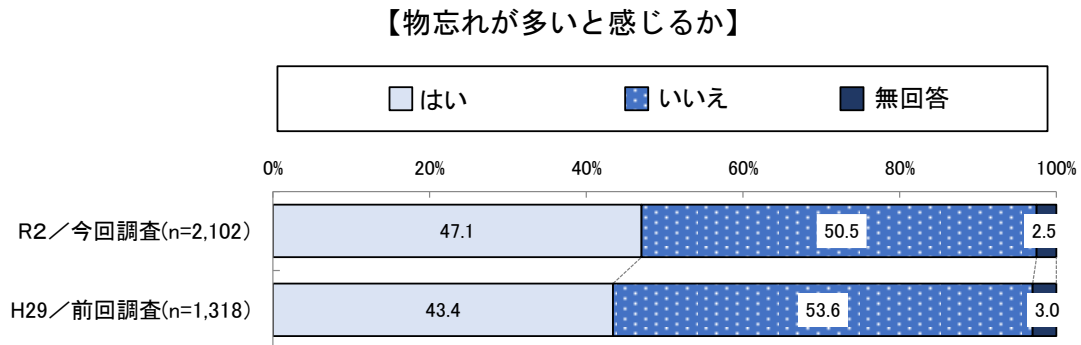
【半年前に比べて固いものが食べにくくなったか】



④ 毎日の生活について

ア) 認知機能について

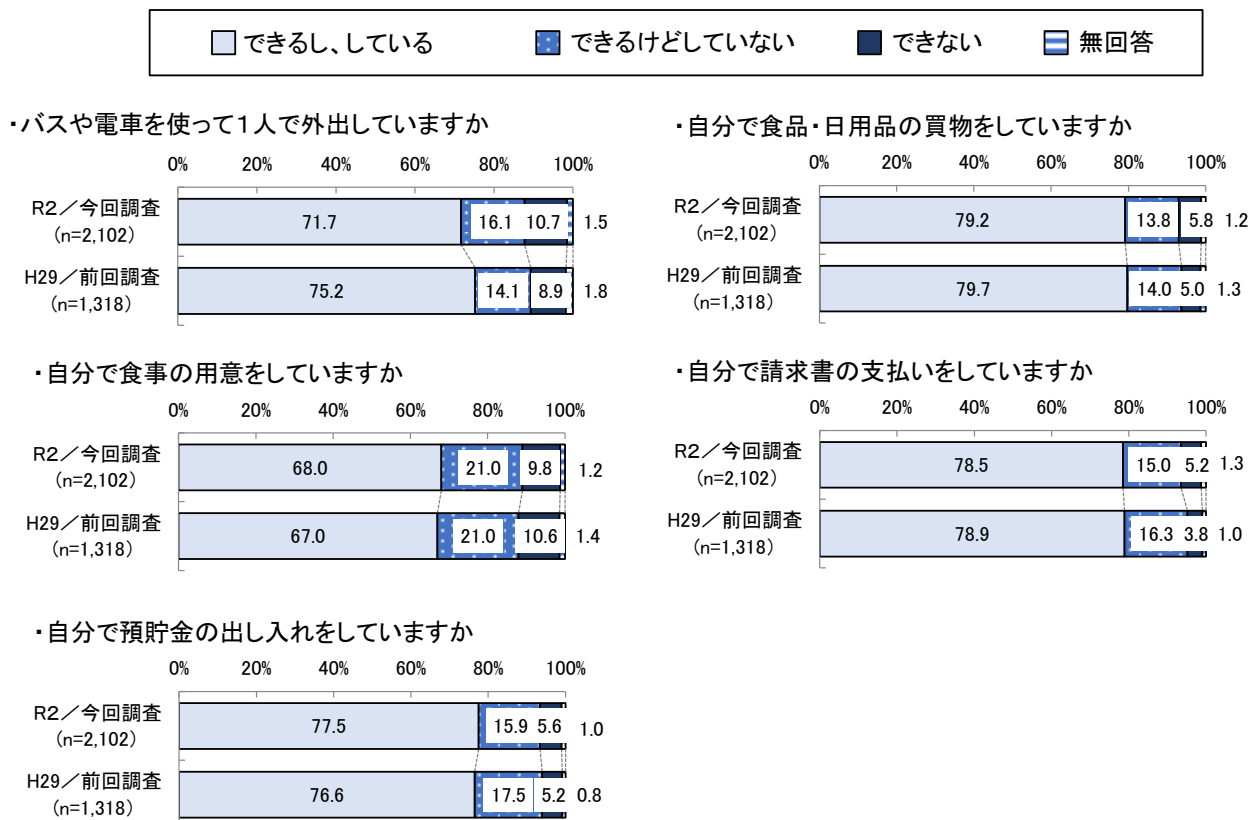
物忘れが多いと感じるかについては、47.1%が「はい」と回答しています。



イ) IADL (手段的日常生活動作) について

IADL (手段的日常生活動作) に関する項目について、「できるけどしていない」と「できない」を合わせた割合は、『自分で食事の用意をしていますか』が 30.8%、『バスや電車を使って1人で外出していますか』が 26.8%、『自分で預貯金の出し入れをしていますか』が 21.5%、『自分で請求書の支払いをしていますか』が 20.2%、『自分で食品・日用品の買い物をしていますか』が 19.6%となっています。

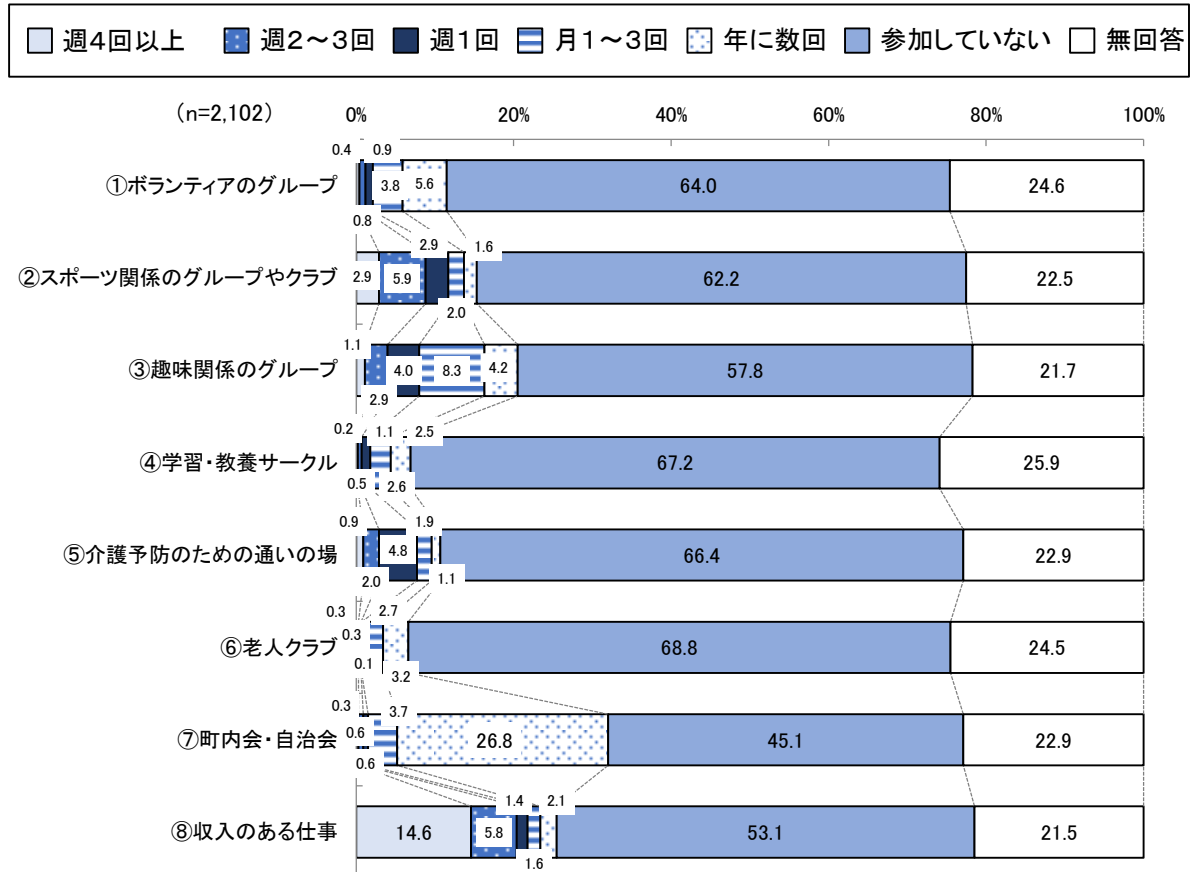
【IADL (手段的日常生活動作) について】



⑤ 地域での活動について

社会参加の頻度についてみると、「週4回以上」から「年に数回」までを合計した『参加率』をみると、最も高いグループは、⑦町内会・自治会（32.0%）で、次いで、⑧収入のある仕事（25.5%）、③趣味関係のグループ（20.5%）となっています。

【社会参加の状況】

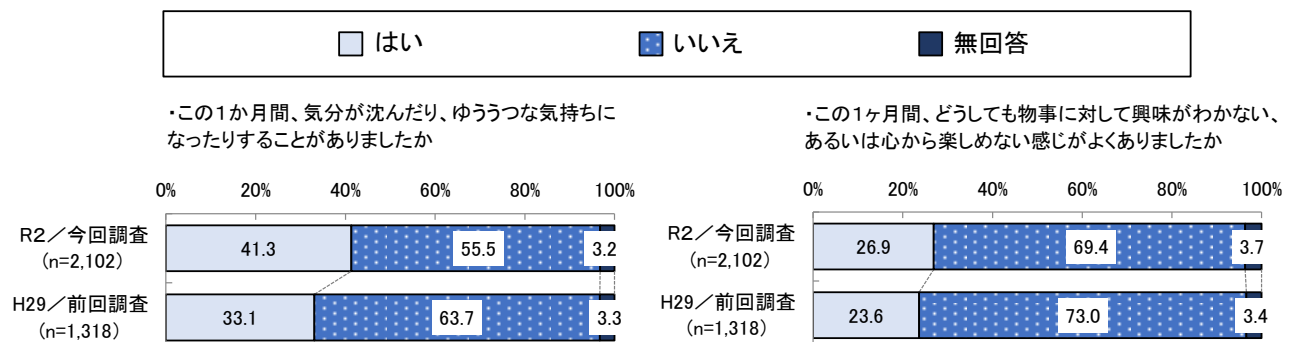


⑥ 健康について

ア) うつ傾向について

この1か月間、ゆううつな気持ちになった経験がある人は41.3%、心から楽しめない感じがよくあった人は26.9%を占め、「はい」の割合は前回調査に比べて、やや増加しています。

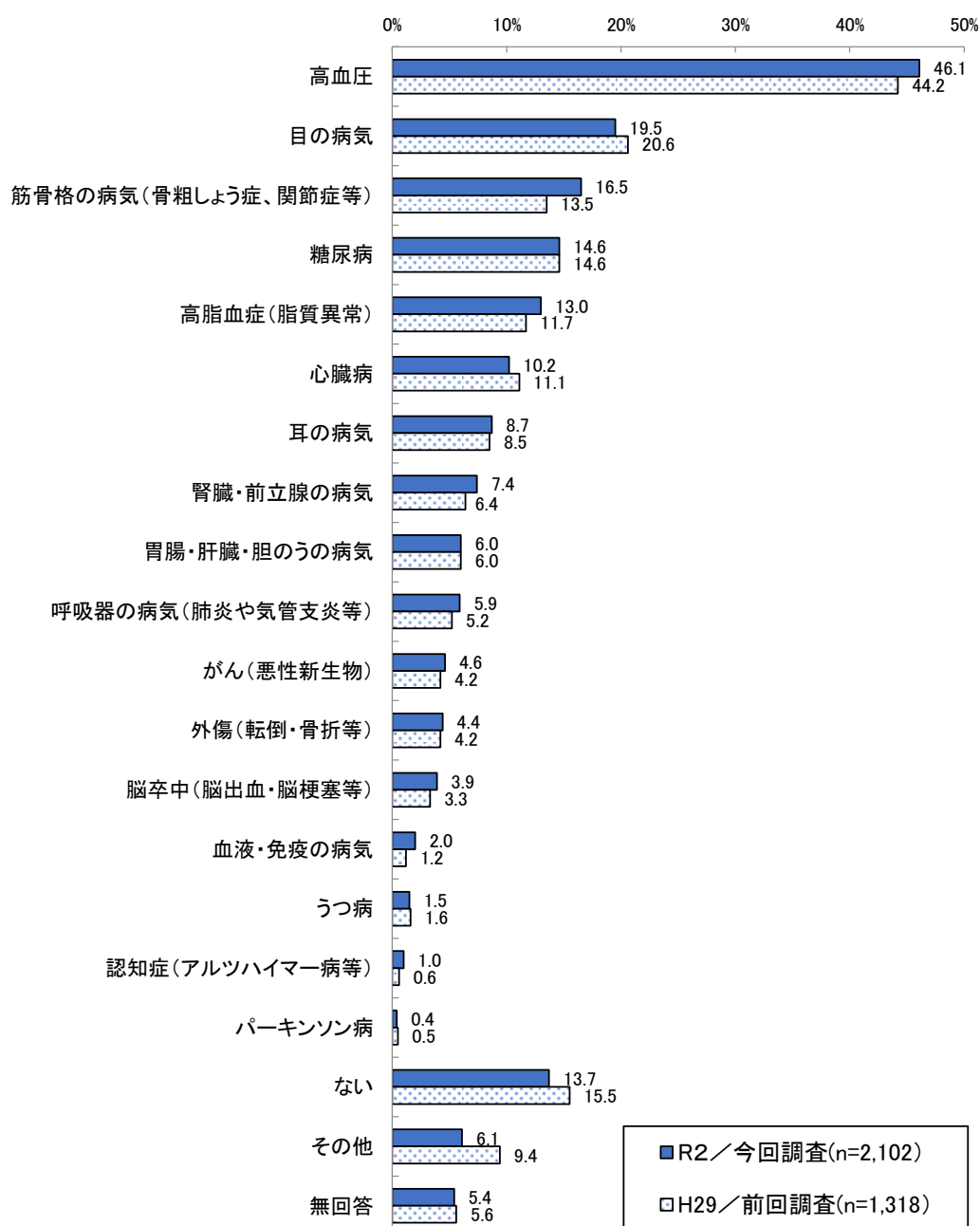
【うつ傾向について】



イ) 現在治療中、後遺症のある病気について

現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、「高血圧」が46.1%と最も多く、その割合は突出しています。次いで「目の病気」(19.5%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(16.5%)などとなっています。

【現在治療中、後遺症のある病気】

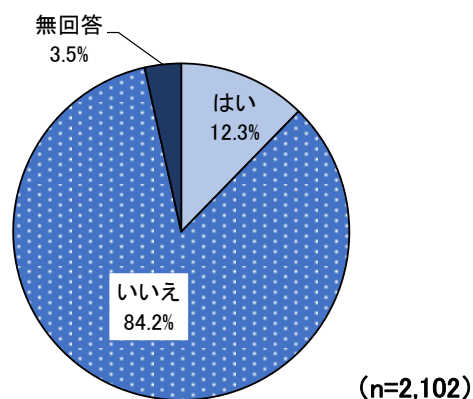


⑦ 認知症について

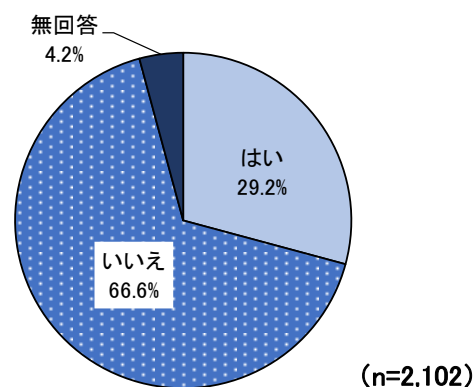
ア) 認知症の症状の有無と相談窓口の認知状況

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人は 12.3%を占め、認知症に関する相談窓口を知っている人は、29.2%と3割未満となっています。

【認知症の症状の有無（家族を含む）】



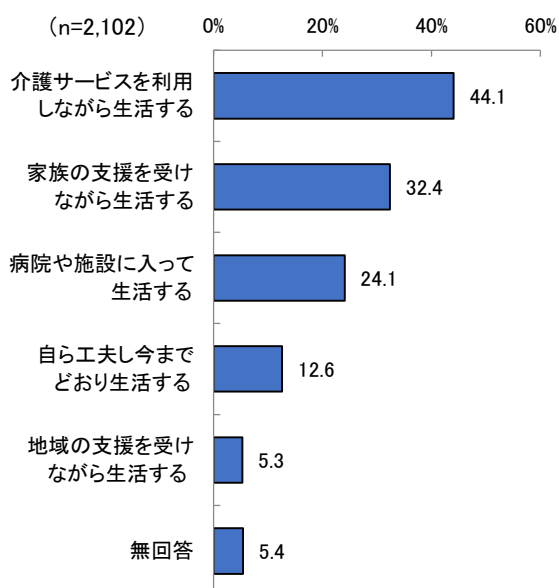
【認知症に関する相談窓口の認知度】



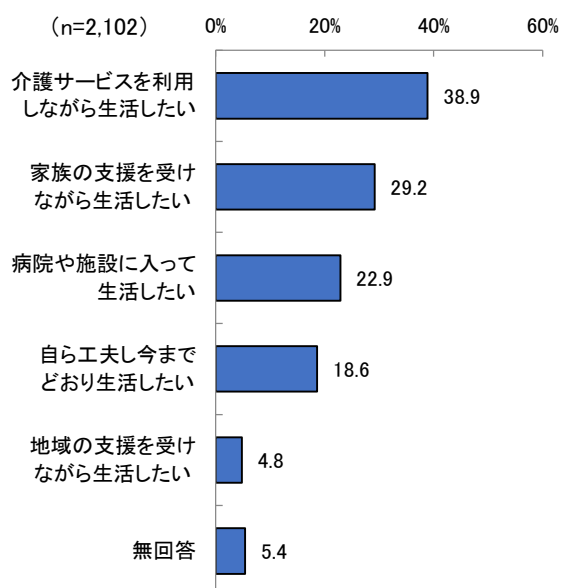
イ) イメージする認知症の方の生活と認知症になった場合に希望する生活

イメージする認知症の方の生活と、認知症になった場合に希望する生活に大きな差はみられず、「介護サービスを利用しながら生活する（したい）」が最も多く、次いで「家族の支援を受けながら生活する（したい）」「病院や施設に入って生活する（したい）」「自ら工夫し今までどおり生活する（したい）」「地域の支援を受けながら生活する（したい）」となっています。

【イメージする認知症の方の生活】



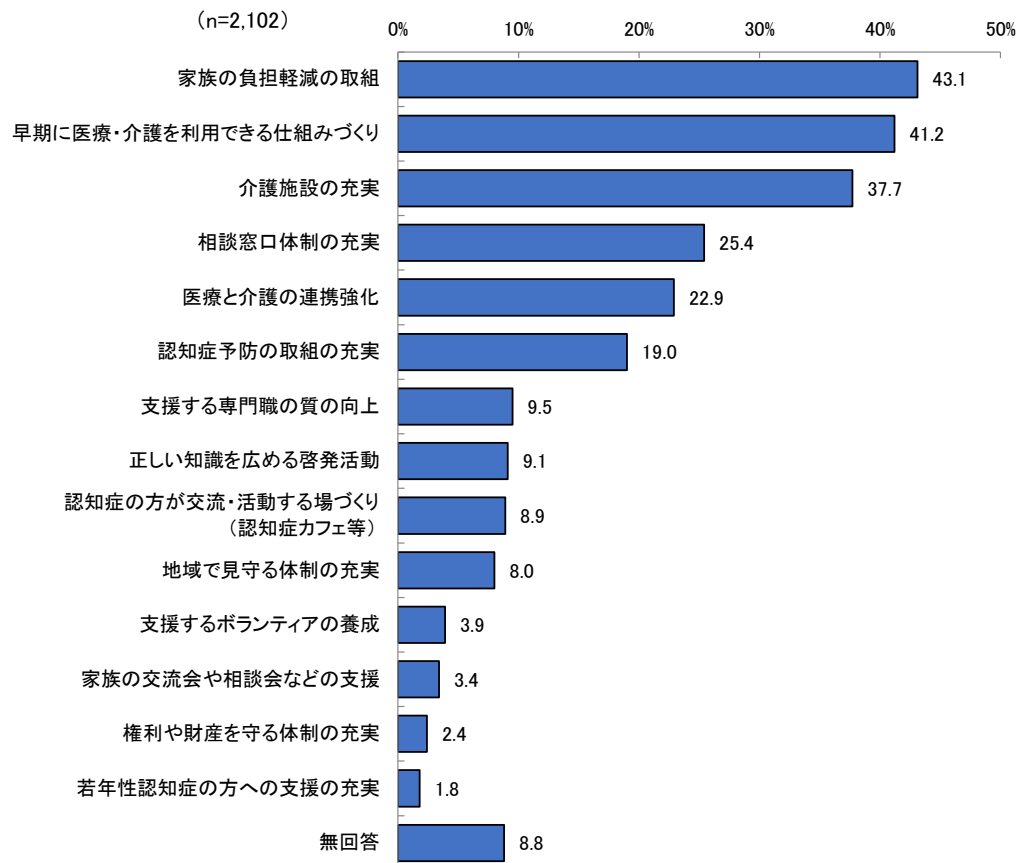
【認知症になった場合に希望する生活】



ウ) 重点を置くべきだと思う認知症施策

本市が今後重点を置くべきだと思う認知症施策についてみると、「家族の負担軽減の取組」が43.1%で最も多く、次いで「早期に医療・介護を利用できる仕組みづくり」(41.2%)、「介護施設の充実」(37.7%)などとなっています。

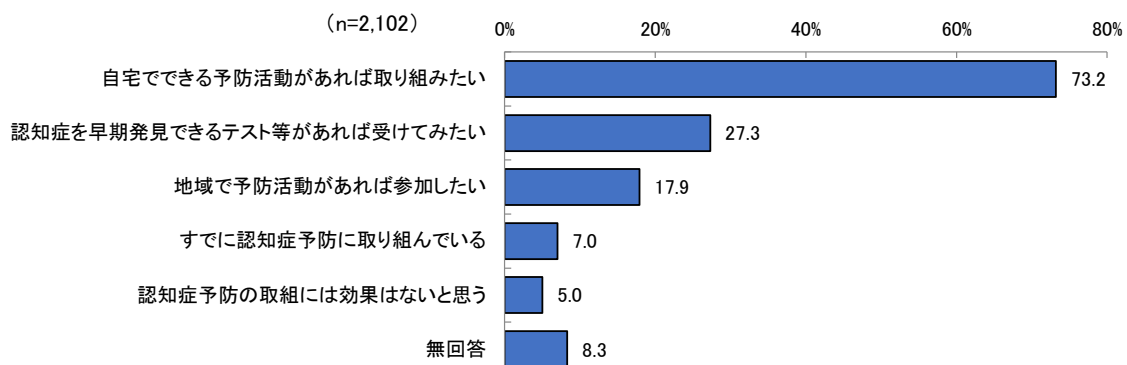
【重点を置くべき認知症施策】



エ) 認知症の予防について

認知症の予防についての取組や考え方をみると、「自宅でできる予防活動があれば取り組みたい」が73.2%と最も多く、次いで「認知症を早期発見できるテスト等があれば受けてみたい」(27.3%)などとなっています。

【認知症の予防についての取組】

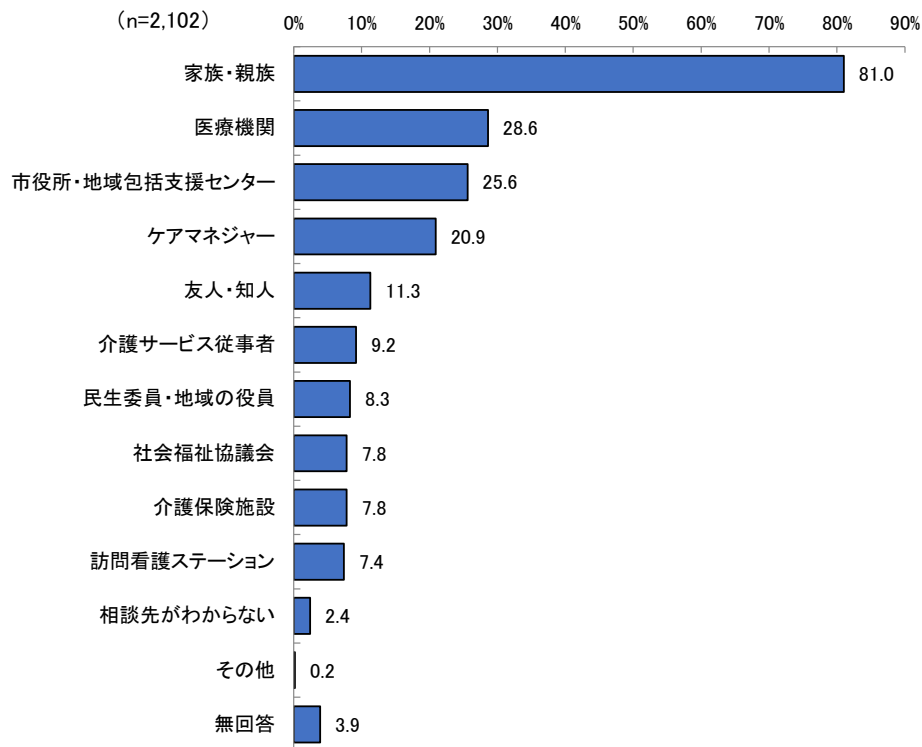


⑧ 医療や介護が必要となったときの過ごし方について

ア) 自宅で医療や介護サービスが必要になった場合の相談先

自宅で医療や介護のサービスが必要になった場合の相談先についてみると、「家族・親族」が 81.0%と最も多く、次いで「医療機関」(28.6%)、「市役所・地域包括支援センター」(25.6%) などとなっています。

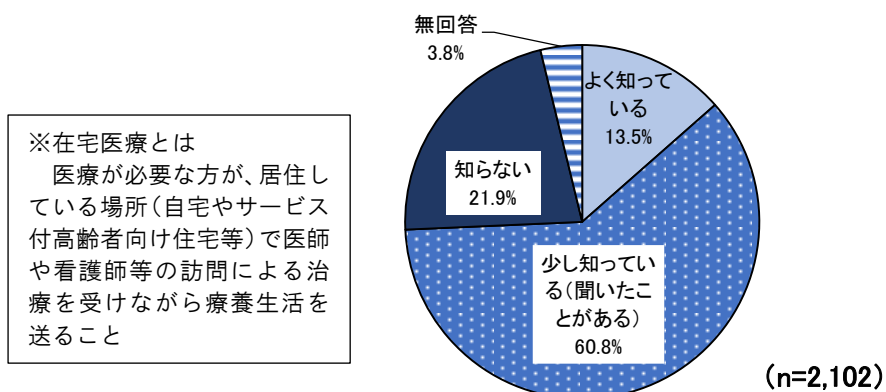
【自宅で医療や介護サービスが必要になった場合の相談先】



イ) 「在宅医療」の認知度

「在宅医療」の認知度についてみると、「よく知っている」が 13.5%、「少し知っている（聞いたことがある）」が 60.8%を占めており、7割以上の人を知っていると回答しています。

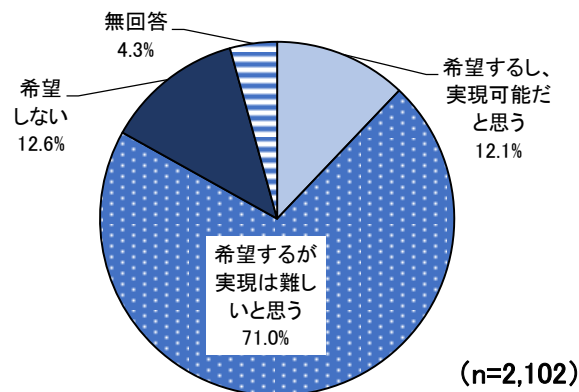
【「在宅医療」の認知度】



ウ) 長期療養が必要な場合の在宅医療希望と実現の可能性

脳卒中の後遺症やがん等の病気で、長期療養が必要となった場合の在宅医療希望と、その実現が可能かについては、「希望するが実現は難しいと思う」が 71.0%を占め、「希望するし、実現可能だと思う」は 12.1%にとどまっています。

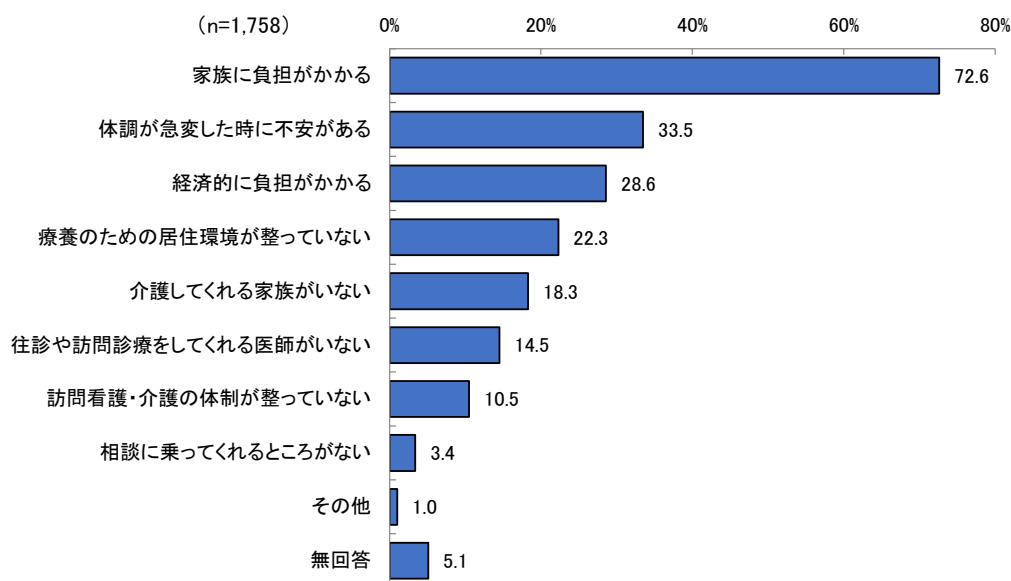
【長期療養が必要な場合の在宅医療希望と実現の可能性】



エ) 在宅での長期療養は難しい・希望しない理由

在宅での長期療養の実現は難しい、または希望しないと考える理由については、「家族に負担がかかる」が 72.6%と最も多く、その割合は突出しています。次いで「体調が急変した時に不安がある」(33.5%)、「経済的に負担がかかる」(28.6%)、「療養のための居住環境が整っていない」(22.3%)、「介護してくれる家族がいない」(18.3%)などとなっています。

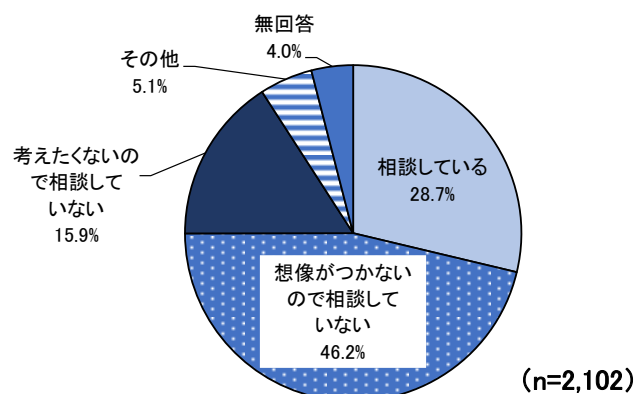
【在宅での長期療養は難しい・希望しないと考える理由】



オ) 介護や医療が必要になったとき、最期のときなどの過ごし方を家族等と相談しているか

医療や介護が必要になったとき、病気で判断力がなくなったとき、人生最期のときの過ごし方や医療処置などを、家族の方等と相談しているかについては、「相談している」が 28.7%にとどまっています。一方、「想像がつかないので相談していない」(46.2%)、「考えたくないので相談していない」(15.9%)を合わせると、6割以上の人が相談していないと回答しています。

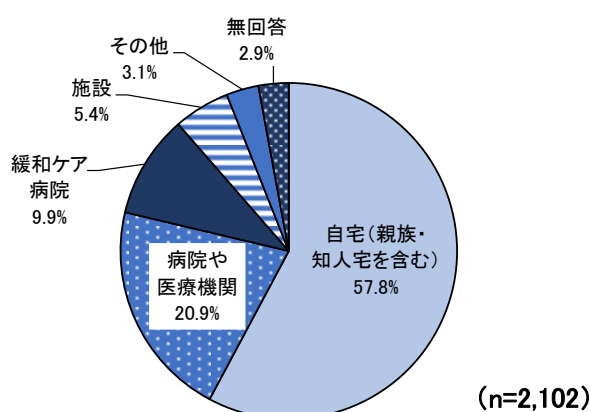
【介護や医療が必要になったとき、最期のときなどの過ごし方を家族等と相談しているか】



カ) 人生の最期を過ごしたい場所

人生の最期を過ごしたい場所についてみると、「自宅(親族・知人宅を含む)」(57.8%)が半数以上を占めています。次いで「病院や医療機関」(20.9%)、「緩和ケア病院」(9.9%)、「施設」(5.4%)となっています。

【人生の最期を過ごしたい場所】



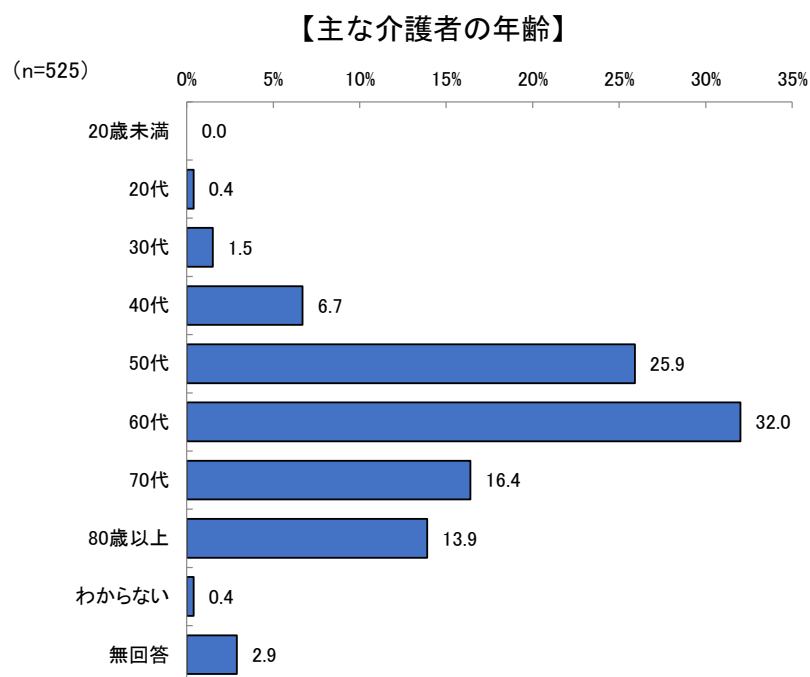
(2) 在宅介護実態調査

調 査 対 象	要支援１・２、要介護１～５の認定者
実 施 期 間	令和元年６月１日～１１月３０日
調 査 方 法	直接対面方式による配布・回収
配 布 数	６２３人
有効回収数（率）	６２３人（１００％）

① 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢については、「６０代」が３２．０％と最も高くなっています。次いで「５０代」が２５．９％、「７０代」が１６．４％、「８０歳以上」が１３．９％となっています。

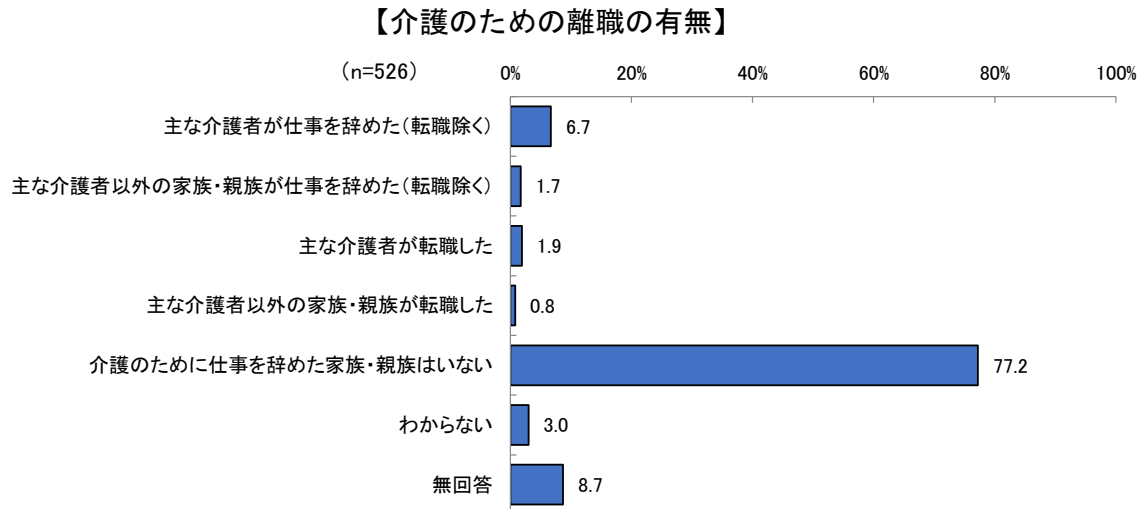
介護者の年齢が６０歳以上の割合が６２．３％を占めています。



② 介護のための離職の有無

主な介護者の方が介護を主な理由として離職したことがあるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が77.2%と最も多くなっています。

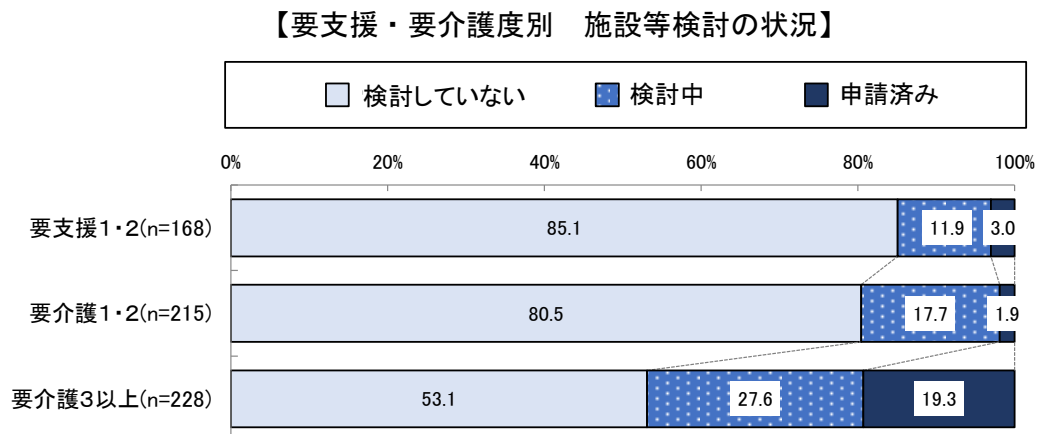
一方、介護者が離職等をした割合は、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」(6.7%)、「主な介護者が転職した」(1.9%)、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」(1.7%)、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」(0.8%)となっており、介護のために主な介護者または家族等が転職、辞職をした割合は少なくなっています。



③ 施設等検討の状況

施設等の検討状況を要支援・要介護度別にみると、「検討していない」の割合は要支援1・2、要介護1・2では8割を超えているのに対し、要介護3以上では53.1%となっています。

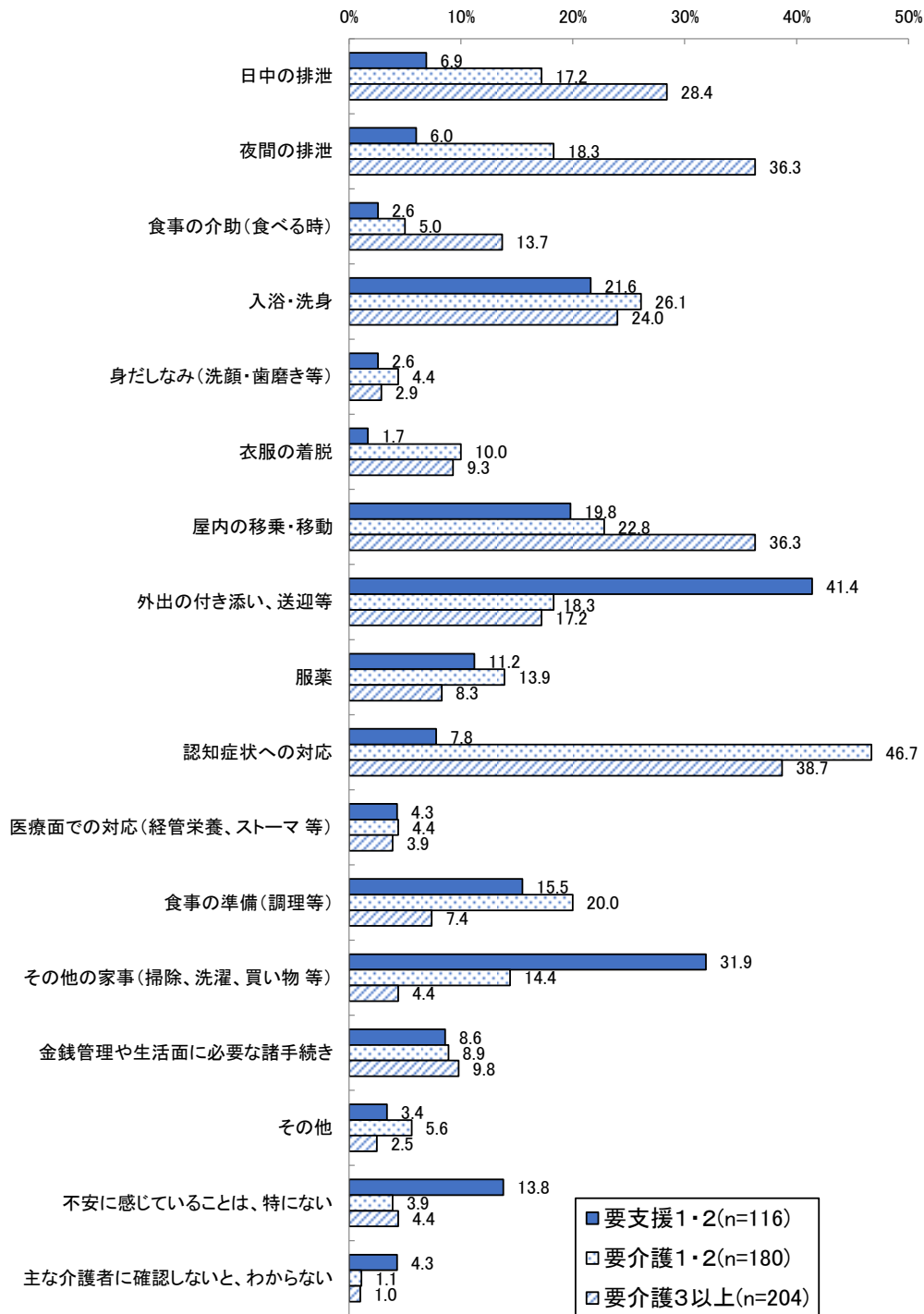
また、要介護3以上「検討中」の割合は27.6%、「申請済み」の割合は19.3%を占め、施設等を検討中または、すでに申請済みの人が多くなっています。



④ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者の方が不安に感じるについてたずねたところ、要支援1・2の介護者では、「外出の付き添い、送迎等」(41.4%)が最も多く、要介護1・2の介護者、要介護3以上の介護者ではともに「認知症状への対応」が最も多くなっています。

【要支援・要介護度別 介護者が不安に感じる介護】



第3章 計画の理念

1 基本理念

高齢化の進展や人口減少に伴い、家庭・地域・職場という身近な生活領域における介護をはじめとする様々な支え合い基盤の低下が顕著となる中、誰もが役割を持ち、共に支え合うシステムの再構築を図るため、市民の方をはじめ、地域活動団体・企業等と行政が協働し、公的な体制による支援とあいまって、高齢者の方を含むすべての市民の方が、様々な生活課題を「我が事・丸ごと」受け止め、解決していくことができるような包括的な支援体制を整備することにより、「地域共生社会」を実現することが求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画では「団塊の世代」の方々が後期高齢者となる令和7年(2025年)及び「団塊ジュニア世代」が高齢者の仲間入りをする令和22年(2040年)の地域社会を見据えて、現在構築・深化に向け取り組んでいる「地域包括ケアシステム」が「地域共生社会」の基礎的役割を担うものであるとの認識のもと、これまで掲げてきた基本理念を引き続き継承していくものとし、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指します。

計画の基本理念

**高齢者が住み慣れた地域で
安心して暮らしつづけることができるまちづくり**

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を定めて取り組みます。

(1) 地域における高齢者の支援体制づくり

- 要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、事業者等と連携して、生活の基盤となるその人に合った多様な住まいを確保するとともに、24時間365日切れ目なく医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される体制づくりを推進します。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護提供体制のあるべき姿や進め方の全体像を多職種で協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業を推進します。
- 情報を積極的に発信しながら、地域の人材と資源を有効に活用しつつ、地域住民とともに介護予防をはじめとした各施策に取り組んでいきます。その中では、「新しい生活様式」を踏まえて、感染予防対策を徹底した住民主体の介護予防・健康づくり事業を推進します。
- 高齢者をはじめ地域住民が支える側として参加できる環境を整備するとともに、地域住民・事業者との協働のもと、介護予防の取組を進めます。
- 国の「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」と「予防」を軸とし、認知症の人やその家族の視点を意識しながら、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせる社会の実現を目指します。

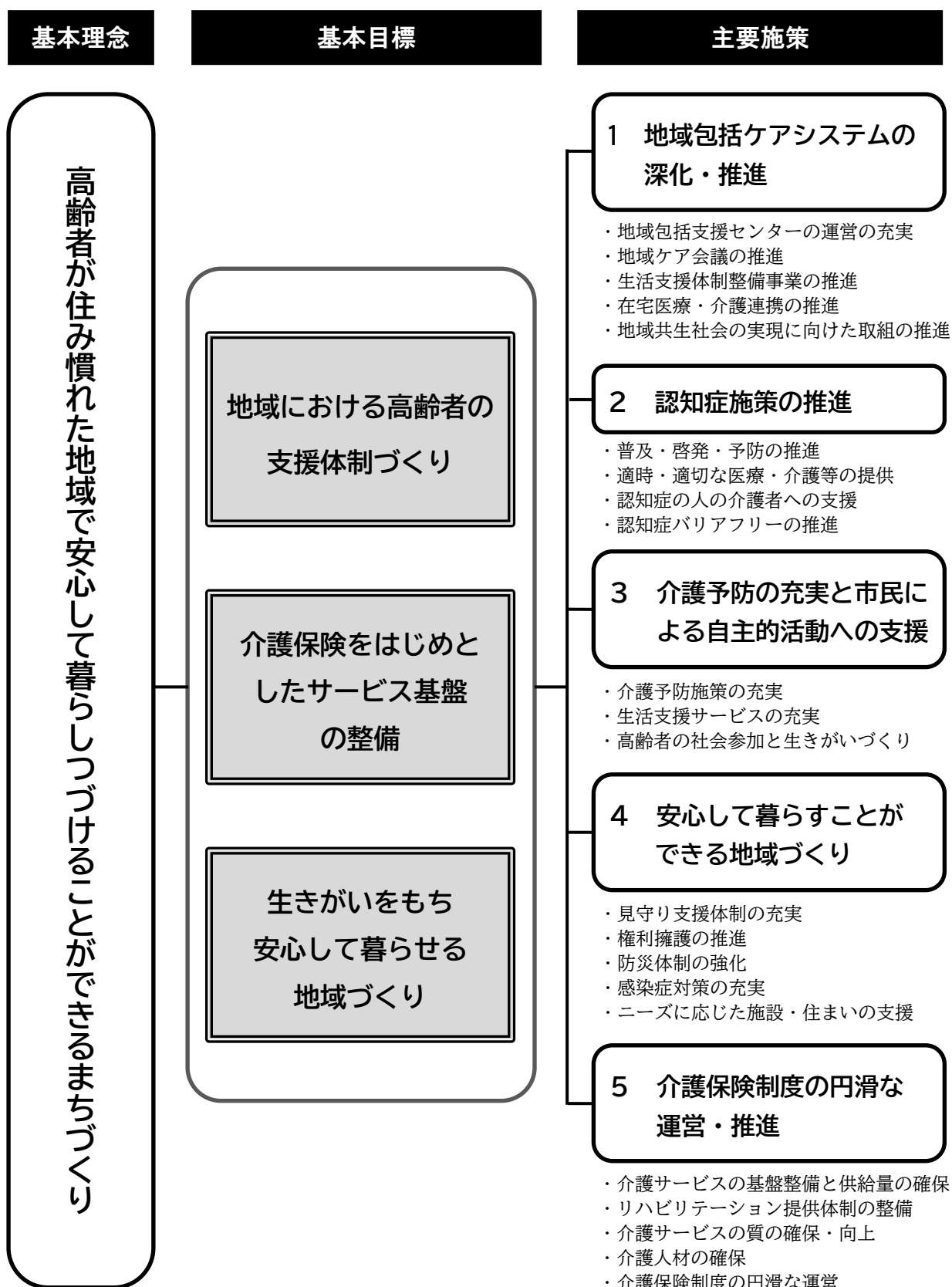
(2) 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

- 介護や支援を必要とする高齢者人口の増加が予測される中、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、適正な介護サービスの提供に努めます。
- 高齢者の在宅生活を支える市独自の高齢者福祉サービスを継続的・安定的に提供していくよう、引き続きサービスの適正化を検討するとともに、整備を進めていきます。
- 福祉・介護人材の確保と育成・定着支援、サービス事業者の指導・監督、介護給付の適正化、介護支援専門員連絡協議会との連携等、サービスの質の向上を図ります。

(3) 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

- 高齢者が健康や予防への関心を高め、健康の維持増進や予防に向けた一人ひとりの主体的な取組を促すとともに、自主活動グループの活動を支援し、ニーズに合った地域活動に参加できる環境づくりを支援します。
- 高齢になっても経験や知識、趣味、特技等を活かして、地域や社会とつながりを持ちながら、活力ある生活を送ることができるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加に向けた支援を行います。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの運営の充実

① 地域包括支援センターの機能強化

地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と連携を図り、地域包括ケアシステムを構築していく上での中核的機関としての役割も担っています。

運営に当たっては、高齢者人口や相談件数、運営方針、業務に関する評価の結果等を勘案して、3職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を確保します。

また、地域の高齢者やその家族、医療・介護関係者、地域の民生児童委員等からの各種相談に対して、専門職種が関係機関と連携しながら、幅広く総合的に対応し、多面的支援を行います。

地域包括ケアを支える中核機関として、高齢者の課題に応じて、医療・介護・生活支援など、包括的かつ継続的にケアマネジメントが提供できるよう、次のように機能の一層の強化を図っていきます。

- 地域包括支援センターに関する評価の実施を通じて、適切な人員体制の確保や事業実施を進めていきます。
- 地域包括支援センターに配置された専門職が、その知識や技能をお互いに活かしながら、地域の高齢者が抱える様々な課題を柔軟な手法を用いて解決していくことができるよう、さらなる職員の資質向上を目指します。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、多職種協働によるケアマネジメント支援として地域ケア個別会議の充実を図るとともに、多職種協働のネットワークづくりをさらに推進します。

② 地域包括ケアネットワークの充実

地域包括支援センターにおける相談支援業務の円滑化や質的向上を図るとともに、複雑化・複合化する諸課題に効果的・効率的に対応するためには、多職種・多機関の連携・情報共有・役割分担が重要であり、引き続き「権利擁護連絡会議」や「介護予防連絡会議」の充実強化を図るとともに、目的に照らした様々なネットワークづくりに取り組み、顔の見える関係づくりを推進します。

(2) 地域ケア会議の推進

包括的・継続的マネジメント支援業務の円滑な実施のため、引き続き「地域ケア個別会議」を定期開催のうえ、自立支援・介護予防を目的としたケアマネジメントの質的向上を図ります。

なお、「地域ケア個別会議」にて顕在化した問題点等については、実務者による協議の場を設置し、共通の地域課題として対応策等具体的事項を整理のうえ、必要に応じ生活支援体制整備事業における第1層協議体と連携を図りつつ、地域ケア推進会議を開催し、新たなサービスの創設も含め、解決に向けた具体的施策の検討を行うこととします。

(3) 生活支援体制整備事業の推進

本市では、平成28年度から社会福祉協議会へ生活支援体制整備事業を委託し、生活支援コーディネーターが既存の社会資源・地域課題の整理、ニーズ調査等を実施するとともに、平成30年度までに市内全地域（20か所）に設置した第2層協議体で、地域内の課題解決に向けて話し合いを行っています。今後は第2層協議体の安定した活動を継続し、市内で共通する課題を第1層協議体において協議をしていくなどし、新たなサービスの創設に向け取り組んでいきます。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、包括的・継続的な在宅医療・介護を提供するために、医療や介護の連携体制の構築を図り、各種の取組を推進します。

第7期計画の取組内容の充実を図りつつ、医療や介護に携わる多職種や庁内の連携・協働により、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、感染症や災害時の対応など、様々な課題の検討を行い、PDCAサイクルに沿った取組を次のとおり実施します。

① 現状分析・課題抽出・施策立案

ア) 地域の医療・介護の資源の把握

社会資源ワーキンググループ会議を中心に「四国中央市地域ガイドマップ」の掲載内容の見直しを行い、地域の医療・介護関係者間の連携等に活用します。また、「四国中央市地域ガイドマップ」を市ホームページに掲載し、掲載内容に変更があった場合には迅速に連絡がもらえる体制づくりを行い、常に新しい情報に更新できるようにします。

イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議である「在宅医療介護連携調整会議」を継続実施し、住民・多職種向けアンケート調査結果や会議等の意見をもとに課題を整理し、具体的な取組を企画・立案した上で実行します。また、PDCAサイクルに沿った取組が行えるよう、本市が主体的に事業のマネジメントを行い、会議で提案・検討していきます。

ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

「在宅医療介護連携調整会議」「多職種合同グループワーク」（医師会主催）への参加・協力や、訪問看護ステーションとの連絡会を通して、多職種がお互いの役割について理解を深め、課題解決に向けて連携を図ります。

様々な機会を通して、市、医療・介護の関係者が、在宅医療・介護の連携により実現しようとする姿、優先して取り組むべき課題を共有し、多職種が専門性を活かしながら在宅医療と介護連携の問題点や圏域ごとの地域性に配慮した体制づくりを協働して推進します。

② 対応策の実施

ア) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護に関する相談窓口である「在宅医療連携拠点センター」において、地域の在宅医療と介護の関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療と介護の連携に関する相談支援を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等と介護事業者相互の紹介を行います。

イ) 地域住民への普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者（関係団体）の連携だけではなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることが重要です。

住民啓発用ツールを活用した在宅医療に関する住民向け出前講座「語愛（かたらい）講座」を在宅医療に関わる医療・介護関係者と協力して実施するとともに、住民啓発に有効なツールや手法を検討し、多角的に働きかけを行います。

ウ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われることが必要です。

入退院時支援に関わる医療・介護関係者に「地域生活連携シート」「四国中央市入退院支援の手引き」の周知を行い、アンケート等により活用状況の確認・修正を行っています。また、入退院時以外にも在宅医療・介護関係者の情報の共有支援が必要な場面について確認・検討します。

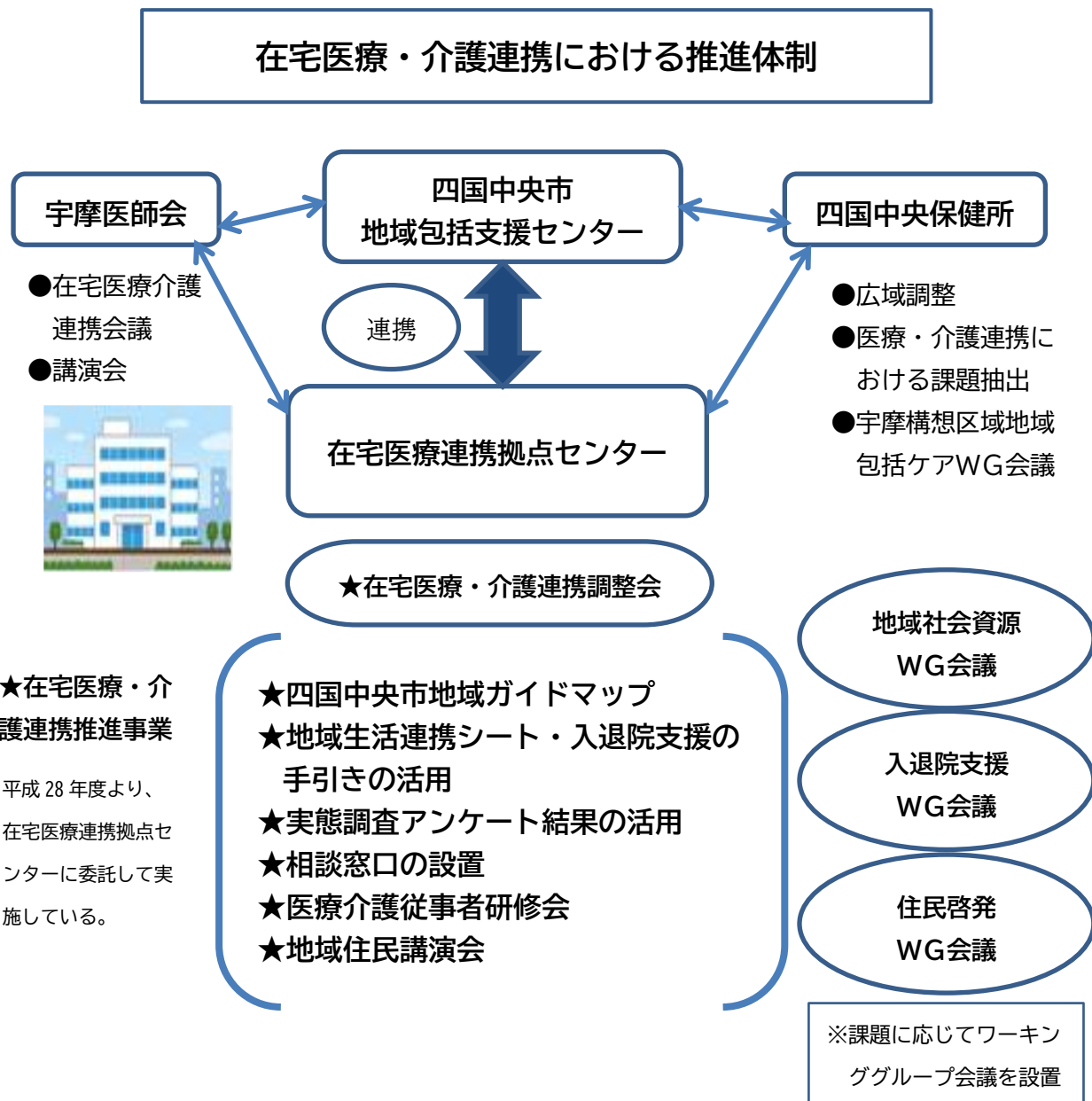
エ) 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者にとって関心の高いテーマや在宅医療・介護連携において課題のあることをテーマに取り上げ、対象者に応じた周知を行うことで、多くの関係者の連携、資質向上に努め、顔の見える関係づくりを推進します。

③ 対応策の評価及び改善の実施

実施した対応策については、立案時に設定した評価時期に、地域の実情に応じて設定した指標等を用いて評価を行います。

その評価結果を踏まえ、目標設定や課題抽出、対応策の実施内容等について、再度検討し、取組の選択と集中を繰り返しながら、地域包括ケアシステムの実現に向けて、さらなる改善を行います。



(5) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

令和 2 年 6 月に、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う事業として、「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

住民主体の活動の充実を通じて、支援の対象と担い手を高齢者に限ることなく、障がい者や子ども、子育て世代へと広げ、地域共生社会の実現へとつないでいくために、関係部署との連携を図り、重層的支援体制整備事業への取組を考慮しつつ、重層的・包括的支援体制の構築に向け検討します。

2 認知症施策の推進

(1) 普及・啓発・予防の推進

① 認知症ケアパスの普及

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、「いつ」「どこで」「どのような」支援を受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスを作成しています。本人・家族への支援が円滑に行われるよう、関係機関と連携しながら認知症ケアパスを活用し、必要な支援が適切な時期に行えるような情報提供が必要です。本人が介護や医療においてどのような支援や治療を望むのかを記載できるような内容を検討するなど、さらに使いやすく内容を充実させた認知症ケアパスの作成を行うとともに、認知症事業や出前講座など、様々な機会において、認知症ケアパスの啓発を行います。

② 認知症サポーターの養成と活動の支援

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものになりつつあります。認知症になっても希望を持ち安心して暮らせるまちづくりを目指すために、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族の応援者・理解者である認知症サポーターを増やすことは非常に重要です。第8期中においても、認知症サポーター養成講座を継続して開催し 16,000 人に増やすこと、併せて職域サポーターを 3,500 人に増やすことを目標に啓発活動を充実させます。

また、引き続き認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症サポーター（しこちゅ～ロバ隊）の登録者を増やし、サポーター自らが活動し、認知症の人やその家族への支援につながる仕組みを整備し、「チームオレンジ」の構築へ向けた取組を行います。

【認知症サポーター養成講座等の目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座受講者数	800 人	900 人	900 人
認知症サポーターステップアップ講座受講者数	30 人	30 人	30 人
職域サポーター数（機関数及び人数）	10 機関/250 人	10 機関/250 人	10 機関/250 人

③ 認知症予防の取組

認知症予防に資する活動への参加による認知症の発症遅延や発症リスク低減を目指して、地域の通いの場で実施する認知症予防体操「えひめカンカン体操」の普及啓発に努めるとともに、もの忘れチェック体験、もの忘れ相談、認知症にやさしい地域づくり講演会を実施し、早期発見・早期対応につなげます。

また、地域介護予防活動支援事業や他の関係機関とも連携し、地域で認知症予防の取組ができるように体制づくりを行います。

頭のトレーニング教室については、認知症予防の必要性について伝えたり、地域の通いの場を紹介する場として市内の各地域で「しこちゅ～ロバの集い」を開催し、地域で認知症予防に取り組むことができるよう、つなぎの役割を担います。

④ 若年性認知症への対応

若年性認知症については、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題に加え、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行うことが求められています。

若年性認知症の早期発見・早期対応につなげるため、若年性認知症について、認知症サポーター養成講座等を通して、正しい理解の普及啓発に取り組むとともに、専門性の高い支援が必要な場合には、県の若年性認知症支援コーディネーターとの連携を図ります。

(2) 適時・適切な医療・介護等の提供

① 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人が希望と尊厳を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、認知症の地域支援に携わる専門職等が集う「四国中央市認知症地域支援ねっとわーく会議」を活用しながら、認知症地域支援の体制向上につながる取組を行います。

② 認知症初期集中支援チームによる早期対応

認知症の早期発見・早期支援に向けた支援体制の構築を目的とし、地域包括支援センターに設置した認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を実施し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことで、認知症の人やその家族を早期に支援することができる体制の整備を進めます。

また、認知症初期集中支援検討委員会において、チーム員活動の効果を把握・評価しチーム員活動の質の向上に努めます。

(3) 認知症の人の介護者への支援

認知症の人の家族の精神的・身体的負担の軽減のため、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェ等の設置・運営を支援します。

(4) 認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組が求められています。

一人歩き（徘徊）による行方不明者を早期に発見・保護するためのネットワーク「認知症高齢者みんなで探そや！ネットワーク」情報配信の協力機関及び、市民メールサービスについて新規登録件数の増加に努めます。情報配信の協力機関向けにはステッカーを配布し、改めて地域の見守り体制としての意識付けを図ります。

また、「認知症高齢者探そや体験」については、地域の認知症サポーターの協力を推進し、より身近な地域でのつながりや支援体制を構築することを目指すことに加えて、開催内容の充実を図りつつ、引き続き自治会単位等で実施していきます。

3 介護予防の充実と市民による自主的活動への支援

(1) 介護予防施策の充実

① 一般介護予防事業の充実

ア) 介護予防把握事業

国保担当課や保健推進担当課等との一層の連携に努め、KDBシステムにおいて医療や保健情報から、何らかの支援を要する高齢者を把握し、必要に応じて通いの場や介護保険サービス、医療機関等の支援につなげていきます。

また、民生児童委員や貯筋体操サークルの参加者など、地域住民からの情報提供や相談業務との連携により、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握します。

イ) 介護予防普及啓発事業

要介護等認定の原因疾患等を分析し、実態に応じた介護予防の取組を推進します。

ウ) 地域介護予防活動支援事業

住民主体で、週1回以上身近な集会所等で、貯筋体操等を行う通いの場をさらに拡充するとともに、必要に応じて体力測定や口腔機能評価を行い、サークル活動継続のための支援を行います。また、貯筋体操サポーターが自主的に活動できる場について検討していきます。

さらに、貯筋体操サークル以外に住民主体で行われている活動の把握にも努めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について担当課と協働して事業に取り組みます。

【貯筋体操サークルの目標値】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場 (貯筋体操サークル)	実施箇所数	90 か所	100 か所	110 か所
	参加者数	1,450 人	1,600 人	1,750 人

エ) 一般介護予防事業評価事業

個々の一般介護予防事業の評価とともに、高齢者全体の状況を判断する指標を組み合わせて設定し、PDCAサイクルに沿った取組を推進します。また、地域住民が主体的に介護予防に取り組むことができるよう、地域分析データを地域に発信していきます。

オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、リハビリテーション専門職による住民への介護予防に関する技術的な助言や地域ケア個別会議等におけるケアマネジメント支援等の取組を総合的に支援します。

② 介護予防・生活支援サービス事業の推進

本市では、旧介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス（従前相当サービス）に加え、短時間通所型サービスを実施しています。

今後は、より効果的・効率的に介護予防の取組を推進するため、高齢者のニーズ把握に努め、新たな選択肢を提示すべく、民間企業の活用やボランティア等住民主体による支援等、多様な形態のサービス創設に取り組みます。

（２）生活支援サービスの充実

① 高齢者バス利用費助成事業

高齢者の社会参加を促すこと等を目的として実施しており、引き続き親族が近くにいない等外出が困難な高齢者の支援を推進します。

② 外出支援サービス事業

新宮地域の 65 歳以上または 60 歳以上の身体障がい（下肢不自由）者であって、公共交通機関を利用できない地域に居住する方を、自宅付近より新宮町の生きがい活動の拠点である高齢者生活福祉センターまで送迎し、自立した生活の継続を支援します。

運行経路や運行時間等は利用者や利用希望者の意見も聞き、関係機関とも連携し、今後も利用しやすくなるよう検討していきます。

③ 軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等の、日常生活を営む上で必要な軽作業を対象として、シルバー人材センターに作業を依頼し、在宅生活への支援を行います。

また、高齢者の必要としている軽作業のニーズ等を調査し、メニュー内容の精査を行うとともに、民間事業者やボランティア団体など、軽作業を実施できる団体を募集し、高齢者のニーズに合わせた支援を実施できるよう検討します。

④ はり、きゅう及びマッサージ施術費助成事業

70 歳以上の高齢者等へ、はり、きゅう及びマッサージの施術を受けたときの費用の一部を助成することにより、健康への意識向上を図り、活動的な生活を送るための支援を行います。

⑤ 高齢者短期宿泊事業

養護者が入院等で不在になるときや、虐待により緊急の避難が必要となった場合など、在宅での日常生活が困難となった要介護認定を受けていない高齢者を対象に、年間 12 日を上限として一時的に養護老人ホームにおいて保護する事業であり、高齢者及び介護者に対する支援事業として推進します。

⑥ 家族介護者交流事業

家族介護者等に対して、介護者相互の交流の場を設け、情報共有やレスパイトを図ることを目的とした家族介護者交流事業を実施します。

要介護度1～3の人を介護している人たちにも参加してもらえるような内容及び案内方法や、子育てサークルやサロンのような形で実施し、介護者同士の交流や、その場にいる専門家等に気軽に質問できるような体制づくりを検討します。

⑦ 家族介護継続支援事業

在宅寝たきり老人等介護者慰労金支給事業や家族介護用品支給事業を行い、在宅において寝たきり等の高齢者を介護する家族等に対し、経済的負担の軽減と生活環境の改善を図ります。

(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

① 高齢者の社会団体への参加

地域に根差した活動をしている老人クラブや各種サークル等が、高齢者互助の担い手としての積極的な活動を進めることができるように支援します。

また、市内に高齢者が参加することのできるクラブやサークル団体は無数にあるため、それらを把握し、高齢者に情報提供できる体制づくりを進めます。

② 高齢者就業環境の整備

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の就労の機会を確保するとともに、生きがいの創出や社会参加の促進を図るために設立されており、おおむね60歳以上の高齢者の会員に、地域の臨時的・短期的な仕事を提供しています。

高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、健康で生きがいのある生活を実現していけるよう、今後も引き続きシルバー人材センターへ支援を行っていきます。

また、高齢者の就労相談ができる窓口となるための情報収集、雇用側の企業への啓発等を行っていきます。

③ 敬老意識の高揚

長年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するために敬老事業を実施します。また、節目の年齢を迎える長寿者に敬老祝金を給付します。

④ 生きがいと健康づくり事業

高齢者の生きがいと健康づくりを増進するため、老人福祉センター等で大正琴教室や健康体操教室等の各種教室を行います。

また、市民を対象にした各教室やクラブについて、関係各課や公共施設の情報を網羅し、高齢者それぞれのニーズにあった事業を紹介できる仕組みを構築します。

4 安心して暮らすことができる地域づくり

(1) 見守り支援体制の充実

ひとり暮らし等により日常生活に不安を抱える高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市、関係機関及び地域の連携による包括的な見守り支援体制の構築を目指し、各施策の充実に努めます。

① 地域における支援体制の充実

地域での日常的な支援体制の充実を図るため、民生児童委員、見守り推進員等との連携強化に努めるとともに、今後も、見守り活動の基盤となるふれあいいきいきサロンや老人クラブなど、地域の福祉活動を支援し、地域全体でお互いを支え合う体制づくりを促進していきます。

また、高齢者の日常生活での些細な変化に気づきやすい民間事業所の協力を得て、見守り協定を締結し、協力体制を構築することで、緩やかな見守り体制の強化を目指します。

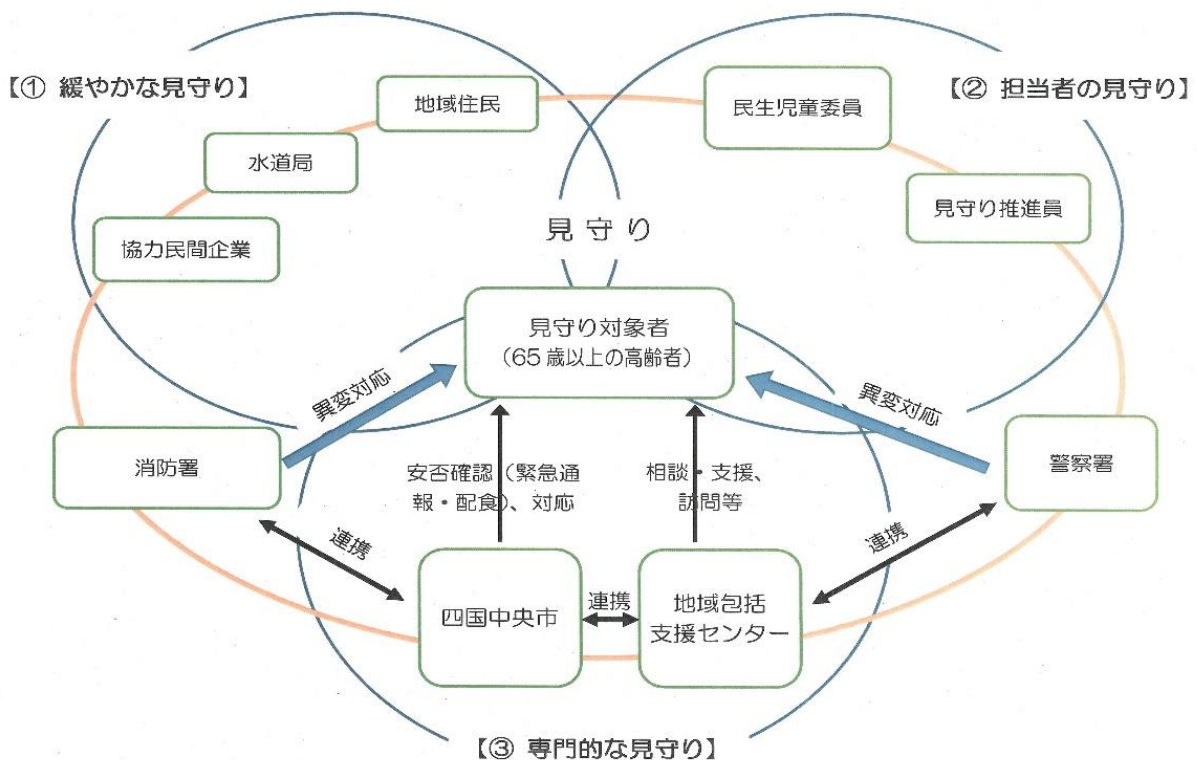
② 見守りサービスの利用促進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民生児童委員、見守り推進員等と協働し、見守りサービスが必要な方の早期把握に努め、その利用促進を図ります。

【本市が実施している見守りサービス】

事業名	内容
見守り型 配食サービス	ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に弁当を配達し手渡しすることで、安否確認や緊急時の早期発見につなげます。
緊急通報サービス事業	安否確認や急病等の救急時に迅速かつ適切に対応できる体制づくりとして、高齢者宅に緊急連絡装置を設置し、緊急時の対応、月1回のお元気コールでの安否確認や健康相談を行います。 毎日の安否確認、熱中症見守り（センサー）、災害時の避難支援（災害情報配信）、行方不明等の早期把握（タグ・携帯電話）等の機能を拡張することで、利用者や家族のニーズに応えられるよう利用の選択肢を増やします。
福祉電話貸与事業	固定電話または携帯電話がなく住民税非課税のひとり暮らし高齢者に電話の貸し出しを行い、外部との連絡を取ることで、孤独を感じることなく支援者との連絡がいつでも取れる体制を整えます。

【高齢者見守り体制】



(2) 権利擁護の推進

① 高齢者虐待防止への取組

民生児童委員、地域組織、警察、保健・医療・福祉の関係機関とのネットワークを強化することで、高齢者虐待の早期発見・早期対応を実現します。

また、市民に対し高齢者虐待の防止について理解していただくために、権利擁護講演会や広報誌等を活用し、普及啓発活動を行います。

高齢者福祉に関する専門職に向けては、実践現場における権利擁護意識の向上及び資質向上を目的とした研修会の開催、虐待対応担当職員の専門性の向上についても事例検討及び研修会を継続して実施します。

② 成年後見制度の利用促進

令和2年2月に策定した「四国中央市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関における相談体制を強化するとともに、住民に対し制度の普及啓発活動を継続します。また、利用者に近い医療・福祉関係者の正しい制度理解が進み、権利擁護支援が必要な利用者の早期発見・早期対応に向けた体制ができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

③ 消費者被害防止への取組

高齢化の進行とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加しており、今後も増加が見込まれることから、高齢者を狙った犯罪を未然に防止する必要があります。

市民や民生児童委員・見守り推進員、医療・介護関係者等の関係機関への普及・啓発を実施していきます。また、消費者相談担当課との連携を強化し、消費者被害防止に向けた支援を行うとともに、権利擁護連絡会議を開催し、消費者被害防止も含め権利擁護に向けた顔の見えるネットワークづくりを推進していきます。

（３）防災体制の強化

近年は想定を超える自然災害（地震や大雨等）の発生が相次いでおり、人命に直結するような災害から高齢者を守る必要があります。

「四国中央市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿の整備及び個別計画の作成を進めるとともに、介護サービス事業所等と連携し、発災時に必要な物資等備蓄の充実や福祉避難所の指定拡充など、災害時要支援者の支援体制の構築に努めます。また、自主防災組織や自治会、民生児童委員等と連携し、救護避難活動の円滑化を図ります。

（４）感染症対策の充実

新型コロナウイルスをはじめとする感染症は、高齢者や基礎疾患患者等は重症化しやすい傾向にあり、安心した地域での生活を図るためには、保健所をはじめとする関係機関と連携、情報共有のうえ、発生及びまん延防止のため様々な施策を講じることが求められています。

そのため、介護サービスについては継続的な提供体制を確保するため、

- (1) 介護サービス事業所における衛生用品等の確保状況の把握及び必要の場合の配布・調達支援
- (2) 感染症発生の際の介護サービス事業所間の相互応援体制支援
- (3) 予防的観点からサービス利用を見合わせた場合における代替サービス確保に向けたネットワーク構築支援

等に努めます。

また、外出自粛でフレイルリスクが高まることが懸念されるため、新しい生活様式に基づく予防の取組等についても積極的に情報収集を行い、市民の方や地域活動団体等への周知に努めます。

(5) ニーズに応じた施設・住まいの支援

① 高齢者の生活支援施設等の活用

生活に関する不安の解消や、寝たきりにならないための予防事業を推進する場として、高齢者の生活支援施設等の活用を図ります。

施設	内容
養護老人ホーム	○おおむね 65 歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所する施設です。 ○令和 2 年 9 月末現在、2 か所（定員 100 人）設置されています。 ○今後も、低所得高齢者や居宅での生活が困難な高齢者は増加すると考えられますが、精神障がい・身体機能低下等の入所者の様々な状態に対応すべく、関係機関との連携を図って適切に対応していきます。
高齢者生活福祉センター	○新宮地域の高齢者福祉の拠点として機能し、居住事業（生活支援ハウス）により、60 歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、高齢等のため自宅で生活することに不安のある方を対象に一定期間住居を提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。 ○居住事業を円滑に継続するために、事業内容の十分な周知と利用ニーズの調査を継続的に実施します。
ケアハウス	○居宅で生活することが困難な方に日常生活上必要なサービスを提供する施設です。 ○令和 2 年 9 月末現在、2 か所（定員 110 人）設置されています。 ○いずれの施設も混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けており、必要利用定員数の範囲内で当該サービスの提供を行い、入居者が要介護状態となった場合でも安心して継続入居ができるよう支援します。

施設	内容
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	○有料老人ホームは入居者に対し生活介助や家事支援、健康管理等を行う施設、サービス付き高齢者向け住宅はバリアフリー構造等を有し、医療・介護と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住まいです。 ○令和2年9月末現在、有料老人ホームは6か所（定員209人）、サービス付き高齢者向け住宅は9か所（定員272人）設置されています。 ○高齢者の在宅生活を支えるための多様な介護ニーズの受け皿として重要な社会資源と位置付けられていますが、一方で、いわゆる「囲い込み」等の諸課題も全国的に顕在化しつつある状況を踏まえ、入所者等が要介護者である場合は、利用者の生活ニーズに対応したサービス調整が行われるようケアマネジメントプロセスの徹底を図りつつ、事実上介護付ホーム化しているときは混合型特定施設入居者生活介護の指定を促します。

② 住宅部局との連携

今後整備される市営住宅については、共用部・外部についてもスロープや手すりを設置する等、住宅施策と福祉施策の連携を図りながらバリアフリー化の推進に努めます。

また、空家の活用や公営住宅等による低廉な家賃の住宅の確保等について、県・市の住宅関係部局と連携し、検討を進めていきます。

5 介護保険制度の円滑な運営・推進

(1) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保

介護サービスの整備は、介護保険事業を運営するうえで適切なサービス提供を維持できるよう、地域の既存サービスの整備バランス等に配慮しながら計画的に進めており、第7期計画期間においては、公募選考により開設事業者を決定のうえ、

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | 1 箇所 (29 床) |
| (2) 介護老人福祉施設 | 1 箇所 (54 床) |
| (3) 認知症対応型共同生活介護 | 1 箇所 (2 ユニット 18 床) |
| (4) 小規模多機能型居宅介護 | 1 箇所 (登録定員 29 人) |

の整備を行ったところですが、市独自調査の結果によると、こうした施設等整備の効果もあり、施設入所に係る待機環境は大幅に改善しつつあります。

一方、介護人材不足の顕在化や要介護等認定者数が令和 12 年度 (2030 年度) 頃をピークに減少傾向に転じることが見込まれること等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による経営の不安定化等の諸要因を踏まえ、基盤整備を取り巻く環境は厳しくなりつつあり、市独自調査の結果では第 8 期期間中の施設等に係る新規参入意向は確認されなかったこと等を踏まえ、施設等については、

- ① 期間中の実現可能性を考慮した基盤整備
 - ② 既存の社会資源を有効活用した効率的な基盤整備
 - ③ 在宅の限界点 (在宅生活の継続可能性) を高めるための基盤整備

を基本的方向性とし、更なる待機者数低減に向けて、必ずしも新規整備によらず必要な供給量確保に努めます。

なお、その他の在宅サービス等についても地域包括ケアの更なる推進に向けて、地域実情や需給バランス等を考慮のうえ、段階的な整備を進めていきます。

(2) リハビリテーション提供体制の整備

要支援・要介護者の必要性に応じたリハビリテーションサービスが利用できるよう、急性期・回復期から生活期への切れ目のないサービス提供が求められています。

本市では、介護サービスにおけるリハビリテーションの利用割合が、他市と比較して特に軽度者において顕著に高いのが特徴であり、早期段階からの予防に向けた取組が評価される一方、必ずしも保険給付サービスによらない、身近な地域での多様な主体によるリハビリテーションの機会確保も併せて求められているところです。

リハビリテーションサービスと他のサービスや活動との連携を図りながら、要支援・要介護者が生活している地域で健康的に暮らすことができるように基盤整備に努めます。

(3) 介護サービスの質の確保・向上

① サービス事業者の指定と指導・監督

市が指定・指導監督権限を有する地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業所の指定については、本市が条例にて定める人員、設備及び運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行います。また、基盤整備量に制限を設けているサービスについては、開設事業者を公募にて選定するなど、より安定した事業運営や質的水準の確保に努めます。

事業者に対する指導・監督については、利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化と、より良いケアの実現に向けて指導を行います。利用者からの情報等から介護サービス事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われ、その確認や行政上の措置が必要であると認める場合には、介護保険法に基づき監査を実施し、利用者が安心してサービスを受けられるように、介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図り、適正なサービス提供と業務運営体制の確保に努めます。

② 四国中央市介護支援専門員連絡協議会との連携

介護支援専門員連絡協議会は、平成 16 年 9 月に自主組織として設立され、相互の連携・情報交流を深めながら組織としての連帯を強め、専門性・資質・職業倫理の向上及び情報交換等を図ることを目的に活動しています。

協議会の活動内容については、今後もアンケート結果等を参考に計画し、各種研修会等の機会を通じて、介護支援専門員の質の向上や介護支援専門員同士のネットワークづくりを進めます。また、主任介護支援専門員部会においては、引き続き介護支援専門員への後方支援を行い、連携の強化を進めていきます。

(4) 介護人材の確保

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題となっています。国によれば、団塊の世代が後期高齢者となる 令和 7 年（2025 年）には、約 34 万人の介護人材の不足が生じると推計しており、継続的な取組が必要です。

本市の高齢化率は今後も上昇が見込まれ、介護需要がさらに拡大することが想定されることから、介護人材のさらなる確保と質の向上が必要になります。

今後は、福祉・介護サービス事業者及び従事者への支援を充実させることにより、福祉人材の育成・確保を進めます。また、福祉に関する理解促進やイメージアップに向けて、ライフステージに応じた働きかけを行うなど、中長期的視点を持って取り組むことにより、新たな介護人材のすそ野を拡げる取組を進めていきます。

平成 29 年度から実施している関係各課連携による合同就職説明会については、今後も継続して実施するとともに、進路希望の段階において職種への関心を高めるため、中学・高校生層への啓発活動にも取り組みます。

(5) 介護保険制度の円滑な運営

① 介護保険制度の普及啓発

介護保険サービスの利用の前提となる要介護等認定申請からサービス利用の方法、また利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続き等について、広報紙、ホームページ、パンフレット、出前講座等により市民啓発を積極的に行います。

また、要介護等認定申請において「認定を持っていると安心」「いざというときに困るから」といった理由で介護サービスを受けないのに申請される方に対して、窓口対応の際に、何らかの病気・けが・認知症によって日常生活を送るうえで、入浴・排せつ・食事等の際に介助が必要、もしくは家事・身支度の日常生活の上で何らかの支障が生じるために要介護等認定申請を行っていただくよう促します。

② 介護保険サービスに関する情報提供の推進

高齢者数、認定者数（認定率）、サービス利用者数、給付実績など、介護保険実施状況やサービス事業者に関する情報は、高齢者自身にとってはサービスの選択、適切な居宅介護支援、サービス事業者にとっては円滑な参入のために大変重要なものです。

介護保険の実施状況については、介護保険制度の円滑運営に不可欠な情報として、定期又は必要に応じて情報提供を行うとともに、地域包括ケア「見える化」システムを効果的に活用して、積極的に情報提供を行います。サービス事業者に対しては、事業者内容の情報開示や自己評価等の情報登録の促進を図り、最新の情報提供に努めます。

③ 相談・受付体制

円滑かつ迅速なサービス提供及び利便性の観点から、高齢者が身近な地域において要介護等認定申請やサービス利用手続き等の相談が行えることが重要です。このため、これらの相談や申請については、介護保険担当部署はもとより、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携して、地域の高齢者の相談体制の充実に努めます。

また、介護保険制度を周知・定着させるとともに、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ることを目的として『ふれあい相談員』を施設等に派遣し、サービスの公平・公正な提供及び質的向上のため、入所者からの相談並びに事業所への指導等を行います。

④ 要介護等認定の適正な実施

要介護等認定は、サービスを利用するための大前提です。要介護度により被保険者が利用できるサービス量が決まるため、要介護等認定の適正な実施は、公正性・迅速性が強く求められます。

本市においては認定調査員に対し、県や関係機関との連携を図り、研修を継続的に実施し、資質・専門性の向上を図ります。また、業務分析データを活用し、認定調査員・介護認定審査会委員の知識向上や認定情報を共有するなど、現行の取組の一層の充実強化に努めます。

⑤ 介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化については、愛媛県が策定した「愛媛県介護給付適正化計画」に沿って、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の送付の主要5事業を中心に介護給付の適正化に努めます。

【介護給付の適正化の実施目標】

項目		実施目標
要介護認定の適正化	認定調査票の全数点検	100%
	認定調査員研修及び 審査会委員研修 (県開催及び市独自)	100%
	認定調査内容の平準化	認定調査内容に関し、国・県との平準化を図り、一次判定結果に影響が出やすい5項目〔麻痺（左一下肢・右一下肢）、座位保持、移乗、移動、短期記憶〕につき、その出現率の乖離を10%以下とする。
ケアプランの点検	ケアプランの個別点検	指定居宅介護支援事業所の実地指導等を通じ、年間100件以上ケアプランの個別点検を実施。

第5章 介護保険事業等の今後の見込み

1 高齢者数と認定者数の推計

(1) 高齢者数の推計

総人口は減少が続き、本計画の最終年度である令和5年度には82,413人と推計されています。また、高齢者人口も同様に減少が続き、令和5年度には27,729人、令和7年度（2025年度）には27,515人、令和22年度（2040年度）には24,700人と推計されています。

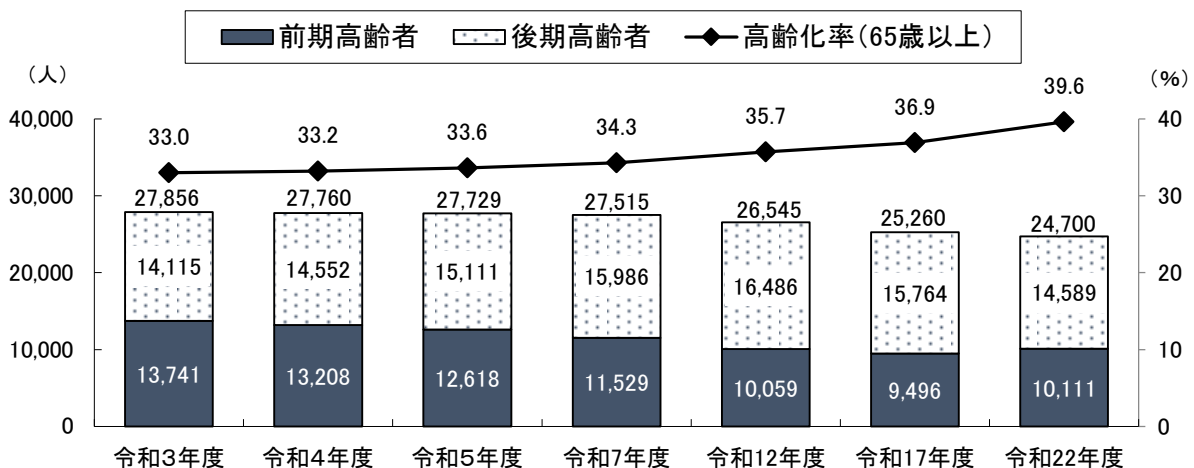
一方、高齢化率については増加が見込まれており、令和22年度（2040年度）には39.6%と推計されています。また、後期高齢者の割合も増加が見込まれ、令和22年度（2040年度）には23.4%と推計されています。

【人口の推計】

(人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	84,540	83,489	82,413	80,197	74,403	68,432	62,422
40～65歳未満	27,279	27,027	26,698	26,079	24,373	22,216	19,180
高齢者(65歳以上)	27,856	27,760	27,729	27,515	26,545	25,260	24,700
前期高齢者(65～75歳未満)	13,741	13,208	12,618	11,529	10,059	9,496	10,111
後期高齢者(75歳以上)	14,115	14,552	15,111	15,986	16,486	15,764	14,589
高齢化率(65歳以上)	33.0%	33.2%	33.6%	34.3%	35.7%	36.9%	39.6%
前期高齢者(65～75歳未満)	16.3%	15.8%	15.3%	14.4%	13.5%	13.9%	16.2%
後期高齢者(75歳以上)	16.7%	17.4%	18.3%	19.9%	22.2%	23.0%	23.4%

【高齢者人口の推計】



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

認定者数は、令和 12 年度まで増加が続き、それ以降は減少に転じると見込まれます。令和 5 年度には 6,761 人、令和 7 年度には 7,002 人、令和 22 年度には 6,357 人と推計されます。

第 1 号被保険者認定率は増加が続き、令和 17 年度の 26.6% をピークに減少に転じると見込まれます。

【要支援・要介護認定者数の推計】

(人)

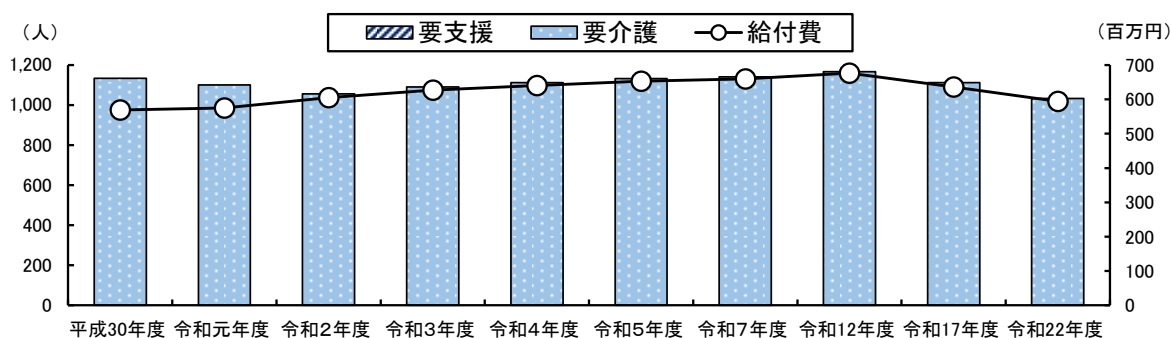
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
第1号被保険者数	27,856	27,760	27,729	27,515	26,545	25,260	24,700
認定者数	6,560	6,658	6,761	7,002	7,109	6,797	6,357
要支援1	624	628	637	667	677	650	606
要支援2	1,059	1,074	1,084	1,130	1,147	1,095	1,026
要介護1	967	980	995	1,036	1,055	1,008	942
要介護2	1,294	1,314	1,335	1,381	1,403	1,338	1,253
要介護3	1,094	1,114	1,135	1,169	1,186	1,136	1,062
要介護4	829	843	858	882	896	858	803
要介護5	693	705	717	737	745	712	665
うち第1号被保険者	6,449	6,547	6,650	6,896	7,013	6,707	6,280
要支援1	618	622	631	661	672	645	602
要支援2	1,042	1,057	1,067	1,114	1,132	1,081	1,014
要介護1	958	971	986	1,027	1,047	1,001	936
要介護2	1,262	1,282	1,303	1,351	1,375	1,312	1,230
要介護3	1,076	1,096	1,117	1,152	1,171	1,121	1,050
要介護4	812	826	841	866	881	845	791
要介護5	681	693	705	725	735	702	657
第1号被保険者認定率	23.2%	23.6%	24.0%	25.1%	26.4%	26.6%	25.4%

2 介護保険サービスの見込み量

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

在宅で介護を受ける方に、ホームヘルパーによる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスとして、要介護者が安心して在宅生活を維持し、かつ家族の介護負担を軽減する重要なサービスの一つであるため、今後もサービス内容の質の向上を図っていきます。



訪問介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1,134	1,101	1,056	1,091	1,112	1,132	1,141	1,167	1,112	1,034
計	1,134	1,101	1,056	1,091	1,112	1,132	1,141	1,167	1,112	1,034
前年比	-	97.1%	95.9%	103.3%	101.9%	101.8%	100.8%	102.3%	95.3%	93.0%
H30比	-	97.1%	93.1%	96.2%	98.1%	99.8%	100.6%	102.9%	98.1%	91.2%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	17,011	16,835	17,322	17,788	18,161	18,503	18,704	19,183	18,023	16,875
計	17,011	16,835	17,322	17,788	18,161	18,503	18,704	19,183	18,023	16,875
前年比	-	99.0%	102.9%	102.7%	102.1%	101.9%	101.1%	102.6%	94.0%	93.6%
H30比	-	99.0%	101.8%	104.6%	106.8%	108.8%	110.0%	112.8%	105.9%	99.2%

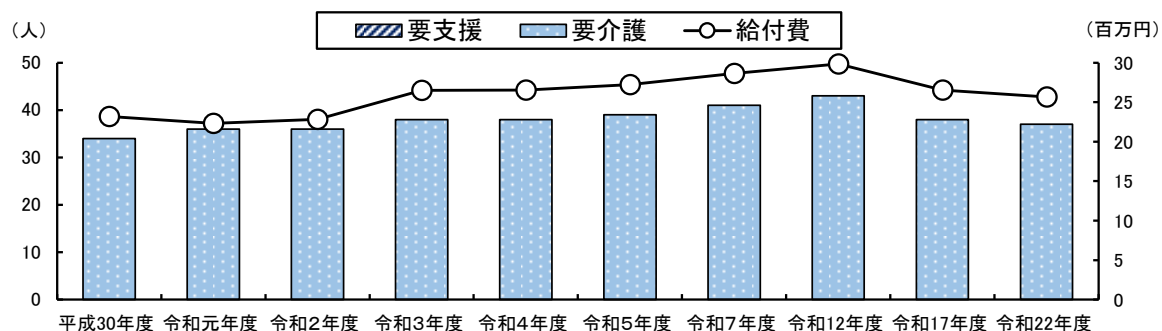
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	569,123	575,000	605,677	627,417	640,924	652,910	660,002	676,828	636,145	594,698
計	569,123	575,000	605,677	627,417	640,924	652,910	660,002	676,828	636,145	594,698
前年比	-	101.0%	105.3%	103.6%	102.2%	101.9%	101.1%	102.5%	94.0%	93.5%
H30比	-	101.0%	106.4%	110.2%	112.6%	114.7%	116.0%	118.9%	111.8%	104.5%

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

在宅で介護を受ける方の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の援助を行うサービスとして、要介護（要支援）者が安心して在宅生活ができるよう、また家族の介護負担を軽減するためにも適切な供給体制を整えていきます。



訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

（人）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	34	36	36	38	38	39	41	43	38	37
計	34	36	36	38	38	39	41	43	38	37
前年比	—	105.9%	100.0%	105.6%	100.0%	102.6%	105.1%	104.9%	88.4%	97.4%
H30比	—	105.9%	105.9%	111.8%	111.8%	114.7%	120.6%	126.5%	111.8%	108.8%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

（回）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	164	157	159	183	183	188	198	206	183	177
計	164	157	159	183	183	188	198	206	183	177
前年比	—	95.7%	101.3%	115.1%	100.0%	102.7%	105.3%	104.0%	88.8%	96.7%
H30比	—	95.7%	97.0%	111.6%	111.6%	114.6%	120.7%	125.6%	111.6%	107.9%

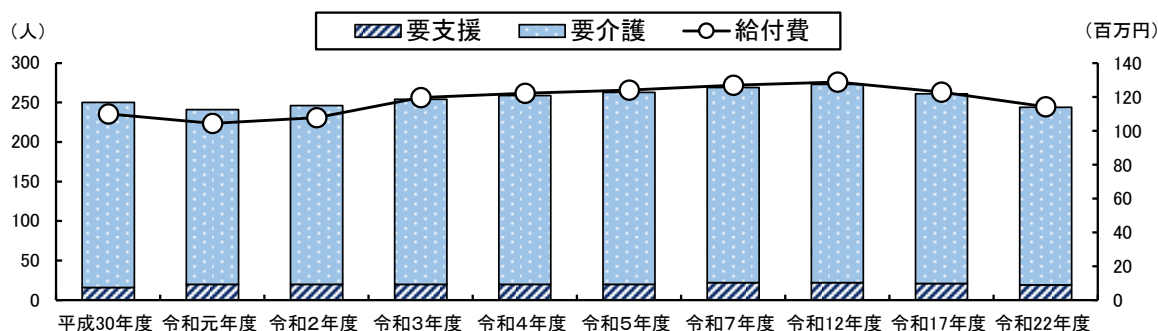
年間給付費の推移と推計結果

（千円）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	23,174	22,308	22,816	26,512	26,527	27,234	28,651	29,838	26,527	25,669
計	23,174	22,308	22,816	26,512	26,527	27,234	28,651	29,838	26,527	25,669
前年比	—	96.3%	102.3%	116.2%	100.1%	102.7%	105.2%	104.1%	88.9%	96.8%
H30比	—	96.3%	98.5%	114.4%	114.5%	117.5%	123.6%	128.8%	114.5%	110.8%

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

在宅で看護を受ける方に、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の専門職が、療養上の援助または必要な診療の補助を行うサービスです。医療を必要とする要介護等の高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るため、医療と介護の連携強化は欠かせないものであり、地域包括ケアシステムを推進していくためにも、事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。



訪問看護／介護予防訪問看護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

（人）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	16	20	20	20	20	20	22	22	21	19
要介護	234	221	226	234	239	243	247	251	240	225
計	250	241	246	254	259	263	269	273	261	244
前年比	—	96.4%	102.1%	103.3%	102.0%	101.5%	102.3%	101.5%	95.6%	93.5%
H30比	—	96.4%	98.4%	101.6%	103.6%	105.2%	107.6%	109.2%	104.4%	97.6%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

（回）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	107	121	124	124	124	124	134	134	127	117
要介護	1,722	1,551	1,672	1,766	1,804	1,833	1,864	1,895	1,811	1,694
計	1,829	1,672	1,796	1,890	1,928	1,957	1,998	2,029	1,938	1,811
前年比	—	91.4%	107.4%	105.2%	102.0%	101.5%	102.1%	101.6%	95.5%	93.4%
H30比	—	91.4%	98.2%	103.3%	105.4%	107.0%	109.2%	110.9%	106.0%	99.0%

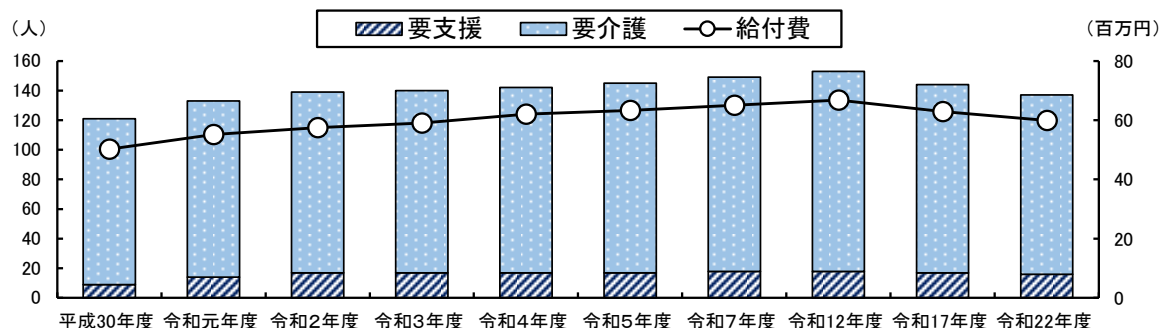
年間給付費の推移と推計結果

（千円）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	4,904	6,148	6,383	6,517	6,521	6,521	7,075	7,075	6,717	6,162
要介護	105,131	98,166	101,316	113,136	115,610	117,584	119,756	121,745	116,152	108,086
計	110,035	104,314	107,699	119,653	122,131	124,105	126,831	128,820	122,869	114,248
前年比	—	94.8%	103.2%	111.1%	102.1%	101.6%	102.2%	101.6%	95.4%	93.0%
H30比	—	94.8%	97.9%	108.7%	111.0%	112.8%	115.3%	117.1%	111.7%	103.8%

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

在宅で介護を受ける方に、心身の機能の維持改善を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスであり、今後もサービスの質の向上に努めます。



訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	9	14	17	17	17	17	18	18	17	16
要介護	112	119	122	123	125	128	131	135	127	121
計	121	133	139	140	142	145	149	153	144	137
前年比	—	109.9%	104.5%	100.7%	101.4%	102.1%	102.8%	102.7%	94.1%	95.1%
H30比	—	109.9%	114.9%	115.7%	117.4%	119.8%	123.1%	126.4%	119.0%	113.2%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	129	177	181	181	210	210	222	222	210	198
要介護	1,339	1,385	1,457	1,472	1,528	1,563	1,600	1,649	1,552	1,481
計	1,468	1,562	1,638	1,653	1,738	1,773	1,822	1,871	1,762	1,679
前年比	—	106.4%	104.9%	100.9%	105.1%	102.0%	102.8%	102.7%	94.2%	95.3%
H30比	—	106.4%	111.6%	112.6%	118.4%	120.8%	124.1%	127.5%	120.0%	114.4%

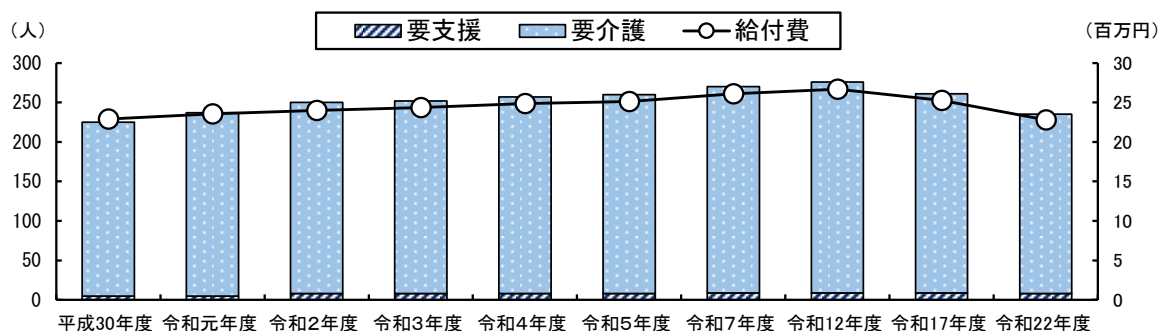
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	4,312	6,141	6,213	6,310	7,348	7,348	7,774	7,774	7,348	6,922
要介護	45,951	48,994	51,299	52,675	54,694	55,955	57,255	59,026	55,542	53,024
計	50,263	55,135	57,512	58,985	62,042	63,303	65,029	66,800	62,890	59,946
前年比	—	109.7%	104.3%	102.6%	105.2%	102.0%	102.7%	102.7%	94.1%	95.3%
H30比	—	109.7%	114.4%	117.4%	123.4%	125.9%	129.4%	132.9%	125.1%	119.3%

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な利用者宅を医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握の上、療養上の管理及び指導を行うサービスで、在宅での生活が継続できるよう、医師等に加え介護支援専門員との連携を図りながらサービスの質の向上に努めます。



居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	5	5	8	8	8	8	9	9	9	8
要介護	220	232	242	244	249	252	261	267	252	227
計	225	237	250	252	257	260	270	276	261	235
前年比	—	105.3%	105.5%	100.8%	102.0%	101.2%	103.8%	102.2%	94.6%	90.0%
H30比	—	105.3%	111.1%	112.0%	114.2%	115.6%	120.0%	122.7%	116.0%	104.4%

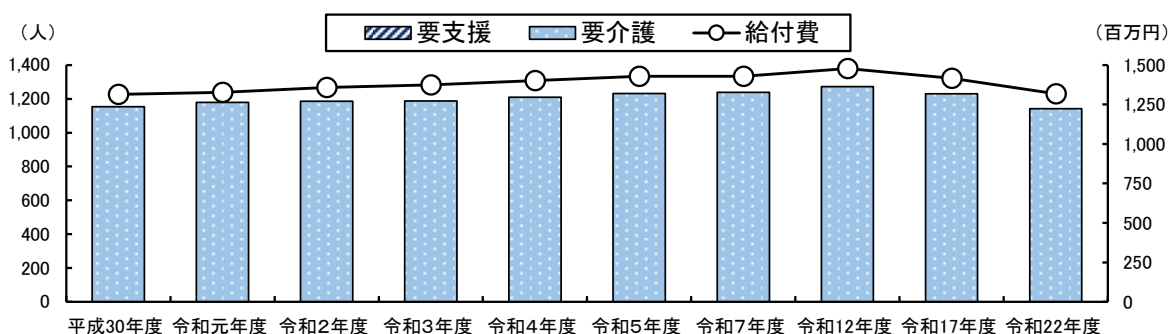
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	511	809	1,222	1,229	1,230	1,230	1,360	1,360	1,360	1,230
要介護	22,383	22,761	22,765	23,107	23,615	23,891	24,747	25,320	23,891	21,576
計	22,894	23,570	23,987	24,336	24,845	25,121	26,107	26,680	25,251	22,806
前年比	—	103.0%	101.8%	101.5%	102.1%	101.1%	103.9%	102.2%	94.6%	90.3%
H30比	—	103.0%	104.8%	106.3%	108.5%	109.7%	114.0%	116.5%	110.3%	99.6%

⑥ 通所介護

施設で入浴、食事の提供・介護、その他の日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスで、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るための基本的なサービスとして、家族の介護負担軽減の観点からも重要なもののため、今後も増加を見込むとともにサービスの質の向上に努めます。



通所介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1,154	1,178	1,185	1,187	1,209	1,231	1,239	1,272	1,229	1,141
計	1,154	1,178	1,185	1,187	1,209	1,231	1,239	1,272	1,229	1,141
前年比	-	102.1%	100.6%	100.2%	101.9%	101.8%	100.6%	102.7%	96.6%	92.8%
H30比	-	102.1%	102.7%	102.9%	104.8%	106.7%	107.4%	110.2%	106.5%	98.9%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	13,449	13,680	13,783	13,894	14,155	14,416	14,431	14,900	14,303	13,338
計	13,449	13,680	13,783	13,894	14,155	14,416	14,431	14,900	14,303	13,338
前年比	-	101.7%	100.8%	100.8%	101.9%	101.8%	100.1%	103.2%	96.0%	93.3%
H30比	-	101.7%	102.5%	103.3%	105.2%	107.2%	107.3%	110.8%	106.3%	99.2%

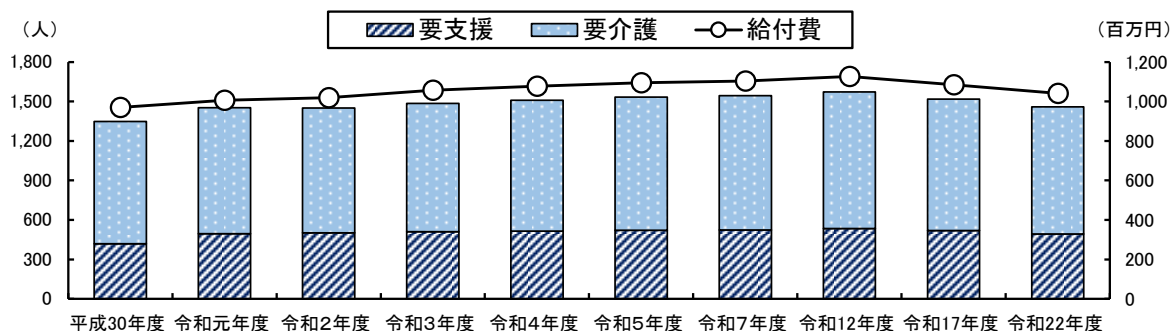
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1,314,186	1,326,955	1,358,168	1,374,614	1,401,846	1,427,999	1,429,115	1,476,639	1,415,153	1,317,682
計	1,314,186	1,326,955	1,358,168	1,374,614	1,401,846	1,427,999	1,429,115	1,476,639	1,415,153	1,317,682
前年比	-	101.0%	102.4%	101.2%	102.0%	101.9%	100.1%	103.3%	95.8%	93.1%
H30比	-	101.0%	103.3%	104.6%	106.7%	108.7%	108.7%	112.4%	107.7%	100.3%

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスであり、通所介護同様、在宅で自立した日常生活を送るために欠かせないサービスとして、事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。



通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	419	495	502	510	515	522	525	534	519	494
要介護	929	958	948	975	994	1,011	1,018	1,039	999	964
計	1,348	1,453	1,450	1,485	1,509	1,533	1,543	1,573	1,518	1,458
前年比	—	107.8%	99.8%	102.4%	101.6%	101.6%	100.7%	101.9%	96.5%	96.0%
H30比	—	107.8%	107.6%	110.2%	111.9%	113.7%	114.5%	116.7%	112.6%	108.2%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
要介護	8,324	8,488	8,582	8,836	9,009	9,164	9,228	9,417	9,058	8,737
計	8,324	8,488	8,582	8,836	9,009	9,164	9,228	9,417	9,058	8,737
前年比	—	102.0%	101.1%	99.9%	102.0%	101.7%	100.7%	102.0%	96.2%	96.5%
H30比	—	102.0%	103.1%	106.2%	108.2%	110.1%	110.9%	113.1%	108.8%	105.0%

年間給付費の推移と推計結果

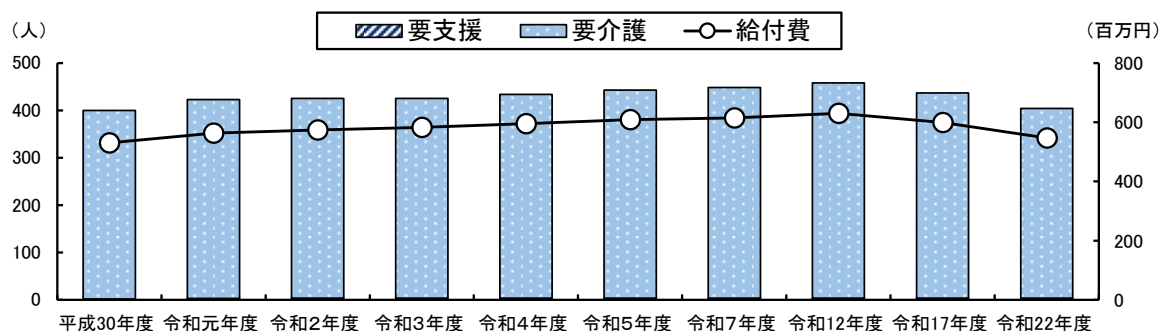
(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	172,507	202,233	207,329	211,418	213,775	216,550	217,803	221,564	215,071	204,774
要介護	796,959	804,005	812,139	845,959	863,703	878,718	885,918	904,478	869,032	836,725
計	969,466	1,006,238	1,019,468	1,057,377	1,077,478	1,095,268	1,103,721	1,126,042	1,084,103	1,041,499
前年比	—	103.8%	101.3%	103.7%	101.9%	101.7%	100.8%	102.0%	96.3%	96.1%
H30比	—	103.8%	105.2%	109.1%	111.1%	113.0%	113.8%	116.2%	111.8%	107.4%

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うもので、要介護者等の心身機能の維持と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

今後も介護支援専門員や既存施設等との連携強化を図りながら、より充実したサービスが提供できるよう供給体制の適正な確保に努めます。



短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	2	3	4	4	4	4	4	4	4	4
要介護	398	420	421	421	430	439	444	454	433	400
計	400	423	425	425	434	443	448	458	437	404
前年比	—	105.8%	100.5%	100.0%	102.1%	102.1%	101.1%	102.2%	95.4%	92.4%
H30比	—	105.8%	106.3%	106.3%	108.5%	110.8%	112.0%	114.5%	109.3%	101.0%

利用日数の推移と推計結果 (月平均)

(日)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	11	17	22	22	22	22	22	22	22	22
要介護	5,290	5,547	5,545	5,567	5,686	5,817	5,876	6,023	5,726	5,237
計	5,301	5,564	5,567	5,589	5,708	5,839	5,898	6,045	5,748	5,259
前年比	—	105.0%	100.1%	100.4%	102.1%	102.3%	101.0%	102.5%	95.1%	91.5%
H30比	—	105.0%	105.0%	105.4%	107.7%	110.1%	111.3%	114.0%	108.4%	99.2%

年間給付費の推移と推計結果

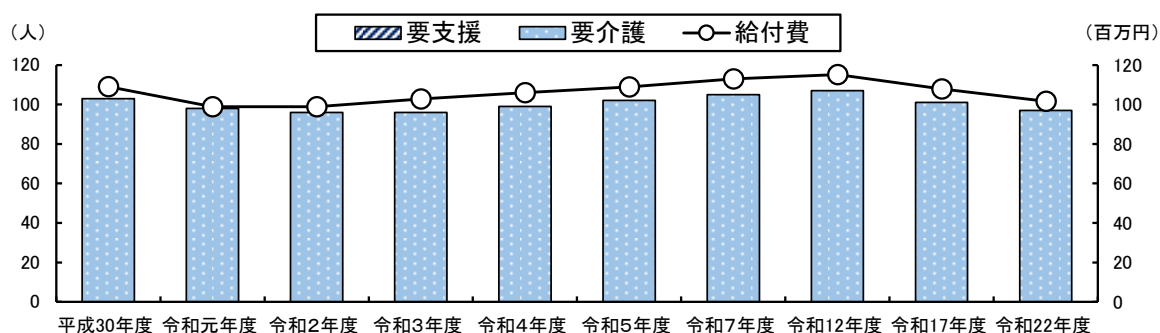
(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	826	1,088	1,354	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367	1,367
要介護	529,339	561,836	572,707	580,782	593,543	607,289	613,575	629,127	597,881	545,549
計	530,165	562,924	574,061	582,149	594,910	608,656	614,942	630,494	599,248	546,916
前年比	—	106.2%	102.0%	101.4%	102.2%	102.3%	101.0%	102.5%	95.0%	91.3%
H30比	—	106.2%	108.3%	109.8%	112.2%	114.8%	116.0%	118.9%	113.0%	103.2%

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行い、要介護者等の心身機能の向上と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

短期入所生活介護同様、今後もより充実したサービスが提供できるよう、供給体制の適正な確保に努めます。



短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	103	98	96	96	99	102	105	107	101	97
計	103	98	96	96	99	102	105	107	101	97
前年比	—	95.1%	98.0%	100.0%	103.1%	103.0%	102.9%	101.9%	94.4%	96.0%
H30比	—	95.1%	93.2%	93.2%	96.1%	99.0%	101.9%	103.9%	98.1%	94.2%

利用日数の推移と推計結果 (月平均)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	805	735	715	733	755	776	804	820	770	728
計	805	735	715	733	755	776	804	820	770	728
前年比	—	91.3%	97.2%	102.5%	103.0%	102.8%	103.6%	102.0%	93.9%	94.5%
H30比	—	91.3%	88.8%	91.1%	93.8%	96.4%	99.9%	101.9%	95.7%	90.4%

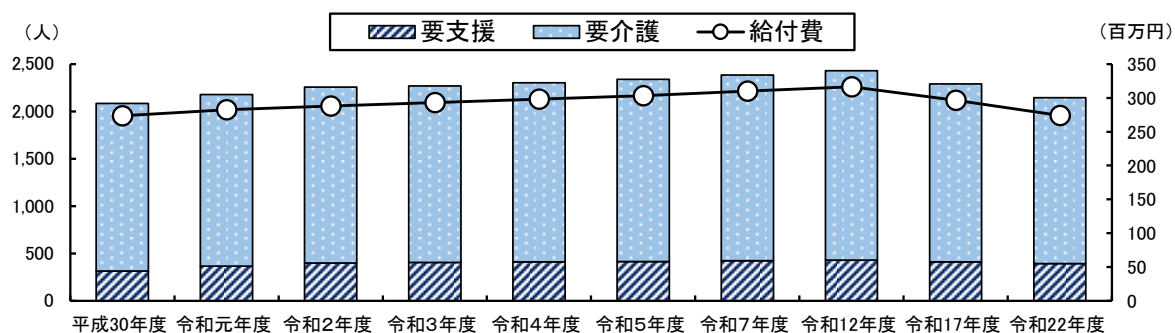
年間給付費の推移と推計結果

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	109,017	98,795	98,797	102,828	105,933	108,829	112,960	115,099	107,892	101,562
計	109,017	98,823	98,797	102,828	105,933	108,829	112,960	115,099	107,892	101,562
前年比	—	90.6%	100.0%	104.1%	103.0%	102.7%	103.8%	101.9%	93.7%	94.1%
H30比	—	90.6%	90.6%	94.3%	97.2%	99.8%	103.6%	105.6%	99.0%	93.2%

⑩ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障のある要介護者等の生活上の便宜を図り、機能訓練や自立を助けるため、車いす・床ずれ防止用具・歩行器・つえ等を貸与するもので、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るために、身体能力を最大限に活用できる生活環境の改善支援に欠かせないサービスです。

今後も利用者の心身の状況や環境の変化に応じ、適切な福祉用具の貸与が受けられるよう、介護支援専門員や福祉用具専門相談員によるサポート体制の充実に努めます。



福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与
利用者数の推移と推計結果（月平均）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	315	369	400	407	412	416	426	432	413	394
要介護	1,770	1,808	1,855	1,860	1,889	1,921	1,958	1,998	1,877	1,749
計	2,085	2,177	2,255	2,267	2,301	2,337	2,384	2,430	2,290	2,143
前年比	—	104.4%	103.6%	100.5%	101.5%	101.6%	102.0%	101.9%	94.2%	93.6%
H30比	—	104.4%	108.2%	108.7%	110.4%	112.1%	114.3%	116.5%	109.8%	102.8%

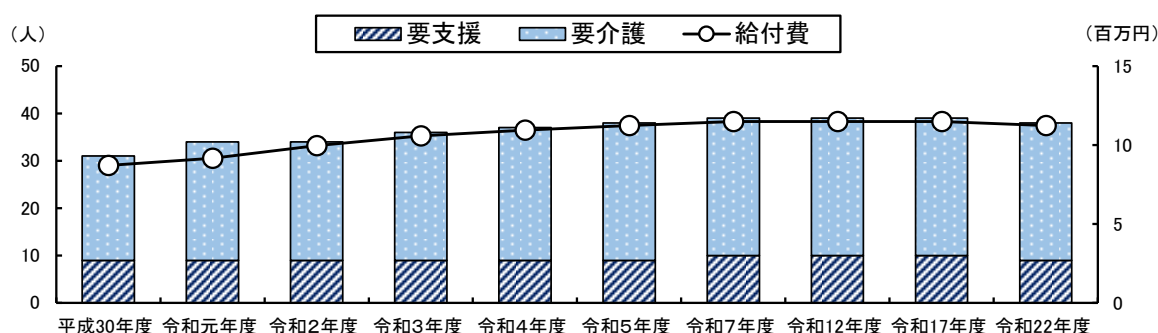
年間給付費の推移と推計結果

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	18,623	21,665	23,620	24,099	24,396	24,631	25,226	25,581	24,456	23,329
要介護	255,070	260,821	264,465	269,016	273,634	278,354	284,849	290,928	271,916	250,652
計	273,693	282,486	288,085	293,115	298,030	302,985	310,075	316,509	296,372	273,981
前年比	—	103.2%	102.0%	101.7%	101.7%	101.7%	102.3%	102.1%	93.6%	92.4%
H30比	—	103.2%	105.3%	107.1%	108.9%	110.7%	113.3%	115.6%	108.3%	100.1%

⑪ 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

日常生活上の便宜や介護者の負担の軽減を図るため、利用者の心身の状況や希望等を踏まえた適切な用具の選定の援助、取付け、調整を行って、腰掛便座や入浴補助用具など、特定福祉用具を販売します。特定福祉用具は貸与になじまない、入浴や排せつに用いる福祉用具で、厚生労働大臣が定めるものです。

今後とも要介護者等の日常生活におけるニーズや課題の把握から、心身の変化に応じた福祉用具の利用につながるよう、事業者に対する指導を図り、サービス供給体制の充実を図ります。



特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費
利用者数の推移と推計結果（月平均）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	9	9	9	9	9	9	10	10	10	9
要介護	22	25	25	27	28	29	29	29	29	29
計	31	34	34	36	37	38	39	39	39	38
前年比	—	109.7%	100.0%	105.9%	102.8%	102.7%	102.6%	100.0%	100.0%	97.4%
H30比	—	109.7%	109.7%	116.1%	119.4%	122.6%	125.8%	125.8%	125.8%	122.6%

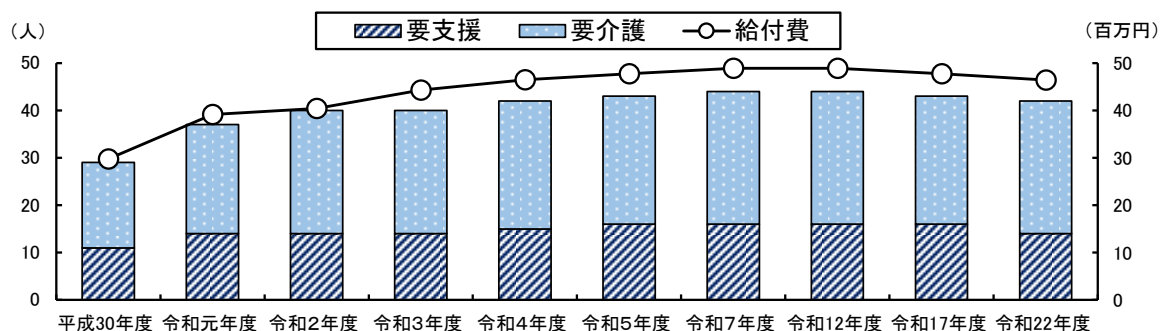
年間給付費の推移と推計結果

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	2,174	2,416	2,428	2,428	2,428	2,428	2,688	2,688	2,688	2,428
要介護	6,537	6,753	7,532	8,157	8,517	8,796	8,796	8,796	8,796	8,796
計	8,711	9,169	9,960	10,585	10,945	11,224	11,484	11,484	11,484	11,224
前年比	—	105.3%	108.6%	106.3%	103.4%	102.5%	102.3%	100.0%	100.0%	97.7%
H30比	—	105.3%	114.3%	121.5%	125.6%	128.8%	131.8%	131.8%	131.8%	128.8%

⑫ 住宅改修費／介護予防住宅改修費

居宅における安全で快適な生活のため、利用者が手すりの取付けや段差の解消など、居住する住宅の改修を行ったときに、必要な費用の一部を支給します。

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るために、居宅内での自立的な移動や事故防止のほか、介護者の負担軽減等につながる効果的なサービスであり、今後もより一層、保険者として事業者に対しての指導を強化し、給付の適正化を図ります。



住宅改修費／介護予防住宅改修費

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	11	14	14	14	15	16	16	16	16	14
要介護	18	23	26	26	27	27	28	28	27	28
計	29	37	40	40	42	43	44	44	43	42
前年比	—	127.6%	108.1%	100.0%	105.0%	102.4%	102.3%	100.0%	97.7%	97.7%
H30比	—	127.6%	137.9%	137.9%	144.8%	148.3%	151.7%	151.7%	148.3%	144.8%

年間給付費の推移と推計結果

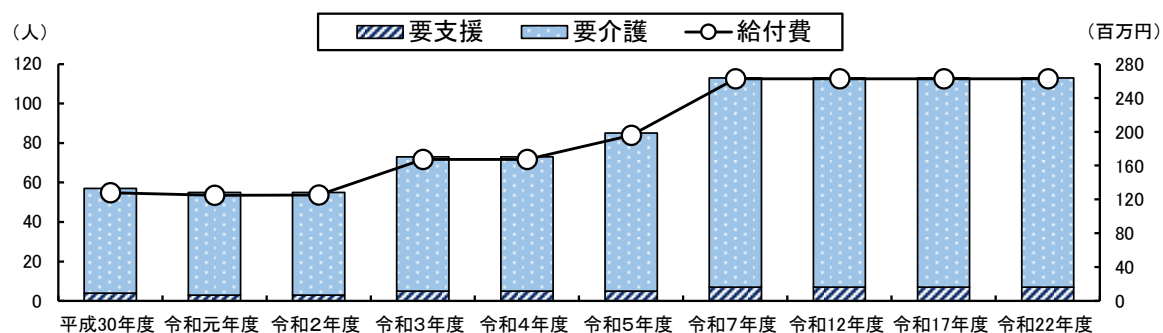
(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	12,111	15,339	16,023	17,216	18,454	19,676	19,676	19,676	19,676	17,216
要介護	17,611	23,815	24,379	27,083	28,032	28,032	29,207	29,207	28,032	29,207
計	29,722	39,154	40,402	44,299	46,486	47,708	48,883	48,883	47,708	46,423
前年比	—	131.7%	103.2%	109.6%	104.9%	102.6%	102.5%	100.0%	97.6%	97.3%
H30比	—	131.7%	135.9%	149.0%	156.4%	160.5%	164.5%	164.5%	160.5%	156.2%

⑬ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム入所者等に入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、要介護状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができることを目的とするもので、状態像に応じ早めの住み替えを検討するうえで重要なサービスです。

今後も既存施設との連携によりサービスの質の向上に努めるとともに、現在、当該サービスの指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅についても、入所者等のサービス利用実態を踏まえ、実態として介護付ホーム化している場合は、当該サービスの指定を促進します。



特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	4	3	3	5	5	5	7	7	7	7
要介護	53	52	52	68	68	80	106	106	106	106
計	57	55	55	73	73	85	113	113	113	113
前年比	—	96.5%	100.0%	132.7%	100.0%	116.4%	132.9%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	—	96.5%	96.5%	128.1%	128.1%	149.1%	198.2%	198.2%	198.2%	198.2%

年間給付費の推移と推計結果

(千円)

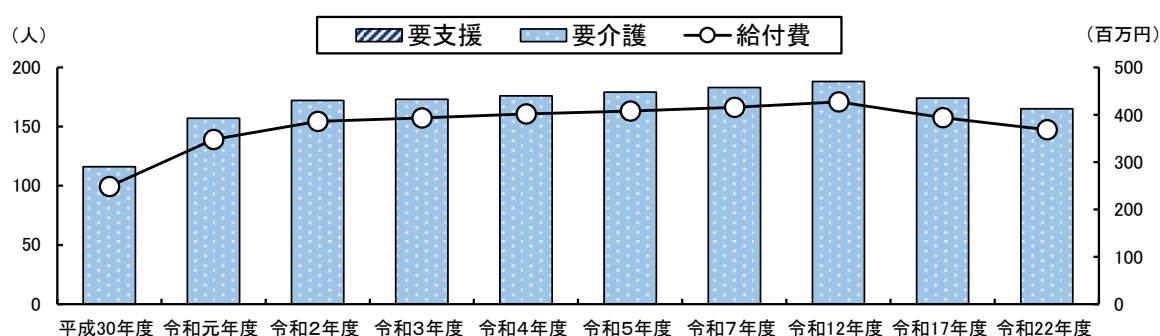
	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	3,303	2,599	2,611	4,540	4,542	4,542	6,430	6,430	6,430	6,430
要介護	124,565	122,418	122,557	162,654	162,744	191,082	255,967	255,967	255,967	255,967
計	127,868	125,017	125,168	167,194	167,286	195,624	262,397	262,397	262,397	262,397
前年比	—	97.8%	100.1%	133.6%	100.1%	116.9%	134.1%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	—	97.8%	97.9%	130.8%	130.8%	153.0%	205.2%	205.2%	205.2%	205.2%

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護の密接な連携による短時間の定期的な巡回と随時のサービスが提供されることにより、24時間安心して、包括的・効率的に在宅での生活維持を支援するサービスとして、特に夜間等における家族介護負担軽減の観点からも今後ますます需要が見込まれます。

重度の要介護高齢者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、また認知症の高齢者が増加していくことを踏まえ、今後も供給量の確保を図るとともに、サービスの質的向上に努めます。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護
利用者数の推移と推計結果 (月平均)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	116	157	172	173	176	179	183	188	174	165
計	116	157	172	173	176	179	183	188	174	165
前年比	-	135.3%	109.6%	100.6%	101.7%	101.7%	102.2%	102.7%	92.6%	94.8%
H30比	-	135.3%	148.3%	149.1%	151.7%	154.3%	157.8%	162.1%	150.0%	142.2%

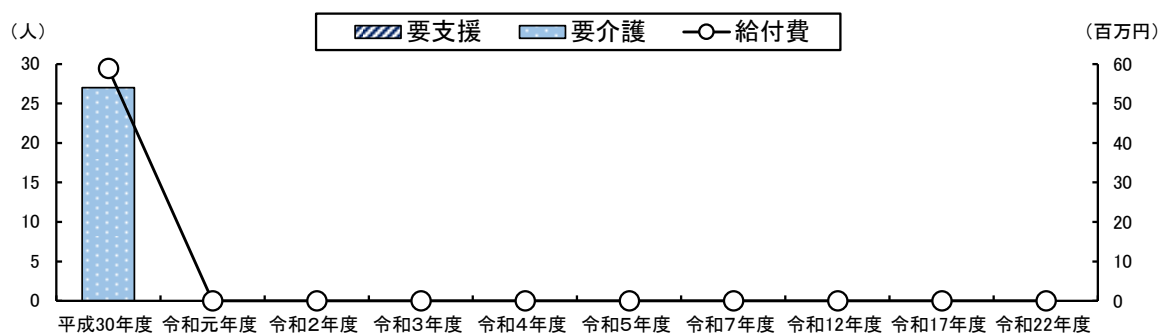
年間給付費の推移と推計結果

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	248,401	347,790	385,708	393,300	401,440	407,617	415,287	427,198	393,962	368,529
計	248,401	347,790	385,708	393,300	401,440	407,617	415,287	427,198	393,962	368,529
前年比	-	140.0%	110.9%	102.0%	102.1%	101.5%	101.9%	102.9%	92.2%	93.5%
H30比	-	140.0%	155.3%	158.3%	161.6%	164.1%	167.2%	172.0%	158.6%	148.4%

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護、その他日常生活上の支援を行うサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護同様、包括的・効率的に在宅での生活維持を支援するサービスとして位置付けられていますが、市が独自に実施した調査では参入意向が確認されず、期間中の利用は見込んでいません。



夜間対応型訪問介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年比	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
H30比	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

年間給付費の推移と推計結果

(千円)

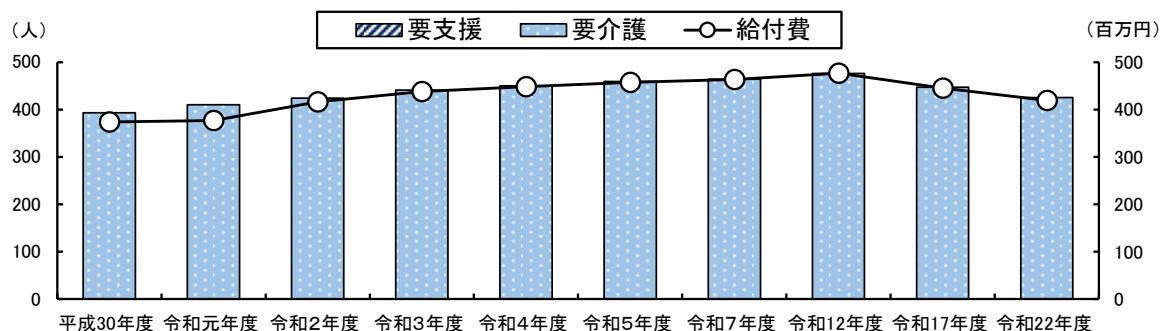
	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	58,888	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	58,888	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年比	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
H30比	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

③ 地域密着型通所介護

要介護者を居宅から通わせ、食事の提供・介護、その他の日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスであり、定員 18 人以下の事業所において実施されます。

小規模の特性を活かした馴染みの人間関係づくりや、柔軟な運営等が期待され、可能な限り自立した日常生活を送るための基本的なサービスであり、家族の介護負担軽減の観点からも重要であるため、今後も増加を見込むとともに、事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

なお、期間中は本サービスに係る指定制限（総量規制）は行わないものとします。



地域密着型通所介護

利用者数の推移と推計結果（月平均）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	393	410	424	441	450	459	464	476	447	425
計	393	410	424	441	450	459	464	476	447	425
前年比	-	104.3%	103.4%	104.0%	102.0%	102.0%	101.1%	102.6%	93.9%	95.1%
H30比	-	104.3%	107.9%	112.2%	114.5%	116.8%	118.1%	121.1%	113.7%	108.1%

利用回数の推移と推計結果（月平均）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	3,905	3,892	4,290	4,453	4,551	4,642	4,698	4,825	4,521	4,278
計	3,905	3,892	4,290	4,453	4,551	4,642	4,698	4,825	4,521	4,278
前年比	-	99.7%	110.2%	103.8%	102.2%	102.0%	101.2%	102.7%	93.7%	94.6%
H30比	-	99.7%	109.9%	114.0%	116.5%	118.9%	120.3%	123.6%	115.8%	109.6%

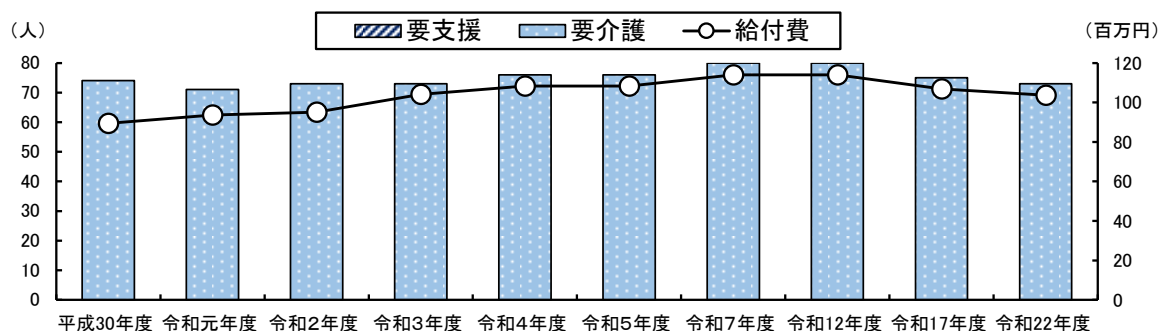
年間給付費の推移と推計結果

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	373,936	376,819	415,927	437,776	448,331	457,283	463,405	476,455	445,381	419,460
計	373,936	376,819	415,927	437,776	448,331	457,283	463,405	476,455	445,381	419,460
前年比	-	100.8%	110.4%	105.3%	102.4%	102.0%	101.3%	102.8%	93.5%	94.2%
H30比	-	100.8%	111.2%	117.1%	119.9%	122.3%	123.9%	127.4%	119.1%	112.2%

④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

居宅要介護者等であって、認知症であるものについて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

認知症高齢者が可能な限り自立した日常生活を送るため、また家族の介護負担軽減の観点からも重要であることから、今後もサービスの質の向上に努めます。



認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	74	71	73	73	76	76	80	80	75	73
計	74	71	73	73	76	76	80	80	75	73
前年比	—	95.9%	102.8%	100.0%	104.1%	100.0%	105.3%	100.0%	93.8%	97.3%
H30比	—	95.9%	98.6%	98.6%	102.7%	102.7%	108.1%	108.1%	101.4%	98.6%

利用回数の推移と推計結果 (月平均)

(回)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	835	863	844	890	926	926	974	974	913	887
計	835	863	844	890	926	926	974	974	913	887
前年比	—	103.4%	97.8%	105.5%	104.0%	100.0%	105.2%	100.0%	93.7%	97.2%
H30比	—	103.4%	101.1%	106.6%	110.9%	110.9%	116.6%	116.6%	109.3%	106.2%

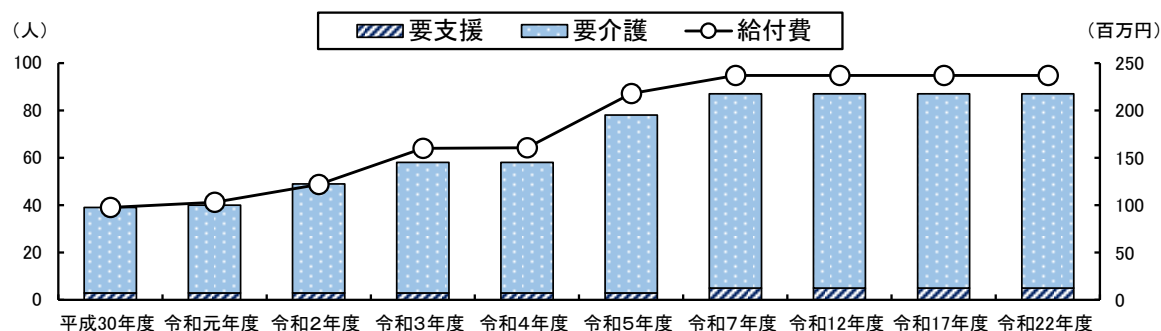
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護	89,433	93,631	95,124	104,025	108,352	108,352	113,975	113,975	106,881	103,605
計	89,433	93,631	95,124	104,025	108,352	108,352	113,975	113,975	106,881	103,605
前年比	—	104.7%	101.6%	109.4%	104.2%	100.0%	105.2%	100.0%	93.8%	96.9%
H30比	—	104.7%	106.4%	116.3%	121.2%	121.2%	127.4%	127.4%	119.5%	115.8%

⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、サービスを複合的に提供し、家庭的な環境や地域住民との交流のもと、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスで、利用者における在宅生活継続のための地域の拠点施設として、今後更なる需要が見込まれることから、本計画期間内に1施設の整備を見込んでいます。



小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護
利用者数の推移と推計結果（月平均）

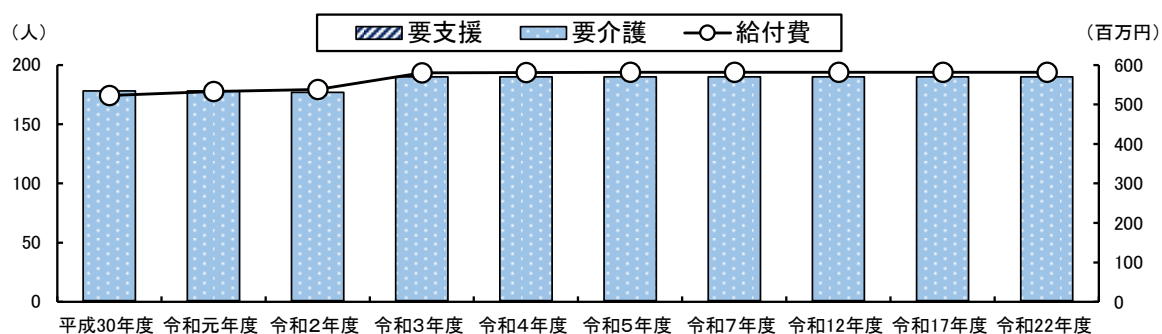
	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	3	3	3	3	3	3	5	5	5	5
要介護	36	37	46	55	55	75	82	82	82	82
計	39	40	49	58	58	78	87	87	87	87
前年比	—	102.6%	122.5%	118.4%	100.0%	134.5%	111.5%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	—	102.6%	125.6%	148.7%	148.7%	200.0%	223.1%	223.1%	223.1%	223.1%

年間給付費の推移と推計結果

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	2,812	2,646	2,695	2,834	2,836	2,836	4,563	4,563	4,563	4,563
要介護	94,866	100,455	119,214	157,023	157,787	214,861	232,193	232,193	232,193	232,193
計	97,678	103,101	121,909	159,857	160,623	217,697	236,756	236,756	236,756	236,756
前年比	—	105.6%	118.2%	131.1%	100.5%	135.5%	108.8%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	—	105.6%	124.8%	163.7%	164.4%	222.9%	242.4%	242.4%	242.4%	242.4%

⑥ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指すサービスで、認知症高齢者が、能力に応じ可能な限り自立した日常生活を送るための居住施設として重要です。



認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
要介護	177	177	176	189	189	189	189	189	189	189
計	178	178	177	190	190	190	190	190	190	190
前年比	—	100.0%	99.4%	107.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	—	100.0%	99.4%	106.7%	106.7%	106.7%	106.7%	106.7%	106.7%	106.7%

年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	2,122	2,866	2,940	2,958	2,959	2,959	2,959	2,959	2,959	2,959
要介護	520,628	529,799	534,660	577,387	578,004	578,300	578,300	578,300	578,300	578,300
計	522,750	532,665	537,600	580,345	580,963	581,259	581,259	581,259	581,259	581,259
前年比	—	101.9%	100.9%	108.0%	100.1%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	—	101.9%	102.8%	111.0%	111.1%	111.2%	111.2%	111.2%	111.2%	111.2%

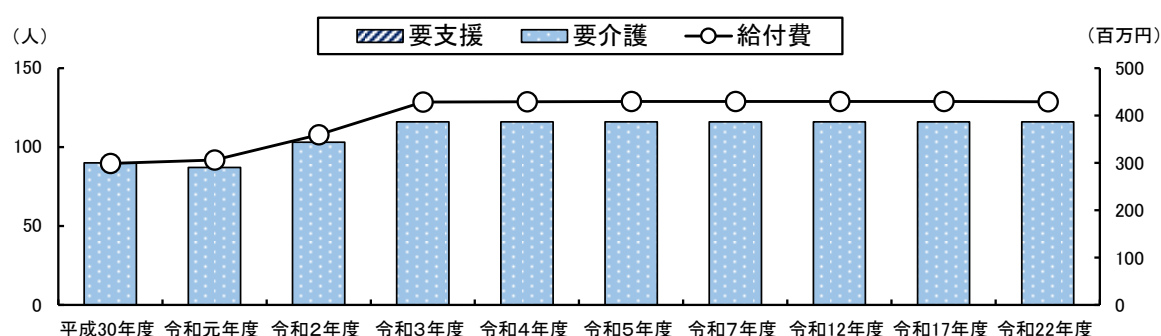
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入居している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当する者等を定めた計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

本市では、第 7 期計画に引き続き本計画においても利用を見込んでいません。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	90	87	103	116	116	116	116	116	116	116
計	90	87	103	116	116	116	116	116	116	116
前年比	-	96.7%	118.4%	112.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	96.7%	114.4%	128.9%	128.9%	128.9%	128.9%	128.9%	128.9%	128.9%

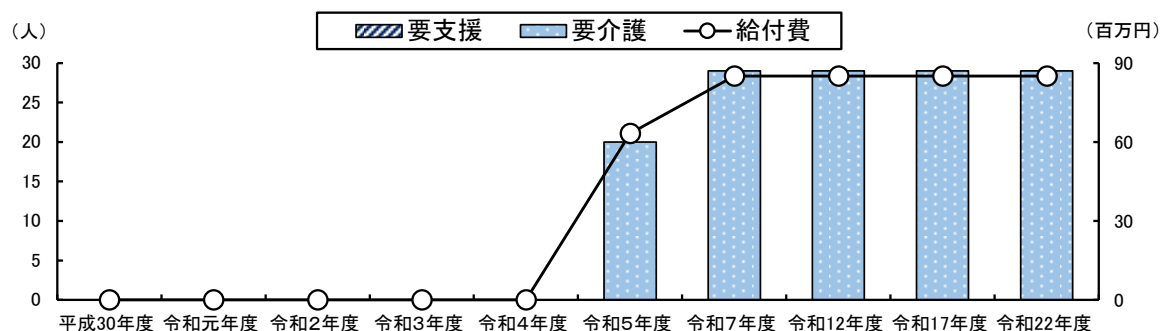
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	299,013	306,243	359,307	428,144	429,038	429,694	429,694	429,694	429,694	429,038
計	299,013	306,243	359,307	428,144	429,038	429,694	429,694	429,694	429,694	429,038
前年比	-	102.4%	117.3%	119.2%	100.2%	100.2%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%
H30比	-	102.4%	120.2%	143.2%	143.5%	143.7%	143.7%	143.7%	143.7%	143.5%

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービス提供が可能になるとともに、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となるため、小規模多機能型居宅介護と同様、在宅の限界点を高めるための重要なサービスと位置づけ、本計画期間内に1施設の整備を見込んでいます。



看護小規模多機能型居宅介護

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	0	0	0	0	0	20	29	29	29	29
計	0	0	0	0	0	20	29	29	29	29
前年比	-	-	-	-	-	-	145.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年間給付費の推移と推計結果

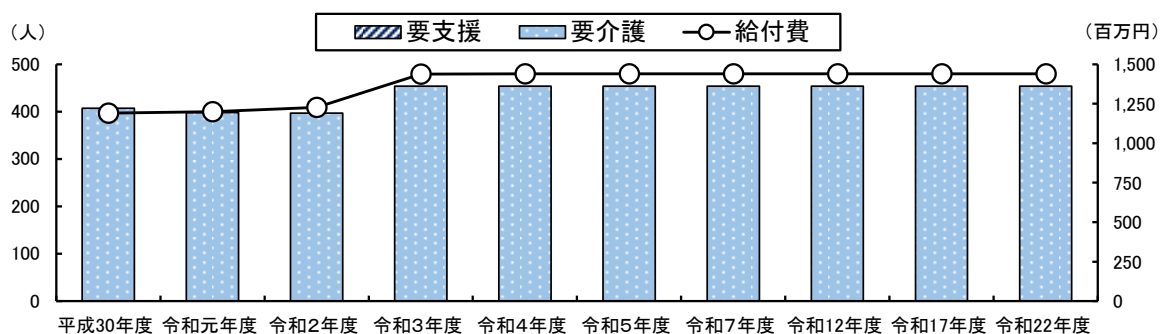
(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	0	0	0	0	0	63,256	85,095	85,095	85,095	85,095
計	0	0	0	0	0	63,256	85,095	85,095	85,095	85,095
前年比	-	-	-	-	-	-	134.5%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。



介護老人福祉施設

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	407	398	397	454	454	454	454	454	454	454
計	407	398	397	454	454	454	454	454	454	454
前年比	-	97.8%	99.7%	114.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	97.8%	97.5%	111.5%	111.5%	111.5%	111.5%	111.5%	111.5%	111.5%

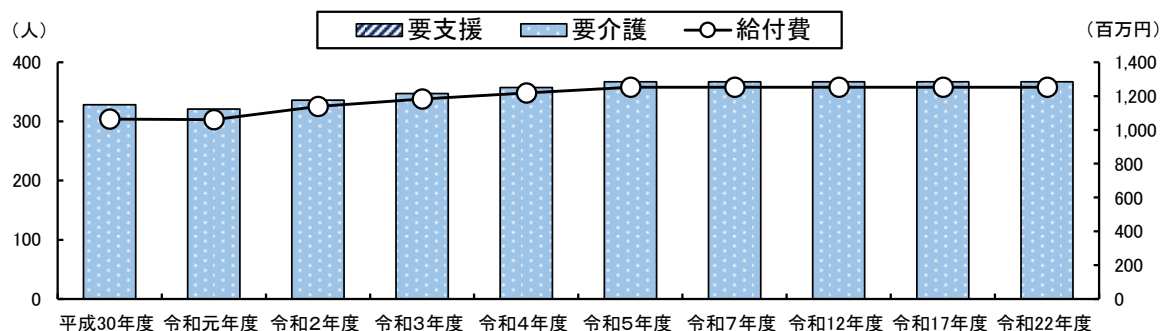
年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1,189,950	1,199,148	1,225,831	1,437,109	1,438,347	1,439,066	1,439,066	1,439,066	1,439,066	1,439,066
計	1,189,950	1,199,148	1,225,831	1,437,109	1,438,347	1,439,066	1,439,066	1,439,066	1,439,066	1,439,066
前年比	-	100.8%	102.2%	117.2%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	100.8%	103.0%	120.8%	120.9%	120.9%	120.9%	120.9%	120.9%	120.9%

② 介護老人保健施設

要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設であり、引き続き、その質的向上に努めます。



介護老人保健施設

利用者数の推移と推計結果（月平均）

（人）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	328	321	336	347	357	367	367	367	367	367
計	328	321	336	347	357	367	367	367	367	367
前年比	-	97.9%	104.7%	103.3%	102.9%	102.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	97.9%	102.4%	105.8%	108.8%	111.9%	111.9%	111.9%	111.9%	111.9%

年間給付費の推移と推計結果

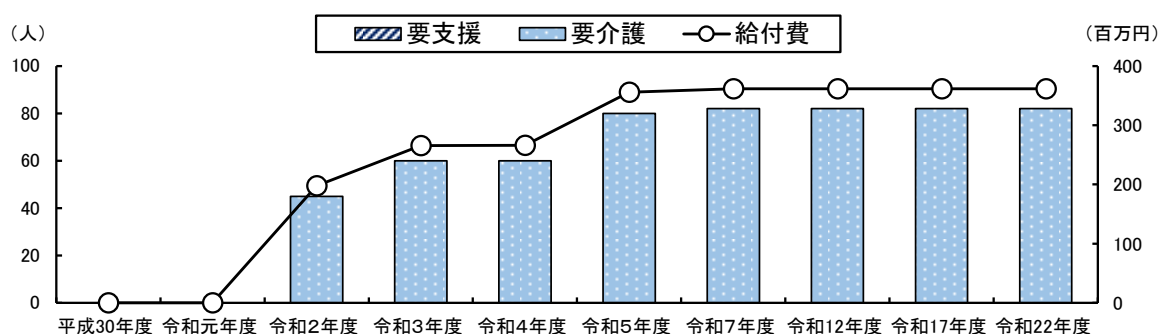
（千円）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	1,063,522	1,060,856	1,138,991	1,182,557	1,217,531	1,251,848	1,251,848	1,251,848	1,251,848	1,251,848
計	1,063,522	1,060,856	1,138,991	1,182,557	1,217,531	1,251,848	1,251,848	1,251,848	1,251,848	1,251,848
前年比	-	99.7%	107.4%	103.8%	103.0%	102.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	99.7%	107.1%	111.2%	114.5%	117.7%	117.7%	117.7%	117.7%	117.7%

③ 介護医療院

慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

なお、国において療養病床等からの転換が推進されていることを踏まえ、期間中において、指定介護療養型医療施設から 22 床程度の本施設への転換を見込んでいます。



介護医療院

利用者数の推移と推計結果 (月平均)

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	0	0	45	60	60	80	82	82	82	82
計	0	0	45	60	60	80	82	82	82	82
前年比	-	-	-	133.3%	100.0%	133.3%	102.5%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年間給付費の推移と推計結果

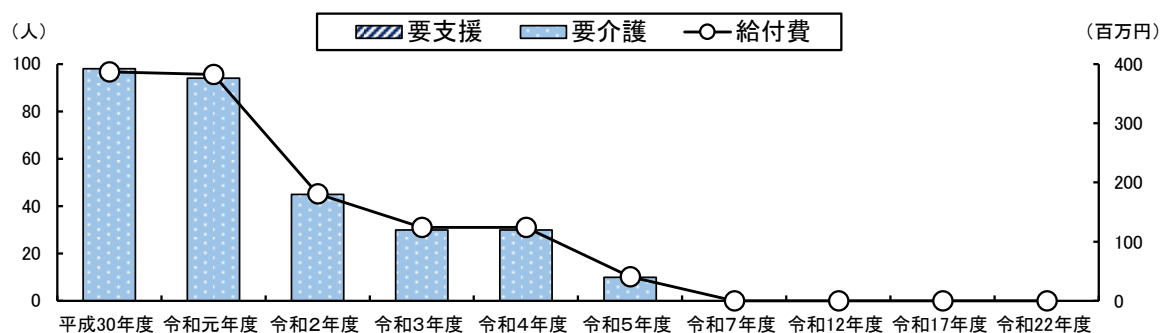
(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	0	0	197,862	265,436	266,015	355,693	361,466	361,466	361,466	361,466
計	0	0	197,862	265,436	266,015	355,693	361,466	361,466	361,466	361,466
前年比	-	-	-	134.2%	100.2%	133.7%	101.6%	100.0%	100.0%	100.0%
H30比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④ 介護療養型医療施設

療養病床等を持つ病院・診療所で指定介護療養型医療施設の指定を受けた施設であり、要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練やその他必要な医療を行います。

なお、本施設は平成 30 年度制度改正により令和 5 年度末までに廃止されることとなっており、うち 22 床程度は介護医療院への転換を見込んでいます。



介護療養型医療施設

利用者数の推移と推計結果（月平均）

（人）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	98	94	45	30	30	10	-	-	-	-
計	98	94	45	30	30	10	0	0	0	0
前年比	-	95.9%	47.9%	66.7%	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
H30比	-	95.9%	45.9%	30.6%	30.6%	10.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

年間給付費の推移と推計結果

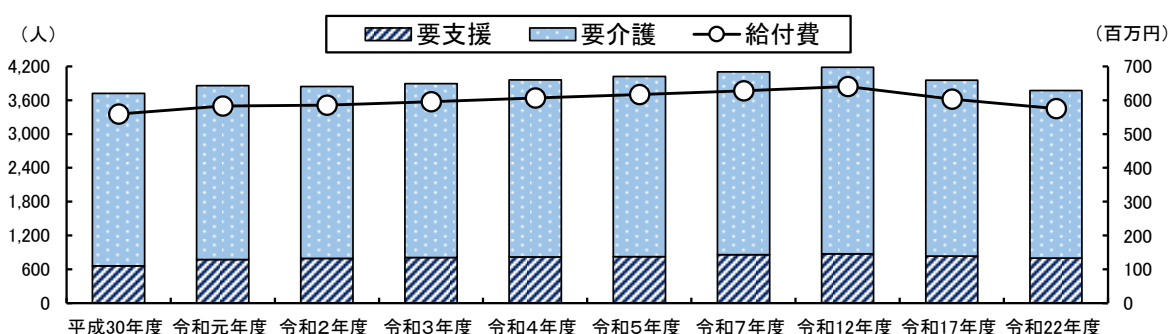
（千円）

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	386,559	382,166	181,016	124,324	124,393	40,998	-	-	-	-
計	386,559	382,166	181,016	124,324	124,393	40,998	0	0	0	0
前年比	-	98.9%	47.4%	68.7%	100.1%	33.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
H30比	-	98.9%	46.8%	32.2%	32.2%	10.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(4) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者の心身の状況維持・向上を図るため、介護支援専門員が、本人の心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望をもとに居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切な介護サービスが受けられるよう、サービス事業者間の連絡調整を行います。

介護予防支援は、地域包括支援センターが要支援者の介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるようサービス提供機関等との連絡・調整等を行うものです。



居宅介護支援／介護予防支援

利用者数の推移と推計結果（月平均）

(人)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	665	777	797	810	819	827	863	876	838	799
要介護	3,055	3,078	3,044	3,081	3,139	3,192	3,238	3,304	3,113	2,972
計	3,720	3,855	3,841	3,891	3,958	4,019	4,101	4,180	3,951	3,771
前年比	-	103.6%	99.6%	101.3%	101.7%	101.5%	102.0%	101.9%	94.5%	95.4%
H30比	-	103.6%	103.3%	104.6%	106.4%	108.0%	110.2%	112.4%	106.2%	101.4%

年間給付費の推移と推計結果

(千円)

	第7期実績			第8期見込み量			第9期以降見込み量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
要支援	35,350	40,975	42,549	43,510	44,018	44,448	46,383	47,082	45,040	42,944
要介護	523,299	541,269	542,369	551,739	562,617	572,297	580,930	592,930	557,988	531,963
計	558,649	582,244	584,918	595,249	606,635	616,745	627,313	640,012	603,028	574,907
前年比	-	104.2%	100.5%	101.8%	101.9%	101.7%	101.7%	102.0%	94.2%	95.3%
H30比	-	104.2%	104.7%	106.6%	108.6%	110.4%	112.3%	114.6%	107.9%	102.9%

3 給付費等の見込み

(1) サービス利用者数の見込み

【介護給付】

(平成30年度～令和5年度)

(人／月)

サービス種類	第7期実績			第8期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス						
訪問介護	1,134	1,101	1,056	1,091	1,112	1,132
訪問入浴介護	34	36	36	38	38	39
訪問看護	234	221	226	234	239	243
訪問リハビリテーション	112	119	122	123	125	128
居宅療養管理指導	220	232	242	244	249	252
通所介護	1,154	1,178	1,185	1,187	1,209	1,231
通所リハビリテーション	929	958	948	975	994	1,011
短期入所生活介護	398	420	421	421	430	439
短期入所療養介護(老健)	103	98	96	96	99	102
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,770	1,808	1,855	1,860	1,889	1,921
特定福祉用具購入費	22	25	25	27	28	29
住宅改修費	18	23	26	26	27	27
特定施設入居者生活介護	53	52	52	68	68	80
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	116	157	172	173	176	179
夜間対応型訪問介護	27	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	393	410	424	441	450	459
認知症対応型通所介護	74	71	73	73	76	76
小規模多機能型居宅介護	36	37	46	55	55	75
認知症対応型共同生活介護	177	177	176	189	189	189
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	90	87	103	116	116	116
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	20
施設サービス						
介護老人福祉施設	407	398	397	454	454	454
介護老人保健施設	328	321	336	347	357	367
介護医療院	0	0	45	60	60	80
介護療養型医療施設	98	94	45	30	30	10
居宅介護支援	3,055	3,078	3,044	3,081	3,139	3,192

【介護給付】

(中期推計)

(人／月)

サービス種類	第9期以降見込み量			
	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス				
訪問介護	1,141	1,167	1,112	1,034
訪問入浴介護	41	43	38	37
訪問看護	247	251	240	225
訪問リハビリテーション	131	135	127	121
居宅療養管理指導	261	267	252	227
通所介護	1,239	1,272	1,229	1,141
通所リハビリテーション	1,018	1,039	999	964
短期入所生活介護	444	454	433	400
短期入所療養介護(老健)	105	107	101	97
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,958	1,998	1,877	1,749
特定福祉用具購入費	29	29	29	29
住宅改修費	28	28	27	28
特定施設入居者生活介護	106	106	106	106
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	183	188	174	165
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	464	476	447	425
認知症対応型通所介護	80	80	75	73
小規模多機能型居宅介護	82	82	82	82
認知症対応型共同生活介護	189	189	189	189
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	116	116	116	116
看護小規模多機能型居宅介護	29	29	29	29
施設サービス				
介護老人福祉施設	454	454	454	454
介護老人保健施設	367	367	367	367
介護医療院	82	82	82	82
介護療養型医療施設				
居宅介護支援	3,238	3,304	3,113	2,972

【予防給付】

(平成30年度～令和5年度)

(人／月)

サービス種類	第7期実績			第8期見込み量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	16	20	20	20	20	20
介護予防訪問リハビリテーション	9	14	17	17	17	17
介護予防居宅療養管理指導	5	5	8	8	8	8
介護予防通所リハビリテーション	419	495	502	510	515	522
介護予防短期入所生活介護	2	3	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	315	369	400	407	412	416
特定介護予防福祉用具購入費	9	9	9	9	9	9
介護予防住宅改修費	11	14	14	14	15	16
介護予防特定施設入居者生活介護	4	3	3	5	5	5
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3	3	3	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1	1	1
介護予防支援	665	777	797	810	819	827

【予防給付】

(中期推計)

(人／月)

サービス種類	第9期以降見込み量			
	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	22	22	21	19
介護予防訪問リハビリテーション	18	18	17	16
介護予防居宅療養管理指導	9	9	9	8
介護予防通所リハビリテーション	525	534	519	494
介護予防短期入所生活介護	4	4	4	4
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	426	432	413	394
特定介護予防福祉用具購入費	10	10	10	9
介護予防住宅改修費	16	16	16	14
介護予防特定施設入居者生活介護	7	7	7	7
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	5	5	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	1	1
介護予防支援	863	876	838	799

(2) サービス給付費の見込み

① 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、居宅介護支援）

【介護給付費】

（令和3年度～令和5年度）

（千円）

サービス種類	第8期見込み量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護給付費計 (A=a1+a2+a3+a4)	9,872,760	10,031,177	10,325,938	30,229,875
居宅サービス(a1)	4,213,940	4,299,322	4,406,673	12,919,935
訪問介護	627,417	640,924	652,910	1,921,251
訪問入浴介護	26,512	26,527	27,234	80,273
訪問看護	113,136	115,610	117,584	346,330
訪問リハビリテーション	52,675	54,694	55,955	163,324
居宅療養管理指導	23,107	23,615	23,891	70,613
通所介護	1,374,614	1,401,846	1,427,999	4,204,459
通所リハビリテーション	845,959	863,703	878,718	2,588,380
短期入所生活介護	580,782	593,543	607,289	1,781,614
短期入所療養介護(老健)	102,828	105,933	108,829	317,590
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	269,016	273,634	278,354	821,004
特定福祉用具購入費	8,157	8,517	8,796	25,470
住宅改修費	27,083	28,032	28,032	83,147
特定施設入居者生活介護	162,654	162,744	191,082	516,480
地域密着型サービス(a2)	2,097,655	2,122,952	2,259,363	6,479,970
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	393,300	401,440	407,617	1,202,357
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	437,776	448,331	457,283	1,343,390
認知症対応型通所介護	104,025	108,352	108,352	320,729
小規模多機能型居宅介護	157,023	157,787	214,861	529,671
認知症対応型共同生活介護	577,387	578,004	578,300	1,733,691
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	428,144	429,038	429,694	1,286,876
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	63,256	63,256
施設サービス(a3)	3,009,426	3,046,286	3,087,605	9,143,317
介護老人福祉施設	1,437,109	1,438,347	1,439,066	4,314,522
介護老人保健施設	1,182,557	1,217,531	1,251,848	3,651,936
介護医療院	265,436	266,015	355,693	887,144
介護療養型医療施設	124,324	124,393	40,998	289,715
居宅介護支援(a4)	551,739	562,617	572,297	1,686,653

【介護給付費】

(中期推計)

(千円)

サービス種類	第9期以降見込み量			
	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護給付費計(A=a1+a2+a3+a4)	10,462,057	10,611,218	10,294,800	9,949,756
居宅サービス(a1)	4,510,798	4,622,998	4,412,926	4,149,193
訪問介護	660,002	676,828	636,145	594,698
訪問入浴介護	28,651	29,838	26,527	25,669
訪問看護	119,756	121,745	116,152	108,086
訪問リハビリテーション	57,255	59,026	55,542	53,024
居宅療養管理指導	24,747	25,320	23,891	21,576
通所介護	1,429,115	1,476,639	1,415,153	1,317,682
通所リハビリテーション	885,918	904,478	869,032	836,725
短期入所生活介護	613,575	629,127	597,881	545,549
短期入所療養介護(老健)	112,960	115,099	107,892	101,562
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	284,849	290,928	271,916	250,652
特定福祉用具購入費	8,796	8,796	8,796	8,796
住宅改修費	29,207	29,207	28,032	29,207
特定施設入居者生活介護	255,967	255,967	255,967	255,967
地域密着型サービス(a2)	2,317,949	2,342,910	2,271,506	2,216,220
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	415,287	427,198	393,962	368,529
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	463,405	476,455	445,381	419,460
認知症対応型通所介護	113,975	113,975	106,881	103,605
小規模多機能型居宅介護	232,193	232,193	232,193	232,193
認知症対応型共同生活介護	578,300	578,300	578,300	578,300
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	429,694	429,694	429,694	429,038
看護小規模多機能型居宅介護	85,095	85,095	85,095	85,095
施設サービス(a3)	3,052,380	3,052,380	3,052,380	3,052,380
介護老人福祉施設	1,439,066	1,439,066	1,439,066	1,439,066
介護老人保健施設	1,251,848	1,251,848	1,251,848	1,251,848
介護医療院	361,466	361,466	361,466	361,466
介護療養型医療施設				
居宅介護支援(a4)	580,930	592,930	557,988	531,963

② 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援）

【予防給付費】

（令和３年度～令和５年度）

（千円）

サービス種類	第8期見込み量			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
予防給付費計(B=b1+b2+b3)	324,426	329,874	334,536	988,836
介護予防サービス(b1)	275,124	280,061	284,293	839,478
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,517	6,521	6,521	19,559
介護予防訪問リハビリテーション	6,310	7,348	7,348	21,006
介護予防居宅療養管理指導	1,229	1,230	1,230	3,689
介護予防通所リハビリテーション	211,418	213,775	216,550	641,743
介護予防短期入所生活介護	1,367	1,367	1,367	4,101
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	24,099	24,396	24,631	73,126
特定介護予防福祉用具購入費	2,428	2,428	2,428	7,284
介護予防住宅改修費	17,216	18,454	19,676	55,346
介護予防特定施設入居者生活介護	4,540	4,542	4,542	13,624
地域密着型介護予防サービス(b2)	5,792	5,795	5,795	17,382
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,834	2,836	2,836	8,506
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,958	2,959	2,959	8,876
介護予防支援(b3)	43,510	44,018	44,448	131,976

【予防給付費】

（中期推計）

（千円）

サービス種類	第9期以降見込み量			
	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
予防給付費計(B=b1+b2+b3)	343,304	348,119	337,675	320,324
介護予防サービス(b1)	289,399	293,515	285,113	269,858
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	7,075	7,075	6,717	6,162
介護予防訪問リハビリテーション	7,774	7,774	7,348	6,922
介護予防居宅療養管理指導	1,360	1,360	1,360	1,230
介護予防通所リハビリテーション	217,803	221,564	215,071	204,774
介護予防短期入所生活介護	1,367	1,367	1,367	1,367
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	25,226	25,581	24,456	23,329
特定介護予防福祉用具購入費	2,688	2,688	2,688	2,428
介護予防住宅改修費	19,676	19,676	19,676	17,216
介護予防特定施設入居者生活介護	6,430	6,430	6,430	6,430
地域密着型介護予防サービス(b2)	7,522	7,522	7,522	7,522
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,563	4,563	4,563	4,563
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,959	2,959	2,959	2,959
介護予防支援(b3)	46,383	47,082	45,040	42,944

(3) 地域支援事業費の見込み

【地域支援事業費】

(平成 30 年度～令和 5 年度)

			第7期実績			第8期見込み量		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防・日常生活支援総合事業			220,731	237,773	273,512	290,300	308,100	325,900
訪問介護相当サービス	事業費(千円)	67,639	66,726	72,000	78,250	84,500	90,750	
	人数(人)	303	280	325	350	375	400	
訪問型サービス A	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
訪問型サービス B	事業費(千円)	0	0	0	0	1,000	2,000	
訪問型サービス C	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
訪問型サービス D	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
訪問型サービス(その他)	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
通所介護相当サービス	事業費(千円)	133,807	151,450	165,000	172,000	179,000	186,000	
	人数(人)	404	422	460	480	500	520	
通所型サービス A	事業費(千円)	56	327	500	2,500	2,500	2,500	
	人数(人)	1	1	2	10	10	10	
通所型サービス B	事業費(千円)	0	0	0	0	2,000	4,000	
通所型サービス C	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
通所型サービス(その他)	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
栄養改善や見守りを目的とした配食	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
介護予防ケアマネジメント	事業費(千円)	13,567	13,892	24,900	25,000	25,000	25,000	
介護予防把握事業	事業費(千円)	0	0	50	50	100	150	
介護予防普及啓発事業	事業費(千円)	3,423	3,771	4,959	6,000	7,000	8,000	
地域介護予防活動支援事業	事業費(千円)	1,329	538	1,203	1,500	2,000	2,500	
一般介護予防事業評価事業	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
地域リハビリテーション活動支援事業	事業費(千円)	0	0	0	0	0	0	
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	事業費(千円)	911	1,069	4,900	5,000	5,000	5,000	

※事業費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数

		第7期実績			第8期見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業		132,023	130,544	139,461	147,000	155,700	164,100
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	事業費(千円)	121,779	121,607	127,161	133,500	140,200	147,200
任意事業	事業費(千円)	10,244	8,938	12,300	13,500	15,500	16,900
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)		21,078	22,136	25,512	33,700	38,200	40,000
在宅医療・介護連携推進事業	事業費(千円)	4,819	4,818	4,818	4,819	4,819	4,819
生活支援体制整備事業	事業費(千円)	15,709	16,149	19,140	24,000	24,000	24,000
認知症初期集中支援推進事業	事業費(千円)	192	221	933	1,000	1,500	2,000
認知症地域支援・ケア向上事業	事業費(千円)	66	608	121	1,881	2,381	3,681
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	事業費(千円)	0	0	0	1,000	4,500	4,500
地域ケア会議推進事業	事業費(千円)	292	340	500	1,000	1,000	1,000
地域支援事業費計	事業費(千円)	373,832	390,453	438,485	471,000	502,000	530,000

※事業費は年間累計の金額

(中期推計)

		第9期以降見込み量			
		令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1)介護予防・日常生活支援総合事業		333,000	349,100	365,900	356,600
訪問介護相当サービス	事業費(千円)	92,580	97,200	102,040	98,970
	人数(人)	408	428	449	435
訪問型サービスA	事業費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
訪問型サービスB	事業費(千円)	3,000	4,000	5,000	5,000
訪問型サービスC	事業費(千円)	0	0	0	0
訪問型サービスD	事業費(千円)	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	事業費(千円)	0	0	0	0
通所介護相当サービス	事業費(千円)	189,720	199,200	209,160	202,930
	人数(人)	530	556	583	565
通所型サービスA	事業費(千円)	3,000	3,000	3,000	3,000
	人数(人)	15	15	15	15
通所型サービスB	事業費(千円)	4,000	5,000	6,000	6,000
通所型サービスC	事業費(千円)	0	0	0	0
通所型サービス(その他)	事業費(千円)	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	事業費(千円)	0	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	事業費(千円)	0	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	事業費(千円)	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	事業費(千円)	25,000	25,000	25,000	25,000
介護予防把握事業	事業費(千円)	200	200	200	200
介護予防普及啓発事業	事業費(千円)	8,000	8,000	8,000	8,000
地域介護予防活動支援事業	事業費(千円)	2,500	2,500	2,500	2,500
一般介護予防事業評価事業	事業費(千円)	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	事業費(千円)	0	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	事業費(千円)	5,000	5,000	5,000	5,000

※事業費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数

		令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(2) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業		167,400	175,800	184,500	179,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	事業費(千円)	150,170	157,700	165,540	160,600
任意事業	事業費(千円)	17,230	18,100	18,960	18,400
(3) 包括的支援事業(社会保障充実分)		40,000	40,000	40,000	40,000
在宅医療・介護連携推進事業	事業費(千円)	4,819	4,819	4,819	4,819
生活支援体制整備事業	事業費(千円)	24,000	24,000	24,000	24,000
認知症初期集中支援推進事業	事業費(千円)	2,000	2,000	2,000	2,000
認知症地域支援・ケア向上事業	事業費(千円)	3,681	3,681	3,681	3,681
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	事業費(千円)	4,500	4,500	4,500	4,500
地域ケア会議推進事業	事業費(千円)	1,000	1,000	1,000	1,000
地域支援事業費計	事業費(千円)	540,400	564,900	590,400	575,600

※事業費は年間累計の金額

4 第8期介護保険料の算定

(1) 標準給付費の見込み

【標準給付費】

(令和3年度～令和5年度)

(千円)

	第8期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	10,707,739	10,848,696	11,157,864	32,714,299
総給付費	10,197,186	10,361,051	10,660,474	31,218,711
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	252,972	227,127	231,662	711,761
特定入所者介護サービス費等給付額	313,568	319,839	326,236	959,643
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	60,595	92,712	94,574	247,882
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	213,800	215,862	220,179	649,841
高額介護サービス費等給付額	218,141	222,504	226,954	667,598
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	4,341	6,642	6,774	17,757
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,361	31,989	32,628	95,979
算定対象審査支払手数料	12,419	12,667	12,921	38,007
審査支払手数料一件あたり単価	77	77	77	
審査支払手数料支払件数	161,285	164,511	167,801	493,597
審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0

(中期推計)

(千円)

	第9期以降			
	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
標準給付費見込額	11,308,362	11,478,453	11,158,583	10,782,061
総給付費	10,805,361	10,959,337	10,632,475	10,270,080
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	234,246	241,673	244,891	238,383
特定入所者介護サービス費等給付額	329,876	340,325	344,864	335,700
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う 財政影響額	95,630	98,652	99,974	97,317
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	222,711	229,978	233,135	226,762
高額介護サービス費等給付額	229,563	237,054	240,308	233,739
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	6,852	7,076	7,173	6,977
高額医療合算介護サービス費等給付額	32,966	33,933	34,353	33,505
算定対象審査支払手数料	13,079	13,532	13,729	13,331
審査支払手数料一件あたり単価	77	77	77	77
審査支払手数料支払件数	169,852	175,740	178,298	173,134
審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0

(2) 第1号被保険者の所得段階別の人数の見込み

	合計			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階	12,603	4,212	4,198	4,193
第2段階	8,476	2,833	2,823	2,820
第3段階	7,729	2,583	2,574	2,572
第4段階	8,076	2,699	2,690	2,687
第5段階	13,300	4,445	4,430	4,425
第6段階	15,811	5,285	5,266	5,260
第7段階	9,898	3,308	3,297	3,293
第8段階	3,722	1,244	1,240	1,238
第9段階	1,502	502	500	500
第10段階	2,228	745	742	741
合計	83,345	27,856	27,760	27,729
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	82,900	27,708	27,612	27,580

(3) 保険料基準額の算定

第8期保険料基準額の算定は下記のとおりです。

はじめに今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計(A)に第1号被保険者負担割合(23%で算定)を乗じて第1号被保険者負担分相当額(B)を求めます。次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(C-D)、財政安定化基金への償還金(E)を加算し、基金取崩の額(F)、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(G)を差し引きします。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額(月額)となります。

項目	金額
標準給付費＋地域支援事業費計〔A〕	34,217,299 千円
第1号被保険者負担分相当額〔B〕＝〔A〕×23%	7,869,979 千円
調整交付金相当額〔C〕	1,681,930 千円
調整交付金見込額〔D〕	1,963,942 千円
財政安定化基金償還金〔E〕※1	0 千円
介護給付費準備基金取崩額〔F〕	550,000 千円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額〔G〕	60,000 千円
保険料収納必要額〔H〕 ＝〔B〕＋〔C〕－〔D〕＋〔E〕－〔F〕－〔G〕	6,977,967 千円

項目	数値
保険料収納必要額〔H〕	6,977,967 千円
予定保険料収納率〔I〕	98.8%
所得段階別加入割合補正後被保険者数〔J〕※2	82,900 人
第8期の1号被保険者の介護保険料の基準額保険料〔K〕 月額 〔K〕＝〔H〕÷〔I〕÷〔J〕÷12 か月	7,100 円

※1 本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。

※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計(＝所得段階別加入割合補正後被保険者数)を被保険者数とみなして基準額を算定します。

【第8期計画期間の所得段階別対象者と基準額に対する割合】

所得段階	対象者	基準額に対する割合
第1段階	生活保護受給者の方、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の方	× 0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を越え120万円以下の方	× 0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が120万円を超える方	× 0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の方	× 0.90
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を越える方	× 1.00 基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	× 1.20
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	× 1.30
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	× 1.50
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	× 1.70
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が430万円以上の方	× 1.75

※合計所得金額について

長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、控除後の額を用います。

第6章 計画の推進

1 市民、地域、行政等の連携

高齢者福祉の取組を推進する上で、住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

2 市民意識の啓発と地域福祉の推進

高齢者が社会の進展に寄与してきたことを次代に受け継いでゆくという、人間社会の世代の流れを認識した上で、誰でもいずれは直面する共通の問題となるよう意識の啓発を図ります。また、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現する必要があります。

このため、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

3 保険者機能強化推進交付金等の活用

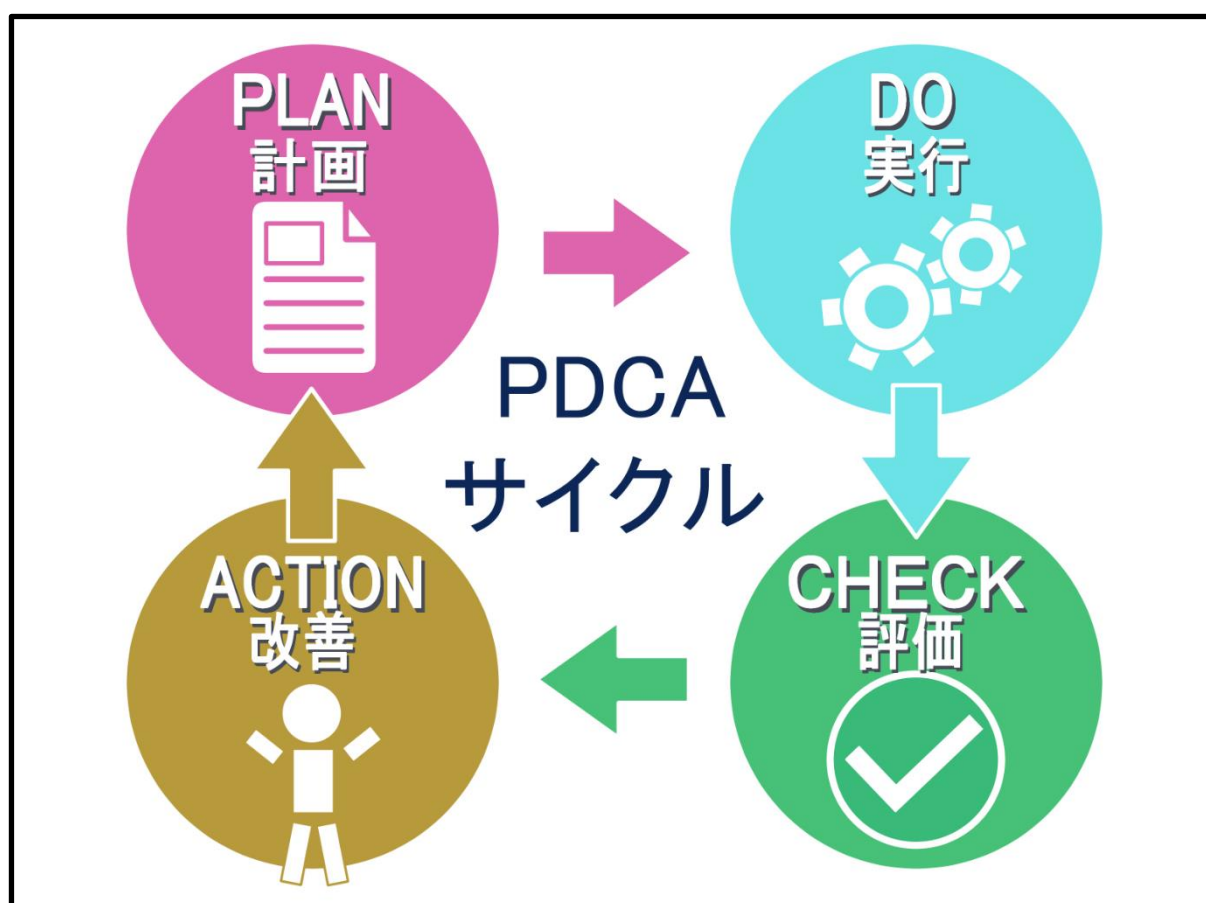
平成30年度より市町村や都道府県の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設されました。また、令和2年度には保険者による介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たな介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種施策の一層の強化を図ります。

4 PDCAサイクルを通じた地域マネジメントの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のためには、保険者による地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化していく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進していく必要があります。「地域マネジメント」によって、「実態把握・課題分析⇒計画作成⇒取組の推進⇒実績評価」のPDCAサイクルを繰り返し行うことが、保険者機能の強化に資する取組として求められています。

実態や課題を踏まえて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有しつつ、目標の達成状況について、点検、評価、公表を行っていきます。



資 料

四国中央市介護保険運営協議会委員名簿

区分	委員名	所属
被保険者を代表する委員	矢 野 強	老人クラブ連合会
	田 邊 富久江	
	石 川 能 婦 子	
	鈴 木 晴 喜	
	福 田 泉	四国中央市ふれあい相談員・歯科衛生士
介護サービス事業所を代表する委員	大 西 将 彦	社会福祉法人愛美会
	山 本 正 行	医療法人明生会
	伊 藤 律 子	医療法人康仁会
	篠 原 弘 之	社会福祉法人まこと
	井 上 彰	四国中央市社会福祉協議会
保健医療機関を代表する委員	村 上 義 弘	医療法人栗整形外科病院
	宮 崎 博 夫	医療法人誓生会
	梶 原 秀 志	公立学校共済組合四国中央病院
	高 木 恭 也	宇摩医師会
	佐々木 一行	宇摩歯科医師会
学識経験を有する委員	井 上 定 恵	四国中央市民生児童委員協議会
	藤 田 真 美	介護支援専門員・保健師
	川 上 みどり	四国中央市連合婦人会
	山 口 佐 人	四国中央市障害者福祉団体連合会

**四 国 中 央 市 高 齢 者 福 祉 計 画
第 8 期 介 護 保 険 事 業 計 画**

発行年月 令和3年3月

発 行 四国中央市 福祉部 高齢介護課

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 (0896) 28-6025

FAX (0896) 28-6059